

義務付け・枠付けのメルクマール 該当・非該当の判断

分野	通番	法律名
1 行政組織・行政手続 (P1～)	1	公職選挙法
	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
	3	人権擁護委員法
	4	独立行政法人水資源機構法
	5	独立行政法人日本スポーツ振興センター法
	6	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律
	7	行政手続法
	8	行政不服審査法
	9	行政書士法
2 地方自治 (P8～)	1	地方自治法
	2	市町村の合併の特例等に関する法律
	3	構造改革特別区域法
	4	地域再生法
	5	住居表示に関する法律
	6	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
	7	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律
	8	特定非営利活動促進法
	9	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律
	10	地方公営企業法
	11	地方独立行政法人法
	12	地方公務員法
	13	地方公務員の育児休業等に関する法律
	14	地方公務員等共済組合法
	15	地方公務員災害補償法
	16	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律
	17	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
	18	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
	19	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律
3 地方財政・財務通則・国税 (P22～)	1	地方財政法
	2	地方税法
	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
	4	当せん金付証票法
	5	競馬法
	6	自転車競技法
	7	小型自動車競走法

分野	通番	法律名
	8	モーターボート競走法
	9	政府契約の支払遅延防止等に関する法律
	10	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律
	11	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
4 司法・警察・消防 (P33～)	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
	3	遺失物法
	4	住民基本台帳法
	5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
	6	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律
	7	犯罪による収益の移転防止に関する法律
	8	売春防止法
	9	国際捜査共助等に関する法律
	10	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律
	11	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約第13条の規定の実施に関する法律
	12	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
	13	更生保護事業法
	14	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
	15	警察法
	16	警察官職務執行法
	17	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	18	古物営業法
	19	質屋営業法
	20	警備業法
	21	探偵業の業務の適正化に関する法律
	22	銃砲刀剣類所持等取締法
	23	サリン等による人身被害の防止に関する法律
	24	ストーカー行為等の規制等に関する法律
	25	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
	26	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
	27	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	28	交通安全対策基本法
	29	道路交通法
	30	自動車安全運転センター法
	31	自動車の保管場所の確保等に関する法律

分野	通番	法律名
	32	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
	33	消防組織法
	34	消防法
	35	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律
5 国土・土地 (P57～)	1	国土形成計画法
	2	国土利用計画法
	3	多極分散型国土形成促進法
	4	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律
	5	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
	6	国会等の移転に関する法律
	7	国土調査法
	8	国土調査促進特別措置法
	9	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法
	10	水源地域対策特別措置法
	11	小笠原諸島振興開発特別措置法
	12	大阪湾臨海地域開発整備法
	13	奄美群島振興開発特別措置法
	14	沖縄振興特別措置法
	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律
	16	離島振興法
	17	山村振興法
	18	過疎地域自立促進特別措置法
	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律
	20	半島振興法
	21	総合保養地域整備法
	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
	23	地理空間情報活用推進基本法
	24	測量法
	25	土地収用法
	26	土地区画整理法
	27	公共用地の取得に関する特別措置法
	28	公有地の拡大の推進に関する法律
	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
	30	公有水面埋立法
6 都市 (P79～)	1	都市計画法
	2	都市再生特別措置法

分野

通番

法律名

-
- 3 都市再開発法
 - 4 密集市街地における防災街区の整備に関する法律
 - 5 都市緑地法
 - 6 生産緑地法
 - 7 駐車場法
 - 8 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
 - 9 首都圏近郊緑地保全法
 - 10 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
 - 11 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
 - 12 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
 - 13 中部圏開発整備法
 - 14 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
 - 15 新都市基盤整備法
 - 16 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
 - 17 流通業務市街地の整備に関する法律
 - 18 中心市街地の活性化に関する法律
 - 19 筑波研究学園都市建設法
 - 20 関西文化学術研究都市建設促進法
 - 21 広島平和記念都市建設法
 - 22 長崎国際文化都市建設法
 - 23 旧軍港市転換法
 - 24 別府国際観光温泉文化都市建設法
 - 25 伊東国際観光温泉文化都市建設法
 - 26 熱海国際観光温泉文化都市建設法
 - 27 横浜国際港都建設法
 - 28 神戸国際港都建設法
 - 29 奈良国際文化観光都市建設法
 - 30 京都国際文化観光都市建設法
 - 31 松江国際文化観光都市建設法
 - 32 芦屋国際文化住宅都市建設法
 - 33 松山国際観光温泉文化都市建設法
 - 34 軽井沢国際親善文化観光都市建設法
 - 35 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律
 - 36 都市公園法
 - 37 景観法
 - 38 屋外広告物法

分野	通番	法律名
	39	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
	40	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	41	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
7 道路 (P111~)	1	道路法
	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律
	3	共同溝の整備等に関する特別措置法
	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法
	5	高速自動車国道法
	6	踏切道改良促進法
	7	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
	8	道路整備特別措置法
	9	地方道路公社法
8 河川・災害 (P118~)	1	河川法
	2	運河法
	3	災害対策基本法
	4	災害弔慰金の支給等に関する法律
	5	水防法
	6	水害予防組合法
	7	特定都市河川浸水被害対策法
	8	海岸法
	9	砂防法
	10	地すべり等防止法
	11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	13	豪雪地帯対策特別措置法
	14	地震防災対策特別措置法
	15	大規模地震対策特別措置法
	16	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
	17	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
	18	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
	19	活動火山対策特別措置法
	20	石油コンビナート等災害防止法
	21	原子力災害対策特別措置法
	22	被災市街地復興特別措置法
	23	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

分野	通番	法律名
9 建築・住宅 (P133～)	24	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
	1	建築基準法
	2	住宅地区改良法
	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律
	4	建築士法
	5	住生活基本法
	6	公営住宅法
	7	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
	8	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法
	9	宅地造成等規制法
	10	高齢者の居住の安定確保に関する法律
	11	優良田園住宅の建設の促進に関する法律
	12	地方住宅供給公社法
	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律
	14	新住宅市街地開発法
	15	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
	17	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法
	18	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法
	19	農住組合法
	20	宅地建物取引業法
	21	積立式宅地建物販売業法
	22	不動産特定共同事業法
	23	不動産の鑑定評価に関する法律
24	建設業法	
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
26	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	
10 教育・文化 (P152～)	1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	3	学校教育法
	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
	5	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
	6	私立学校法
	7	教育公務員特例法

分野	通番	法律名
	8	教育職員免許法
	9	教育職員免許法施行法
	10	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
	11	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律
	12	義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律
	13	学校保健法
	14	社会教育法
	15	図書館法
	16	博物館法
	17	へき地教育振興法
	18	特別支援学校への就学奨励に関する法律
	19	文化財保護法
	20	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
11 産業通則 (P163～)	1	産業活力再生特別措置法
	2	中小企業等協同組合法
	3	中小企業団体の組織に関する法律
	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
	5	中小企業支援法
	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
	7	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
	8	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
	9	小規模企業者等設備導入資金助成法
	10	伝統的工芸品産業の振興に関する法律
	11	商工会議所法
	12	商工会法
	13	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律
	14	計量法
12 農業 (P172～)	1	農業委員会等に関する法律
	2	有機農業の推進に関する法律
	3	農業改良助長法
	4	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
	5	農業改良資金助成法
	6	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法
	7	農業近代化資金融通法
	8	農山漁村電気導入促進法
	9	農業機械化促進法

分野	通番	法律名
	10	特定農産加工業経営改善臨時措置法
	11	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
	12	農地法
	13	市民農園整備促進法
	14	土地改良法
	15	農業振興地域の整備に関する法律
	16	集落地域整備法
	17	農業経営基盤強化促進法
	18	地力増進法
	19	主要農作物種子法
	20	果樹農業振興特別措置法
	21	野菜生産出荷安定法
	22	肥料取締法
	23	農薬取締法
	24	植物防疫法
	25	農業災害補償法
	26	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
	27	農業協同組合法
	28	家畜改良増殖法
	29	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
	30	養鶏振興法
	31	家畜伝染病予防法
	32	牛海綿状脳症対策特別措置法
	33	家畜排せつ物の管理の適正化及び促進に関する法律
	34	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
	35	牧野法
	36	家畜商法
	37	家畜取引法
	38	獣医師法
	39	獣医療法
13 林業 (P194～)	1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
	2	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
	3	林業・木材産業改善資金助成法
	4	林業労働力の確保の促進に関する法律
	5	森林法
	6	森林の保健機能の増進に関する特別措置法

分野	通番	法律名
	7	森林組合法
	8	林業種苗法
	9	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
	10	木材の安定供給の確保に関する特別措置法
	11	森林病虫害等防除法
14 水産業 (P201～)	1	漁業法
	2	遊漁船業の適正化に関する法律
	3	水産資源保護法
	4	水産業協同組合法
	5	漁業協同組合合併促進法
	6	漁船法
	7	漁港漁場整備法
	8	沿岸漁場整備開発法
	9	沿岸漁業改善資金助成法
	10	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法
	11	漁業近代化資金融通法
	12	海洋水産資源開発促進法
	13	持続的養殖生産確保法
	14	漁業災害補償法
15 鉱業・工業 (P210～)	1	水洗炭業に関する法律
	2	採石法
	3	砂利採取法
	4	工場立地法
	5	農村地域工業等導入促進法
	6	工業用水法
	7	工業用水道事業法
	8	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法
	9	使用済自動車の再資源化等に関する法律
	10	武器等製造法
	11	火薬類取締法
	12	高圧ガス保安法
	13	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
	14	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律
	15	電気事業法
	16	電気工事業の業務の適正化に関する法律
	17	電気工事士法
	18	発電用施設周辺地域整備法

分野	通番	法律名
	19	ガス事業法
	20	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
	21	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
16 商業・金融・貿易 (P222～)	1	卸売市場法
	2	大規模小売店舗立地法
	3	商店街振興組合法
	4	中小小売商業振興法
	5	割賦販売法
	6	特定商取引に関する法律
	7	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
	8	消費生活用製品安全法
	9	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
	10	家庭用品品質表示法
	11	消費生活協同組合法
	12	貸金業法
17 運輸・観光 (P228～)	1	鉄道事業法
	2	都市鉄道等利便増進法
	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
	5	都市モノレールの整備の促進に関する法律
	6	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
	7	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
	8	港湾法
	9	北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
	10	特定港湾施設整備特別措置法
	11	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律
	12	水難救護法
	13	海難審判法
	14	旅行業法
	15	通訳案内士法
	16	国際観光ホテル整備法
	17	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律
	18	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律
	19	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
	20	空港法

分野	通番	法律名
18 労働 (P240～)	1	労働組合法
	2	労働関係調整法
	3	地方公営企業等の労働関係に関する法律
	4	勤労青少年福祉法
	5	職業安定法
	6	雇用対策法
	7	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
	8	障害者の雇用の促進等に関する法律
	9	地域雇用開発促進法
	10	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律
	11	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
	12	職業能力開発促進法
19 環境 (P246～)	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
	2	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
	3	環境基本法
	4	環境影響評価法
	5	地球温暖化対策の推進に関する法律
	6	自然環境保全法
	7	エコツアー推進法
	8	自然公園法
	9	温泉法
	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	12	動物の愛護及び管理に関する法律
	13	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
	14	公害防止事業費事業者負担法
	15	ダイオキシン類対策特別措置法
	16	大気汚染防止法
	17	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
	18	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
	19	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
	20	水質汚濁防止法
	21	瀬戸内海環境保全特別措置法
	22	湖沼水質保全特別措置法
	23	土壌汚染対策法
	24	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

分野	通番	法律名
	25	騒音規制法
	26	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
	27	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
	28	振動規制法
	29	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
	30	悪臭防止法
	31	公害健康被害の補償等に関する法律
20 厚生 (P263~)	1	地域保健法
	2	健康増進法
	3	栄養士法
	4	調理師法
	5	食品衛生法
	6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
	7	製菓衛生師法
	8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	9	がん対策基本法
	10	予防接種法
	11	狂犬病予防法
	12	検疫法
	13	水道法
	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
	16	下水道法
	17	日本下水道事業団法
	18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	19	理容師法
	20	美容師法
	21	興行場法
	22	旅館業法
	23	公衆浴場法
	24	クリーニング業法
	25	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	27	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
	28	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法
	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

分野

通番

法律名

	30	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
	31	浄化槽法
	32	広域臨海環境整備センター法
	33	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
	34	墓地、埋葬等に関する法律
	35	と畜場法
	36	化製場等に関する法律
	37	診療放射線技師法
	38	臨床検査技師等に関する法律
	39	理学療法士及び作業療法士法
	40	視能訓練士法
	41	歯科技工士法
	42	保健師助産師看護師法
	43	看護師等の人材確保の促進に関する法律
	44	医療法
	45	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法
	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	47	あん摩マッサージ指圧師、きゆう師等に関する法律
	48	柔道整復師法
	49	死体解剖保存法
	50	薬剤師法
	51	薬事法
	52	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
	53	毒物及び劇物取締法
	54	麻薬及び向精神薬取締法
	55	大麻取締法
	56	あへん法
	57	覚せい剤取締法
21	社会福祉	1 社会福祉法
	(P294～)	2 社会福祉施設職員等退職手当共済法
		3 民生委員法
		4 生活保護法
		5 次世代育成支援対策推進法
		6 児童福祉法
		7 児童手当法
		8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
		9 児童虐待の防止等に関する法律

分野	通番	法律名
	10	母子及び寡婦福祉法
	11	母子保健法
	12	老人福祉法
	13	高齢者の医療の確保に関する法律
	14	介護保険法
	15	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律
	16	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	17	障害者基本法
	18	身体障害者福祉法
	19	身体障害者補助犬法
	20	知的障害者福祉法
	21	発達障害者支援法
	22	障害者自立支援法
	23	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
	24	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律
22 社会保険 (P314)	1	国民健康保険法
23 その他 (P315)	1	男女共同参画社会基本法
	2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1)カ(ア) a及びbに該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) aからeまでに該当するものに限る。）に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。）
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

<備考 欄>

- ・「準用規定」： 準用規定のうち、準用対象規定が義務付け調査の対象となっているもの
- ・「第〇条（第〇項）で準用」： 準用規定のうち、準用対象規定が義務付け調査の対象外となっており、準用によって初めて義務付け調査の対象となるもの
- ・「適用規定」「読替規定」「みなし規定」： それぞれ適用規定、読替規定、みなし規定であるもの
- ・その他、適宜必要な事項を記載

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	iii	
第18条	第1項	iii	
第18条	第3項	iii	
第33条	第4項	iii	
第33条	第5項	iii	
第34条	第6項	iii	
第34条の2	第2項	iii	
第34条の2	第4項		準用規定
第34条の2	第5項		準用規定
第38条	第1項	iii	
第38条	第2項	iii	
第38条	第3項	iii	
第38条	第4項	iii	
第38条	第5項	iii	
第39条		iii	
第40条	第2項	iii	
第41条	第1項	iii	
第41条	第2項	iii	
第42条	第1項ただし書	iii	
第45条	第1項	iii	
第46条の2	第2項	iii	
第48条	第2項	iii	
第48条の2	第3項		準用規定
第50条	第1項	iii	
第50条	第2項	iii	
第50条	第3項	iii	
第50条	第4項	iii	
第50条	第5項	iii	
第53条	第1項	iii	
第54条		iii	
第57条	第1項	iii	
第62条	第2項	iii	
第62条	第5項	iii	
第62条	第6項	iii	
第62条	第7項	iii	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第62条	第8項	iii	
第62条	第10項	iii	
第63条		iii	
第64条		iii	
第65条		iii	
第66条	第1項	iii	
第66条	第2項	iii	
第67条		iii	
第68条	第1項	iii	
第68条の2	第1項	iii	
第68条の2	第4項	iii	
第70条		iii	
第71条		iii	
第72条		iii	
第73条			準用規定
第76条			準用規定
第77条	第1項	iii	
第78条		iii	
第79条	第2項	iii	
第79条	第3項	iii	
第80条	第1項	iii	
第80条	第2項	iii	
第80条	第3項	iii	
第83条	第1項	iii	
第83条	第2項	iii	
第83条	第3項	iii	
第84条			準用規定
第86条の4	第7項	iii	
第86条の4	第9項	iii	
第86条の4	第11項	iii	
第95条	第1項	iii	
第95条	第2項	iii	
第96条		iii	
第97条	第1項	iii	
第97条	第2項	iii	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第97条	第3項	iii		
第98条	第1項	iii		
第100条	第5項	iii		
第100条	第6項	iii		
第100条	第9項	iii		
第101条の3	第2項	iii		
第105条	第1項	iii		
第105条	第2項	iii		
第106条	第2項	iii		
第107条		iii		
第108条	第1項	iii		
第109条		iii		
第110条	第1項	iii		
第110条	第3項	iii		
第110条	第4項	iii		
第112条	第5項	iii		
第112条	第6項	iii		
第112条	第7項			準用規定
第112条	第8項	iii		
第113条	第1項	iii		
第113条	第2項	iii		
第114条		iii		
第116条		iii		
第117条		iii		
第119条	第3項	iii		
第120条	第1項	iii		
第120条	第2項	iii		
第120条	第3項	iii、iv	e	
第125条	第1項	iii		
第125条	第2項	iii		
第126条	第1項	iii		
第126条	第2項	iii		
第134条	第1項	iii		
第134条	第2項	iii		
第147条		iii、iv	e	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第161条	第3項	iii		
第161条	第4項	iii		
第164条の5	第3項	iii		
第167条	第1項	iii		
第167条	第3項	iii		
第169条	第2項	iii		
第169条	第5項	iii		
第175条	第1項	iii		
第175条	第2項	iii		
第192条	第1項	iii		
第192条	第2項	iii		
第192条	第3項	iii		
第196条		iii		
第201条の11	第4項	iii		
第201条の11	第11項	iii、iv	e	
第201条の14	第2項	iii、iv	e	
第205条	第1項	iii		
第205条	第2項	iii		
第209条	第1項	iii		
第209条	第2項			準用規定
第209条の2	第1項	iii		
第215条		iii		
第216条	第1項			準用規定
第216条	第2項			準用規定

分野	1	通番	2
法律名	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第8条	第5項	×	
第11条	第2項	×	第17条で準用
第12条		×	第17条、第19条で準用
第13条	第1項	×	第17条、第19条で準用
第13条	第2項	×	第17条で準用
第13条	第3項	×	第17条、第19条で準用
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第16条	第3項	×	
第16条	第4項	×	
第16条	第6項	×	
第16条	第7項		準用規定
第18条	第1項	×	
第18条	第2項	×	
第18条	第3項	×	
第18条	第4項	×	
第18条	第6項	×	
第18条	第7項		準用規定
第20条	第1項	×	第23条で準用
第20条	第2項	×	第23条で準用
第21条	第3項	×	第23条で準用
第22条	第2項	×	第23条で準用
第22条	第4項	×	第23条で準用
第26条	第2項	ア	第28条で準用
第34条	第4項	×	
第34条	第5項		準用規定
第34条	第7項	×	
第36条		×	

分野	1	通番	3
法律名	人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第3項	×	
第6条	第8項	×	

分野	1	通番	4
法律名	独立行政法人水資源機構法(平成十五年法律第百八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第14条	第7項	×		
第29条				土地改良法第39条の適用

分野	1	通番	5
法律名	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条	第4項	×		

分野	1	通番	6
法律名	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和三十五年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		i	
第6条		i	
第8条	第2項	ア	

分野	1	通番	7
法律名	行政手続法(平成五年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第6条		ア	
第7条		ア	
第8条	第1項	ア	
第8条	第2項	ア	
第11条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第13条	第1項	ア	
第14条	第1項	ア	
第14条	第2項	ア	
第14条	第3項	ア	
第15条	第1項	ア	
第15条	第2項	ア	
第18条	第1項	ア	
第19条	第1項	ア	
第19条	第2項	ア	
第20条	第1項	ア	
第20条	第6項	ア	
第22条	第2項	ア	
第24条	第1項	ア	
第24条	第2項	ア	
第24条	第3項	ア	
第25条		ア	
第26条		ア	
第30条		ア	

分野	1	通番	8
法律名	行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条		ア	
第17条	第2項	ア	
第18条	第1項	ア	
第18条	第2項	ア	
第18条	第3項	ア	
第21条		ア	
第22条	第2項	ア	
第22条	第5項	ア	
第25条	第1項	ア	
第29条	第2項	ア	
第33条	第2項	ア	
第34条	第3項	ア	
第34条	第4項	ア	
第34条	第5項	ア	
第34条	第6項	ア	
第34条	第7項	ア	
第38条		ア	
第40条	第1項	ア	
第40条	第2項	ア	
第40条	第3項	ア	
第40条	第4項	ア	
第40条	第5項	ア	
第40条	第6項	ア	
第41条	第1項	ア	
第41条	第2項	ア	
第42条	第2項	ア	
第42条	第3項	ア	
第42条	第4項	ア	
第43条	第1項	ア	
第43条	第2項	ア	
第43条	第3項	ア	
第43条	第4項	ア	
第44条		ア	
第46条	第1項	ア	
第47条	第1項	ア	

分野	1	通番	8
法律名	行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第47条	第2項	ア	
第47条	第3項	ア	
第47条	第4項	ア	
第47条	第5項	ア	
第48条			準用規定
第50条	第1項	ア	
第50条	第2項	ア	
第51条	第1項	ア	
第51条	第2項	ア	
第51条	第3項	ア	
第52条	第1項		準用規定
第52条	第2項		準用規定
第55条		ア	
第56条			準用規定
第57条	第1項	ア	
第57条	第2項	ア	
第57条	第3項	ア	
第58条	第3項	ア	

分野	1	通番	9
法律名	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	イ		
第4条の4	第1項	×		
第4条の4	第3項	iv	d	
第4条の12	第3項	ア		
第4条の15	第1項	iv	d	
第4条の15	第2項	×		
第4条の16	第1項	iv	d	
第4条の16	第3項	iv	d	
第13条の22	第2項	ア		
第13条の22	第3項	ア		
第14条の2	第3項	iv	e	
第14条の3	第2項	ア		
第14条の3	第3項	ア		
第14条の3	第4項	ア		
第14条の3	第5項	ア		
第14条の4	第1項	ア		
第14条の5		イ		

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第4項	×	
第4条の2	第3項	i、iii	
第74条	第2項	iii	
第74条	第3項	iii	
第74条	第4項	iii	
第74条	第5項	iii	
第74条の2	第1項	iii	
第74条の2	第2項	iii	
第74条の2	第3項	iii	
第74条の2	第5項	iii	
第74条の2	第6項	iii	
第74条の2	第10項	iii	
第75条	第2項	iii	
第75条	第3項	iii	
第75条	第5項		準用規定
第76条	第2項	iii	
第76条	第3項	iii	
第76条	第4項		準用規定
第77条		iii	
第80条	第2項	iii	
第80条	第3項	iii	
第80条	第4項		準用規定
第81条	第2項		準用規定
第82条	第1項	iii	
第82条	第2項	iii	
第86条	第2項	iii	
第86条	第3項	iii	
第86条	第4項		準用規定
第100条	第16項	×	
第100条	第17項	×	
第123条	第1項	iii	
第123条	第2項	iii	
第123条	第3項	iii	
第158条	第3項	×	
第181条	第2項	iii	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第196条	第1項	iii	
第196条	第2項	iii	
第196条	第5項	iii	
第214条		iii	
第216条		iii	
第217条	第1項	×	
第219条	第2項	×	
第220条	第1項	iii	
第220条	第2項	iii	
第220条	第3項	iii	
第230条	第2項	iii	
第231条		iii	
第231条の3	第1項	iii	
第232条の5	第1項	iii	
第232条の6	第1項	iii	
第233条	第6項	×	
第234条	第3項	iii	
第234条の2	第1項	iii	
第234条の3		iii	
第235条	第1項	×	
第235条の3	第2項	iii	
第235条の4	第1項	iii	
第235条の4	第2項	iii	
第237条	第3項	iii	
第238条の4	第1項	iii	
第242条	第3項	iii	
第242条	第4項	iii	
第242条	第5項	iii	
第242条	第6項	iii	
第242条	第9項	iii	
第242条の2	第7項	iii	
第242条の3	第1項	iii	
第242条の3	第2項	iii	
第243条		iii	
第243条の2	第3項	iii	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第243条の2	第4項	iii		
第243条の2	第5項	iii		
第252条の2	第2項	iii、iv	a	
第252条の4	第1項	iii、iv	a	
第252条の4	第2項	iii、iv	a	
第252条の6		iii、iv	a	
第252条の7	第2項	iii、iv	a	
第252条の7	第3項			準用規定
第252条の8		iii、iv	a	
第252条の11	第2項	iii、iv	a	
第252条の13				準用規定
第252条の14	第2項	iii、iv	a	
第252条の14	第3項			準用規定
第252条の15		iii、iv	a	
第252条の17の11		x		
第252条の20	第5項			準用規定
第252条の20	第8項	iii		
第252条の28	第1項	iii		
第252条の28	第3項	iii		
第252条の32	第2項	iii		
第252条の32	第9項	iii		
第252条の35	第1項	iii		
第252条の35	第5項	iii		
第252条の36	第1項	iii		
第252条の36	第3項	iii		
第252条の36	第4項	iii		
第252条の36	第5項	iii		
第252条の38	第3項	iii		
第252条の38	第6項	iii		
第252条の39	第3項	iii		
第252条の39	第5項	iii		
第252条の39	第8項	iii		
第252条の39	第9項	iii		
第252条の39	第10項	iii		
第252条の39	第13項	iii		

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第252条の39	第14項			準用規定
第252条の40	第4項			準用規定
第252条の40	第6項			準用規定
第252条の41	第4項			準用規定
第252条の41	第6項			準用規定
第252条の42	第4項			準用規定
第252条の42	第6項			準用規定
第252条の43	第2項	iii		
第252条の43	第3項			準用規定
第252条の43	第5項			適用規定
第252条の43	第6項			準用規定
第252条の43	第9項	iii		
第252条の44				準用規定
第255条の3	第1項	ア		
第255条の5		iii		
第259条	第1項	iii		
第259条	第3項	iii		
第260条	第1項	x		
第260条	第2項	x		
第260条の2	第2項	i		
第260条の2	第5項	i		
第260条の2	第10項	i		
第263条の2	第3項	x		
第282条	第3項	x		
第285条の2	第2項	x		
第286条	第1項	iii、iv	a、g	
第286条	第2項	iii、iv	a	
第287条	第1項	iii、iv	a	
第287条の3		iii、iv	e	
第288条		iii、iv	a	
第289条		iii、iv	a	
第291条の3	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の3	第3項	iii、iv	a	
第291条の3	第4項	iii、iv	a	
第291条の4	第1項	iii、iv	a	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第291条の4	第2項	iii、iv	a	
第291条の4	第3項	iii、iv	a	
第291条の6	第3項	iii、iv	a	
第291条の6	第5項			準用規定
第291条の6	第6項			準用規定
第291条の7	第1項	iii、iv	a	
第291条の7	第3項	x		
第291条の7	第6項			準用規定
第291条の9	第2項	iii、iv	a	
第291条の10	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の12	第3項	iii、iv	a	
第291条の13				準用規定
第291条の14	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の14	第2項	iii、iv	a	
第291条の14	第3項	iii、iv	a、g	
第291条の14	第4項	iii、iv	a	
第291条の15	第1項	iii、iv	a	
第291条の15	第2項	iii、iv	a	
第291条の15	第4項			準用規定
第293条	第1項	x		
第293条	第2項	x		
第294条	第3項	iii		
第296条の2	第2項	iii		
第296条の5	第2項	x		
第296条の5	第5項	x		
第298条	第2項	iii、iv	a、g	
第298条	第3項	iii、iv	a	
第299条		iii、iv	a	
第300条	第1項	iii、iv	a	
第300条	第2項	iii、iv	a、e	
第300条	第4項	iii、iv	a、e	
第300条	第5項	iii、iv	a、e	
第301条		iii、iv	a	
第308条	第1項	iii、iv	a	
第308条	第2項	iii、iv	a	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第309条	第1項	iii、iv	a	
第309条	第3項	iii、iv	a、e	
第312条	第1項	iii、iv	a	
第312条	第2項	iii、iv	a、e	
第313条		iii、iv	a	
第314条	第1項			準用規定
第314条	第2項			準用規定
第315条	第1項	iii、iv	a	
第317条	第2項	iii、iv	a	
第318条				準用規定

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	iii, iv	a	
第4条	第2項	iii		
第4条	第3項	iii, iv	e	
第4条	第4項	iii		
第4条	第6項	iii		
第4条	第7項	iii, iv	e	
第4条	第8項	iii		
第4条	第9項	iii		
第4条	第10項	iii		
第4条	第12項	iii		
第4条	第13項	iii		
第4条	第14項	iii		
第4条	第15項	iii		
第4条	第16項	iii		
第4条	第19項	iii		
第4条	第20項	iii, iv	e	
第5条	第2項	iii		
第5条	第3項	iii		
第5条	第4項	iii, iv	e	
第5条	第5項	iii		
第5条	第7項	iii		
第5条	第8項	iii		
第5条	第9項	iii, iv	e	
第5条	第10項	iii		
第5条	第11項	iii		
第5条	第12項	iii, iv	e	
第5条	第13項	iii		
第5条	第16項	iii		
第5条	第17項	iii		
第5条	第18項	iii, iv	e	
第5条	第19項	iii		
第5条	第20項	iii		
第5条	第21項	iii		
第5条	第22項	iii		
第5条	第23項	iii		

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第24項	iii, iv	e	
第5条	第25項	iii		
第5条	第28項	iii		
第5条	第30項			準用規定
第6条	第1項	iii		
第6条	第3項	iii		
第6条	第4項	iii		
第6条	第5項	iii		
第6条	第6項	iii		
第6条	第8項	iii		
第6条	第10項			準用規定
第12条	第1項	iii		
第13条	第1項	iii, iv	g	
第13条	第2項			準用規定
第14条	第5項	iii, iv	e	
第15条	第1項	iii, iv	e	
第15条	第2項	iii, iv	e	
第20条	第3項	x		
第22条	第3項	iii, iv	a	
第23条	第3項	iii, iv	a	
第24条	第4項	iii, iv	a	
第24条	第13項			準用規定
第28条	第1項	i, iii		
第28条	第2項	i, iii		
第28条	第3項	i, iii		
第31条	第1項	iii, iv	a	
第31条	第2項	iii, iv	a	
第32条	第4項	iii, iv	a	
第32条	第5項	iii, iv	a	
第32条	第6項	iii, iv	a	
第33条	第6項			準用規定
第35条	第1項	iii, iv	a	
第35条	第2項			準用規定
第42条	第7項	iii, iv	a	
第43条		iii, iv	a	

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第45条	第4項	iii,iv	a	
第45条	第5項	iii,iv	a	
第47条				準用規定
第49条	第1項	iii,iv	a	
第55条	第1項	キ		
第55条	第2項	キ		
第59条	第1項	iii		
第59条	第2項	iii		
第59条	第4項	x		
第61条	第1項	iii,iv	e	
第61条	第2項	iii		
第61条	第4項	iii		
第61条	第5項	iii,iv	e	
第61条	第6項	iii		
第61条	第7項	iii		
第61条	第8項	iii,iv	e	
第61条	第9項	iii		
第61条	第12項	iii		
第61条	第13項	iii		
第61条	第14項	iii,iv	e	
第61条	第15項	iii		
第61条	第16項	iii		
第61条	第17項	iii		
第61条	第18項	iii		
第61条	第19項	iii		
第61条	第20項	iii,iv	e	
第61条	第21項	iii		
第61条	第23項	iii		
第61条	第24項	iii		
第61条	第25項			準用規定
第63条	第2項			準用規定
第64条	第2項	x		

分野	2	通番	3
法律名	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第6項	x		
第6条	第1項	x		
第6条	第2項			準用規定
第12条	第5項	x		
第12条	第6項	x		
第12条	第7項	x		
第12条	第9項	x		
第13条	第3項			準用規定
第15条	第2項	iv	e	
第18条	第1項	v		
第18条	第2項			医療法の準用規定
第19条	第2項	x		
第20条	第1項	i		
第20条	第4項	x		
第20条	第6項	x		
第20条	第8項	x		
第24条	第2項	iii		
第24条	第3項	iii		
第24条	第5項	iii		
第24条	第6項	x		
第30条	第2項	x		
第30条	第3項	x		

分野	2	通番	4
法律名	地域再生法(平成十七年法律第二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項		準用規定
第14条	第2項	×	
第14条	第6項	×	
第15条	第3項	ア	
第18条	第2項	ア	
第19条	第6項	×	

分野	2	通番	5
法律名	住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条		キ	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第5条の2	第1項	×	
第5条の2	第3項	×	
第5条の2	第4項	×	
第5条の2	第5項	×	
第5条の2	第6項	×	
第6条	第2項	キ	
第8条	第1項	×	
第9条	第1項	キ	
第9条	第2項	キ	
第10条	第1項	×	

分野	2	通番	6
法律名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iii		
第3条	第5項	iv	a	
第3条	第6項	iv	a,e	
第3条	第7項	iii		
第3条	第8項	iv	a	
第8条		iv	a	
第9条	第2項			準用規定
第10条	第2項			準用規定
第11条		iv	a	
第12条		iv	a	
第13条		iv	a	
第14条		iv	a	
第15条	第2項	iv	a	
第15条	第3項	iv	a	
第16条		iv	a	
第17条	第4項	iv	a	
第17条	第6項			準用規定
第18条	第1項	iv	a	
第18条	第5項	iv	a	
第20条	第1項	iv	a	
第21条		iv	a	
第29条	第2項	iv	a	
第30条	第1項	iv	a	
第30条	第2項	iv	a	
第31条	第1項	iv	a	
第31条	第2項	iv	a	
第33条		iv	a	
第35条	第1項	iv	d	
第35条	第2項	iv	d	
第38条	第1項	x		
第38条	第3項	iv	d	
第44条	第1項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第47条	第3項	ア		
第50条	第1項	iv	d	

分野	2	通番	6
法律名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第50条	第2項	x		
第51条	第1項	iv	d	
第51条	第3項	iv	d	
第57条	第1項	iv	a	
第57条	第2項	iv	a,e	

分野	2	通番	7
法律名	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	iv	d	
第3条	第2項	iv	d	
第3条	第4項	x		
第3条	第5項			準用規定
第4条	第3項	x		

分野	2	通番	8
法律名	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第2項	x		
第12条	第1項	i		
第12条	第2項	ア		
第12条	第3項	ア		
第17条の3		x		
第17条の4		x		
第25条	第5項			準用規定
第26条	第3項	iv	a	
第29条	第2項	x		
第34条	第5項			準用規定
第41条	第2項	ア		
第41条	第3項	ア		
第43条	第4項	ア		

分野	2	通番	9
法律名	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	iii	
第4条	第2項	iii	
第6条	第1項	iii	
第6条	第2項	iii	
第7条	第2項	iii	
第7条	第4項	iii	
第9条	第3項	iii	
第9条	第4項	iii	
第9条	第5項	iii	
第10条	第1項	iii	
第10条	第2項	iii	
第13条の2		iii	
第14条	第2項	iii	

分野	2	通番	10
法律名	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条の2	第11項		準用規定
第17条		iii	
第17条の2	第1項	iii	
第17条の2	第2項	iii	
第18条	第2項	iii	
第18条の2	第2項	iii	
第19条		iii	
第20条	第1項	iii	
第20条	第2項	iii	
第20条	第3項	iii	
第26条	第2項	iii	
第29条	第2項	iii	
第29条	第3項	iii	
第32条	第1項	iii	
第32条	第3項	iii	
第32条	第4項	iii	
第32条	第5項	x	
第32条	第6項	x	
第32条の2		iii	
第34条			準用規定
第37条	第2項	x	
第39条の2	第4項		準用規定
第39条の2	第5項	x	
第39条の3	第1項		適用規定
第39条の3	第2項		準用規定
第39条の3	第3項		準用規定

分野	2	通番	11
法律名	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第3項	i	
第7条		i	
第8条	第1項	i	
第8条	第3項	i	
第14条	第1項	i	
第14条	第2項	i	
第17条	第1項	i	
第25条	第1項	i	
第25条	第2項	i	
第28条	第3項	i	
第28条	第4項	i	
第30条	第3項		準用規定
第66条	第2項	i	
第66条	第3項	i	
第66条	第7項	i	
第71条	第2項	i	
第71条	第8項	i	
第72条	第1項	i	
第78条	第2項	i	
第78条	第3項	i	
第79条		i	
第88条	第2項	ア	
第90条	第4項	i	

分野	2	通番	12
法律名	地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条の2	第1項	iii	
第14条	第1項	iii	
第15条		iii	
第17条	第3項	iii	
第17条	第4項	iii	
第19条	第1項	iii	
第19条	第2項	iii	
第20条		x	
第21条	第1項	iii	
第21条	第2項	iii	
第21条	第3項	iii	
第22条	第2項	iii	
第22条	第5項	iii	
第23条	第1項	x	
第23条	第4項	x	
第23条	第5項	x	
第23条	第6項	x	
第23条	第7項	x	
第23条	第8項	x	
第25条	第4項	x	
第25条	第5項	iii	
第25条	第6項	x	
第34条	第3項	iii	
第39条	第3項	iii	
第40条	第1項	iii	
第42条		iii	
第49条	第1項	ア	
第49条	第3項	ア	
第49条	第4項	ア	
第50条	第1項	ア	
第50条	第3項	ア	
第53条	第7項	ア	
第55条	第1項	iii	
第55条	第2項	iii	
第55条	第3項	iii	

分野	2	通番	12
法律名	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第55条	第4項	iii	
第55条	第5項	iii	
第55条の2	第2項	iii	
第55条の2	第4項	iii	
第55条の2	第5項	iii	

分野	2	通番	13
法律名	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第3項	iii	
第3条	第3項		準用規定
第6条	第1項	iii	
第6条	第2項	iii	
第6条	第4項		準用規定
第10条	第3項	iii	
第11条	第2項		準用規定
第18条	第2項	iii	
第18条	第4項		準用規定

分野	2	通番	14
法律名	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第115条	第1項	iii,iv	a	
第115条	第2項	iii,iv	a	
第116条	第1項	iii,iv	a	
第116条	第3項	iii,iv	a	
第144条の31		iv	a	
第166条	第6項	iii,iv	a	
第166条	第7項			準用規定
第167条	第4項	iii		
第170条の2		iv	a	

分野	2	通番	15
法律名	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第50条		iv	a	

分野	2	通番	16
法律名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	iii	
第4条	第1項	iii	

分野	2	通番	17
法律名	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	iii	
第3条	第1項	iii	
第10条	第4項	iii	

分野	2	通番	18
法律名	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	iii		
第6条	第3項	iii		
第7条	第4項			準用規定

分野	2	通番	19
法律名	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iii		
第4条	第1項	iii		
第4条	第3項	iii		
第4条	第4項	iii		
第5条	第2項			準用規定

分野	3	通番	1
法律名	地方財政法(昭和二十三年法律第九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条の3	第1項	iii		
第4条の3	第2項	iii		
第5条		iii		
第5条の2		iii		
第5条の3	第1項	iii		
第5条の3	第2項	iii		
第5条の4	第1項	iii		
第5条の4	第3項	iii		
第5条の4	第4項	iii		
第5条の4	第5項	iii		
第6条		x		
第7条	第1項	iii		
第7条	第2項			準用規定
第28条	第1項	iii、iv	a	
第28条	第2項			準用規定
第28条	第4項	iii、iv	a	

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条の2	第3項			準用規定
第8条の3	第2項			準用規定
第8条の4	第2項			準用規定
第12条				適用規定
第13条の3	第4項			準用規定
第14条の9	第3項			適用規定
第14条の11	第2項			適用規定
第14条の12	第2項			適用規定
第14条の13	第2項			適用規定
第14条の14	第2項			準用規定
第14条の15	第2項			適用規定
第14条の17	第3項			準用規定
第14条の18	第4項			準用規定
第15条の5	第3項			準用規定
第15条の6	第2項			準用規定
第15条の7	第2項	ア		
第15条の7	第3項	ア		
第15条の7	第4項	ア		
第15条の8	第1項	ア		
第15条の8	第2項	ア		
第16条の2	第2項	ア		
第16条の3	第3項			準用規定
第16条の4	第7項			準用規定
第16条の4	第12項			準用規定
第16条の5	第3項			準用規定
第16条の5	第4項			準用規定
第17条の3	第2項			適用規定
第17条の4	第3項			適用規定
第17条の4	第4項			適用規定
第17条の4	第5項			適用規定
第19条の2		ア		
第19条の6	第1項	ア		
第19条の6	第2項			準用規定
第19条の7	第1項	ア		
第19条の7	第3項			準用規定

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第19条の8		ア		
第19条の9	第1項	ア		
第19条の9	第2項	ア		
第19条の10	第2項	ア		
第20条の4の2	第7項			準用規定
第20条の5の4				適用規定
第20条の7				準用規定
第20条の8				準用規定
第20条の10		ア		
第24条	第6項			適用規定
第24条の2	第1項			適用規定
第24条の2	第3項			準用規定
第24条の2	第4項			準用規定
第24条の3	第1項			適用規定
第24条の3	第2項			適用規定
第26条	第2項	ア		
第46条	第1項	iii、iv	a	
第46条	第2項	iii、iv	a	
第46条	第4項	iii、iv	a	
第48条	第2項	iii、iv	a	
第48条	第3項	iii、iv	a	
第48条	第5項	iii、iv	a	
第48条	第7項	iii、iv	a	
第53条	第10項			適用規定
第53条	第14項			適用規定
第53条	第18項			適用規定
第53条	第22項			適用規定
第53条	第34項			適用規定
第53条	第38項			適用規定
第53条	第39項			準用規定
第53条	第48項	iii、iv	a	
第53条	第49項	iii、iv	a	
第55条	第5項			準用規定
第58条	第6項	iii、iv	a	
第63条	第3項	iii、iv	a	

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第63条	第4項	iii、iv	a	
第66条	第1項	ア		
第66条	第2項	ア		
第68条	第1項	ア		
第68条	第4項	ア		
第68条	第6項	ア		
第71条の17	第1項	ア		
第71条の19	第1項	ア		
第71条の19	第4項	ア		
第71条の19	第6項	ア		
第71条の38	第1項	ア		
第71条の40	第1項	ア		
第71条の40	第4項	ア		
第71条の40	第6項	ア		
第71条の58	第1項	ア		
第71条の60	第1項	ア		
第71条の60	第4項	ア		
第71条の60	第6項	ア		
第72条の2	第4項			適用規定
第72条の2の2	第1項			適用規定
第72条の2の2	第3項			準用規定
第72条の2の2	第4項			準用規定
第72条の2の2	第5項			準用規定
第72条の3	第1項			適用規定
第72条の3	第2項			適用規定
第72条の3	第3項			適用規定
第72条の7	第3項	ア		
第72条の7	第4項	ア		
第72条の24の10	第2項			適用規定
第72条の24の10	第3項			準用規定
第72条の24の11	第2項			適用規定
第72条の24の11	第3項			準用規定
第72条の31	第4項			準用規定
第72条の38の2	第4項			適用規定
第72条の38の2	第7項			準用規定

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第72条の38の2	第12項			準用規定
第72条の41の4	第1項			準用規定
第72条の41の4	第2項			準用規定
第72条の41の5	第1項			準用規定
第72条の41の5	第2項			準用規定
第72条の49	第11項	iii、iv	a	
第72条の49の8	第4項			適用規定
第72条の58		iii、iv	a	
第72条の59	第2項	iii、iv	a	
第72条の63	第2項	ア		
第72条の66	第1項	ア		
第72条の66	第2項	ア		
第72条の68	第1項	ア		
第72条の68	第4項	ア		
第72条の68	第6項	ア		
第72条の78	第4項			適用規定
第72条の78	第5項			適用規定
第72条の79				適用規定
第72条の80	第1項			適用規定
第72条の80	第2項			適用規定
第72条の80の2	第1項			適用規定
第72条の80の2	第3項			適用規定
第72条の80の2	第4項			適用規定
第72条の84	第3項	ア		
第72条の108	第1項			適用規定
第72条の111	第1項			適用規定
第73条の2	第10項			適用規定
第73条の8	第3項	ア		
第73条の8	第4項	ア		
第73条の14	第2項			適用規定
第73条の14	第5項			適用規定
第73条の15の2	第2項			適用規定
第73条の18	第3項	iii、iv	a	
第73条の21	第3項	iii、iv	a	
第73条の21	第4項	iii、iv	a	

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第73条の22		iii、iv	a	
第73条の24	第3項			適用規定
第73条の25	第3項			準用規定
第73条の26	第2項			準用規定
第73条の27	第2項			準用規定
第73条の27の2	第3項			準用規定
第73条の27の3	第3項			準用規定
第73条の27の3	第5項			準用規定
第73条の27の4	第2項			準用規定
第73条の27の4	第4項			準用規定
第73条の27の4	第6項			準用規定
第73条の27の4	第8項			準用規定
第73条の27の4	第10項			準用規定
第73条の27の4	第12項			準用規定
第73条の27の5	第3項			準用規定
第73条の27の6	第2項			準用規定
第73条の27の7	第3項			準用規定
第73条の27の8	第2項			準用規定
第73条の27の9	第2項			準用規定
第73条の34	第1項	ア		
第73条の36	第1項	ア		
第73条の36	第4項	ア		
第73条の36	第6項	ア		
第74条の3	第1項			適用規定
第74条の3	第2項			適用規定
第74条の3	第3項			適用規定
第74条の3	第4項			適用規定
第74条の6	第3項			適用規定
第74条の7	第5項	ア		
第74条の7	第6項	ア		
第74条の11	第2項			準用規定
第74条の14	第4項			適用規定
第74条の25	第1項	ア		
第74条の27	第1項	ア		
第74条の27	第4項	ア		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第74条の27	第6項	ア		
第76条	第3項			準用規定
第77条	第3項	ア		
第77条	第4項	ア		
第92条	第1項	ア		
第94条	第1項	ア		
第94条	第4項	ア		
第94条	第6項	ア		
第150条	第4項			適用規定
第155条	第3項	ア		
第155条	第4項	ア		
第165条	第1項	ア		
第167条	第1項	ア		
第167条	第4項	ア		
第167条	第6項	ア		
第188条	第2項	ア		
第188条	第3項	ア		
第198条	第1項	ア		
第200条	第1項	ア		
第200条	第4項	ア		
第200条	第6項	ア		
第264条	第3項	ア		
第264条	第4項	ア		
第283条	第1項	ア		
第285条	第1項	ア		
第285条	第4項	ア		
第285条	第6項	ア		
第294条	第8項			適用規定
第294条の2	第1項			適用規定
第294条の2	第3項			準用規定
第294条の2	第4項			準用規定
第294条の3	第1項			適用規定
第294条の3	第2項			適用規定
第298条	第2項	ア		
第298条	第3項	ア		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第314条の8	第3項			適用規定
第317条		iii、iv	a	
第321条の4	第6項			準用規定
第321条の8	第10項			適用規定
第321条の8	第14項			適用規定
第321条の8	第18項			適用規定
第321条の8	第22項			適用規定
第321条の8	第34項			適用規定
第321条の8	第35項			準用規定
第321条の11	第5項			準用規定
第321条の15	第2項	iii、iv	f	
第321条の15	第3項	iii、iv	f	
第329条	第1項	ア		
第329条	第2項	ア		
第331条	第1項	ア		
第331条	第4項	ア		
第331条	第6項	ア		
第334条		ア		
第349条の3の3	第1項			適用規定
第349条の3の3	第2項			準用規定
第349条の3の3	第3項			適用規定
第349条の3の3	第4項			準用規定
第349条の4	第2項			適用規定
第349条の5	第2項			適用規定
第353条	第3項	ア		
第353条	第4項	ア		
第371条	第1項	ア		
第373条	第1項	ア		
第373条	第4項	ア		
第373条	第6項	ア		
第373条	第7項	ア		
第382条の3		ア		
第396条	第3項	ア		
第401条の2	第4項	×		
第401条の2	第5項	×		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第404条	第2項	×		
第417条	第3項			準用規定
第417条	第4項			準用規定
第419条	第8項			準用規定
第433条	第1項	ア		
第433条	第2項	ア		
第433条	第9項	ア		
第433条	第10項	ア		
第433条	第11項			準用規定
第433条	第12項	ア		
第450条	第2項	ア		
第450条	第3項	ア		
第457条	第1項	ア		
第459条	第1項	ア		
第459条	第4項	ア		
第459条	第6項	ア		
第466条	第1項			適用規定
第466条	第2項			適用規定
第466条	第3項			適用規定
第466条	第4項			適用規定
第469条	第3項			適用規定
第470条	第5項	ア		
第470条	第6項	ア		
第474条	第2項			準用規定
第477条	第4項			適用規定
第485条	第1項	ア		
第485条の3	第1項	ア		
第485条の3	第4項	ア		
第485条の3	第6項	ア		
第525条	第3項	ア		
第525条	第4項	ア		
第539条	第1項	ア		
第541条	第1項	ア		
第541条	第4項	ア		
第541条	第6項	ア		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第585条	第5項			準用規定
第587条の2	第2項			準用規定
第588条	第3項	ア		
第588条	第4項	ア		
第601条	第6項			準用規定
第602条	第2項			準用規定
第603条	第4項			準用規定
第603条の2	第6項			準用規定
第603条の2の2	第2項			準用規定
第611条	第1項	ア		
第613条	第1項	ア		
第613条	第4項	ア		
第613条	第6項	ア		
第627条				準用規定
第629条	第8項			準用規定
第674条	第3項	ア		
第674条	第4項	ア		
第693条	第1項	ア		
第695条	第1項	ア		
第695条	第4項	ア		
第695条	第6項	ア		
第699条の5	第3項	ア		
第699条の5	第4項	ア		
第699条の14	第5項			準用規定
第699条の14	第8項			適用規定
第699条の15	第2項			準用規定
第699条の23	第1項	ア		
第699条の25	第1項	ア		
第699条の25	第4項	ア		
第699条の25	第6項	ア		
第700条の3	第2項			適用規定
第700条の8	第4項	ア		
第700条の8	第5項	ア		
第700条の14の3	第2項			準用規定
第700条の15	第3項	ア		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第700条の15	第6項	ア		
第700条の15	第9項	iii、iv	a	
第700条の19	第5項			準用規定
第700条の21	第2項			準用規定
第700条の22	第6項			準用規定
第700条の22	第7項			適用規定
第700条の22の2	第4項	ア		
第700条の22の4	第4項	iii、iv	a	
第700条の22の5	第4項	iii、iv	a	
第700条の36	第1項	ア		
第700条の38	第1項	ア		
第700条の38	第4項	ア		
第700条の38	第6項	ア		
第700条の59	第2項	ア		
第700条の59	第3項	ア		
第700条の64	第1項	ア		
第700条の66	第1項	ア		
第700条の66	第4項	ア		
第700条の66	第6項	ア		
第701条の5	第2項	ア		
第701条の5	第3項	ア		
第701条の16	第1項	ア		
第701条の18	第1項	ア		
第701条の18	第4項	ア		
第701条の18	第6項	ア		
第701条の32	第3項			適用規定
第701条の35	第3項	ア		
第701条の35	第4項	ア		
第701条の63	第1項	ア		
第701条の65	第1項	ア		
第701条の65	第4項	ア		
第701条の65	第6項	ア		
第706条の3	第3項			準用規定
第707条	第3項	ア		
第707条	第4項	ア		

分野	3	通番	2
法律名	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第718条の6				準用規定
第718条の7	第3項			準用規定
第718条の8	第3項			準用規定
第726条	第1項	ア		
第728条	第1項	ア		
第728条	第4項	ア		
第728条	第6項	ア		
第728条	第7項	ア		
第733条の4	第3項	ア		
第733条の4	第4項	ア		
第733条の22	第1項	ア		
第733条の24	第1項	ア		
第733条の24	第4項	ア		
第733条の24	第6項	ア		
第734条	第3項			準用規定
第735条	第1項			準用規定
第735条	第2項			準用規定
第736条	第3項			準用規定
第742条	第2項	iii、iv	a	
第742条	第3項	iii、iv	a	
第744条		iii、iv	a	
第745条	第1項			準用規定
第745条	第3項			準用規定
第750条	第4項	ア		
第750条	第6項	iii、iv	a	
第752条	第3項			準用規定
第752条	第6項			準用規定
第753条	第2項	ア		
第754条				準用規定

分野	3	通番	3
法律名	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第3条	第5項			準用規定

分野	3	通番	4
法律名	当せん金付証票法(昭和三十二年法律第四百四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	iv	g	
第4条	第2項	カ		
第5条	第1項	カ		
第5条	第2項	カ		
第6条	第1項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第6項	カ		
第7条	第1項	カ		
第7条	第2項	カ		
第9条		カ		
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	ア		
第17条	第7項	×		

分野	3	通番	5
法律名	競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		×		第22条で準用
第7条	第1項	カ		第22条で準用
第7条	第2項	カ		第22条で準用
第8条		カ		第22条で準用
第18条	第2項	×		第22条で準用
第19条		×		
第20条	第1項	×		
第23条	第1項	カ		
第23条の4	第2項			準用規定
第23条の7	第2項	×		
第23条の8	第1項	×		
第25条	第2項	×		
第25条	第4項	ア		

分野	3	通番	6
法律名	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条		×		
第3条		×		
第4条	第1項	iv カ	g	
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	カ		
第4条	第9項	×		
第5条	第1項	iv カ	g	
第5条	第3項	カ		
第7条	第1項	×		
第11条		カ		
第12条	第1項	カ		
第12条	第2項	カ		
第12条	第3項	カ		
第12条	第4項	カ		
第12条	第5項	カ		
第12条	第6項	カ		
第13条	第1項	カ		
第13条	第2項	カ		
第13条	第3項	カ		
第16条	第1項	カ		
第19条	第2項			準用規定
第49条	第1項	×		
第49条	第3項	×		
第54条	第1項	×		

分野	3	通番	7
法律名	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		×		
第5条		×		
第6条	第1項	iv 力	g	
第6条	第3項	×		
第6条	第5項	力		
第6条	第9項	×		
第7条		×		
第8条	第1項	力		
第8条	第3項	力		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	力		
第10条	第1項	×		
第15条		力		
第16条	第1項	力		
第16条	第2項	力		
第16条	第3項	力		
第16条	第4項	力		
第16条	第5項	力		
第16条	第6項	力		
第20条	第1項	力		
第23条	第2項			準用規定
第53条	第1項	×		
第53条	第3項	×		
第58条	第1項	×		

分野	3	通番	8
法律名	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条		×		
第4条	第1項	力		
第4条	第3項	×		
第4条	第8項	力		
第5条	第1項	力		
第5条	第3項	力		
第6条		力		
第8条	第1項	×		
第9条		×		
第13条		力		
第14条		力		
第15条	第1項	力		
第15条	第2項	力		
第15条	第3項	力		
第15条	第4項	力		
第16条	第1項	力		
第16条	第2項	力		
第16条	第3項	力		
第16条	第4項	力		
第17条		力		
第18条	第1項	力		
第18条	第2項	力		
第18条	第3項	力		
第18条	第4項	力		
第18条	第5項	力		
第19条		力		
第21条		力		
第22条		×		
第25条	第1項	力		
第28条	第2項			準用規定
第30条		×		

分野	3	通番	9
法律名	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条		i、iii	第14条で準用
第4条		iii	第14条で準用
第5条	第1項	iii	第14条で準用
第5条	第2項	iii	第14条で準用
第6条	第1項	iii	第14条で準用
第6条	第2項	iii	第14条で準用
第7条		iii	第14条で準用
第8条	第1項	iii	第14条で準用
第8条	第2項	iii	第14条で準用
第9条		iii	第14条で準用
第10条	第1項	iii	第14条で準用
第11条	第1項	iii	第14条で準用
第11条の2	第1項	iii	第14条で準用
第11条の3	第1項	iii	第14条で準用
第11条の3	第2項	iii	第14条で準用
第13条	第1項	iii	第14条で準用

分野	3	通番	10
法律名	昭和二十一年法律第二十四号(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条		iii	

分野	3	通番	11
法律名	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2の2	第16項			準用規定
第5条の3	第1項			適用規定
第5条の3	第2項			準用規定
第5条の3	第3項			適用規定
第5条の3	第4項			適用規定
第6条	第1項			適用規定
第10条の3	第3項	iii、vii		

分野	4	通番	1
法律名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第100条	第1項	×	
第105条		×	
第108条	第1項	×	
第108条	第2項	×	
第109条	第1項	×	
第109条	第2項	×	
第117条	第1項	×	
第120条	第4項	×	
第120条	第5項	×	
第127条	第4項	×	
第128条	第2項	ア	
第131条	第1項	×	
第131条	第2項		準用規定
第131条	第3項		準用規定

分野	4	通番	2
法律名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第8条		×	
第10条		×	
第11条	第4項		準用規定
第12条	第2項	×	
第13条	第2項	×	
第22条	第2項	×	
第22条	第3項	×	
第24条	第2項	×	
第25条	第2項	×	
第25条	第4項		準用規定
第26条	第4項	×	
第27条	第2項	ア	
第28条	第2項	×	
第28条	第4項	×	
第29条	第1項	×	
第29条	第4項	×	
第29条	第6項	×	
第29条	第7項	×	
第30条	第4項	×	
第44条	第1項	×	第52条で準用

分野	4	通番	3
法律名	遺失物法(平成十八年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条		ア		
第6条		i		
第7条	第1項	i		
第7条	第2項	i		
第7条	第4項	i		
第7条	第5項	i		
第8条	第1項	iv	e	
第8条	第2項	x		
第9条	第3項	i		
第11条	第1項	x		
第13条	第2項			準用規定
第18条				準用規定
第28条	第3項	iii		
第37条	第2項	x		

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条		i, iii		
第6条	第1項	i, iii		
第7条		i, iii		
第8条		i, iii		
第9条	第1項	i, iii, iv	a, e	
第9条	第2項	i, iii, iv	a, e	
第9条	第3項	i, iii, iv	a	
第11条	第2項	iii, iv	a	
第11条	第3項	iii		
第11条の2	第12項	iii		
第12条の2	第2項	iii, iv	a	
第12条の2	第3項	iii, iv	a	
第12条の4	第2項	iii, iv	a, e	
第12条の4	第3項	iii, iv	a, e	
第12条の4	第4項	iii		
第12条の4	第5項	iii, iv	a	
第12条の5		i, iii, iv	a, e	
第14条	第1項	i, iii		
第15条	第1項	iii		
第16条	第1項	i, iii		
第17条		i, iii		
第17条の2	第1項	i, iii		
第17条の2	第2項	iii, iv	a, e	
第18条		i, iii		
第19条	第1項	i, iii, iv	a, e	
第19条	第2項	i, iii, iv	a, e	
第19条	第3項	i, iii, iv	a, e	
第20条	第5項			準用規定
第24条の2	第3項	i, iii, iv	a, e	
第24条の2	第4項	i, iii, iv	a, e	

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第24条の2	第5項	i, iii, iv	a	
第27条	第2項	i, iii		
第27条	第3項	i, iii		
第30条の2	第1項	iii		
第30条の2	第2項	iii		
第30条の2	第3項	iii		
第30条の3	第3項	iii		
第30条の3	第4項	iii		
第30条の5	第1項	iii, iv	a	
第30条の5	第2項	iii, iv	a	
第30条の5	第3項	iii		
第30条の7	第1項	iii, iv	a, e	
第30条の7	第2項	iii, iv	a	
第30条の7	第3項	iii, iv	a	
第30条の7	第7項	iii, iv	a	
第30条の7	第8項	iii		
第30条の7	第9項	iii, iv	a	
第30条の11	第1項	iv	d	
第30条の11	第2項	iv	d	
第30条の14	第1項	x		
第30条の14	第3項	iv	d	
第30条の23	第3項	ア		
第30条の26	第1項	iv	d, e	
第30条の26	第2項	x		
第30条の27	第3項	iv	d	
第30条の29	第1項	iii		
第30条の30	第1項	iii		
第30条の33	第1項	iii		
第30条の37	第2項	iii		
第30条の38	第2項	iii		
第30条の40		iii		
第30条の44	第3項	iii		
第33条	第1項	iii, iv	f	
第33条	第3項	iii, iv	e, f	

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第34条	第4項	ア		
第34条の2	第2項	ア		
第36条の2	第1項	i, iii		

分野	4	通番	5
法律名	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の3	第1項	√	
第2条の3	第2項	×	
第2条の3	第4項	×	
第3条	第1項	×	
第3条	第4項	×	
第7条		ウ	
第8条の2	第1項	√	

分野	4	通番	6
法律名	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第14条	第4項	ア	
第14条	第5項	√	

分野	4	通番	7
法律名	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第3項	vi	
第14条	第2項	ア	
第17条	第3項		準用規定

分野	4	通番	8
法律名	売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第4項	v	

分野	4	通番	9
法律名	国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	vii	
第8条	第4項	vii	
第14条	第2項	vii	
第18条	第6項	vii	

分野	4	通番	10
法律名	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第五十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条		vii	国際捜査共助等に関する法律の準用規定
第10条	第2項	vii	
第50条	第3項	vii	
第50条	第4項	vii	
第50条	第7項	vii	
第50条	第8項	vii	
第52条	第2項	vii	国際捜査共助等に関する法律の準用規定

分野	4	通番	11
法律名	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律(昭和四十五年法律百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第1条	第1項	vii	
第3条	第2項	vii	
第5条		vii	

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条	第2項	ア	
第16条	第3項	ア	
第17条	第1項	ア	
第18条		ア	
第21条	第1項	×	
第21条	第2項	×	
第21条	第3項	×	
第22条	第1項	×	
第22条	第4項	ア	
第23条		×	
第45条	第2項	ア	第192条第2項、第193条第6項、第195条第3項で準用
第48条	第5項	ア	第195条第3項で準用
第52条		ア	第198条で準用
第53条	第1項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第54条	第1項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第55条	第1項	ア	第198条で準用
第55条	第2項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第55条	第3項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第57条		ア	第204条で準用
第59条		ア	第204条で準用
第64条		ア	第204条で準用
第65条	第1項	ア	第204条で準用
第65条	第2項	ア	第204条で準用
第79条	第3項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第4項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第5項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第6項	ア	第214条第2項で準用
第154条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第155条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第155条	第2項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第156条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第160条	第1項	ア	第229条第3項、第230条第3項、第231条第3項、第232条第3項で準用
第164条	第1項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用
第164条	第2項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第164条	第4項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用
第166条	第3項	ア	第233条第2項、第234条第2項、第235条第2項で準用
第167条	第3項	ア	第234条第2項で準用
第171条		ア	第238条で準用
第172条		ア	第238条で準用
第173条		ア	第238条で準用
第175条		ア	第238条で準用
第180条	第1項	ア	
第180条	第2項	ア	
第181条	第2項	ア	
第182条	第1項	ア	
第182条	第3項	ア	
第183条		ア	
第184条		ア	
第186条	第1項	ア	
第187条		ア	
第188条	第1項	ア	
第188条	第2項	ア	
第189条		ア	
第192条	第1項	ア	
第193条	第1項	ア	
第193条	第2項	ア	
第193条	第3項	ア	
第193条	第5項	ア	
第193条	第7項	ア	準用規定
第194条	第1項	ア	
第194条	第2項	ア	
第196条		ア	
第197条		ア	
第200条	第1項	ア	
第200条	第2項	ア	
第201条	第1項	√	
第203条		ア	
第205条		ア	

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第206条		ア	
第207条	第2項	ア	
第211条	第1項	ア	
第211条	第2項	ア	
第212条	第2項		準用規定
第212条	第4項	ア	
第213条	第2項	ア	
第213条	第5項	ア	
第213条	第6項	ア	
第213条	第7項	ア	
第213条	第8項	ア	
第215条	第1項	√	
第216条		ア	
第217条	第1項	ア	
第218条	第1項	ア	
第218条	第3項	ア	
第220条	第1項	ア	
第220条	第2項	ア	
第220条	第3項	ア	
第220条	第6項	ア	
第221条		ア	
第222条	第1項	ア	
第222条	第3項	ア	
第224条	第2項	ア	
第225条	第2項	ア	
第226条	第1項	ア	
第226条	第2項	ア	
第226条	第3項	ア	
第226条	第4項	ア	
第226条	第5項	ア	
第226条	第7項	ア	
第228条	第1項	ア	
第228条	第2項	ア	
第228条	第3項	ア	
第229条	第3項	ア	行政不服審査法の準用

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第230条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第231条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第232条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第236条	第1項	ア	
第236条	第2項	ア	
第237条		ア	
第239条		ア	
第289条	第6項		準用規定
第289条	第7項		準用規定

分野	4	通番	13
法律名	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第48条	第2項	×	
第48条	第3項	×	
第51条		×	第57条で準用

分野	4	通番	14
法律名	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条		x		
第24条	第5項	v		
第25条	第1項	v		
第49条	第1項	v		
第49条	第2項	v		
第82条	第2項	v		
第84条	第2項	iv	c	
第89条	第1項	v		
第92条	第2項	ア		
第93条	第2項	ア		
第99条	第3項	v		
第99条	第4項	v		
第99条	第5項	ア		
第105条		x		
第111条		v		

分野	4	通番	15
法律名	警察法(昭和二十九年法律第六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第38条	第2項	iii		
第42条	第1項	iii		
第55条	第2項	x		
第60条	第2項	v		
第61条の2	第2項			準用規定
第61条の2	第3項	iii iv	a	
第61条の3	第2項	iii iv	a	
第79条	第2項	ア		

分野	4	通番	16
法律名	警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第3項	ア	
第3条	第1項	v	
第3条	第2項	v	
第3条	第3項	ア	
第3条	第5項	ア	
第6条	第3項	ア	
第6条	第4項	ア	
第7条		v	

分野	4	通番	17
法律名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	x	
第4条	第2項	x	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第7条の2	第2項		準用規定
第7条の3	第2項		準用規定
第9条	第2項	x	
第10条の2	第3項	ア	
第10条の2	第4項	ア	
第10条の2	第6項	x	
第20条	第10項		準用規定
第27条	第4項	ア	
第31条	第1項	x	
第31条	第2項	x	
第31条	第3項	x	
第31条の2	第4項	ア	
第31条の5	第3項		準用規定
第31条の6	第1項	iv e	
第31条の6	第3項		準用規定
第31条の7	第2項		準用規定
第31条の9	第3項	x	
第31条の11	第1項	iv e	
第31条の11	第3項		準用規定
第31条の12	第2項		準用規定
第31条の16	第1項	x	
第31条の16	第2項	x	
第31条の16	第3項	x	
第31条の17	第2項		準用規定
第31条の21	第1項	iv e	
第31条の21	第3項		準用規定
第35条の4	第3項	iv e	
第35条の4	第5項		準用規定
第37条	第3項	ア	
第38条の2	第2項	ア	
第41条	第1項	ア	

分野	4	通番	17
法律名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第41条	第2項	ア		
第41条	第3項	ア		
第41条	第4項	ア		
第41条の3	第1項	×		
第41条の3	第2項	iv	e	
第42条		iv	e	

分野	4	通番	18
法律名	古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		×		
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第7条	第2項	iv	e	
第8条の2	第1項	×		
第8条の2	第2項	×		
第22条	第2項	ア		
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第25条	第3項	ア		

分野	4	通番	19
法律名	質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	x		
第3条	第2項	ア		
第3条	第3項	ア		
第7条	第2項	x		
第8条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	iv	e	
第27条	第2項	iv	e	

分野	4	通番	20
法律名	警備業法(昭和四十七年法律第十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第7条	第2項	イ		
第7条	第3項	イ		
第11条	第2項	iv	e	
第22条	第2項	イ		
第22条	第3項	イ		
第22条	第4項	イ		
第23条	第1項	イ		
第23条	第2項	イ		
第23条	第4項	ア		
第23条	第5項			準用規定
第38条	第2項	ア		第47条第2項で準用
第42条	第2項	イ		
第42条	第3項			準用規定
第50条	第1項	ア		
第50条	第2項	ア		
第50条	第3項	ア		
第50条	第4項	ア		

分野	4	通番	21
法律名	探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	ア	
第13条	第2項	ア	

分野	4	通番	22
法律名	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	v	
第5条	第2項	v	
第5条の2	第1項	v	
第5条の2	第2項	v	
第5条の2	第3項	v	
第5条の2	第4項	v	
第5条の3	第1項	イ	
第5条の3	第2項	ア	
第5条の4	第1項	イ	
第5条の4	第2項	ア	
第6条	第2項	v	
第7条	第1項	ア	
第7条の3	第2項	v	
第8条	第7項	ア	
第8条	第8項	ア	
第8条	第10項	i	
第8条の2	第2項	ア	
第8条の2	第3項	ア	
第8条の2	第4項		準用規定
第9条の5	第2項	イ	
第9条の5	第3項	イ	
第9条の8	第3項	ア	
第9条の8	第4項	ア	
第9条の8	第5項		準用規定
第9条の10	第2項	イ	
第9条の10	第3項		準用規定
第9条の12	第2項	ア	
第9条の12	第3項	ア	
第10条の6	第3項	ア	
第10条の6	第4項	ア	
第11条	第7項	ア	
第11条	第8項	ア	
第11条	第9項	ア	
第11条	第10項		準用規定
第11条の2	第1項	ア	

分野	4	通番	22
法律名	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条の2	第2項	ア	
第11条の2	第3項	ア	
第11条の2	第4項	ア	
第11条の2	第5項		準用規定
第12条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第12条	第3項	ア	
第14条	第1項	v	
第14条	第3項	v	
第14条	第5項	x	
第15条	第1項	ア	
第15条	第3項	x	
第18条の2	第4項	x	
第24条	第3項	ア	
第24条の2	第3項		準用規定
第24条の2	第5項	ア	
第24条の2	第6項	ア	
第24条の2	第7項	ア	
第24条の2	第9項	ア	
第25条	第1項	ア	
第25条	第2項	ア	
第25条	第3項	ア	
第25条	第4項	ア	
第26条	第5項	ア	
第27条の2	第3項		準用規定

分野	4	通番	23
法律名	サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	v	

分野	4	通番	24
法律名	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第6条	第5項	ア		
第6条	第9項	√		
第7条	第1項	√		
第10条	第3項	iv	e	
第10条	第5項	iv	e	

分野	4	通番	25
法律名	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	√		
第4条	第1項	√		
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	√		
第6条	第5項	√		
第7条	第1項	×		
第7条	第3項	ア		
第7条	第4項	×		
第8条	第2項	√		
第8条	第3項	√		
第8条	第4項	√		
第8条	第6項	√		
第8条	第7項			準用規定
第12条の4	第2項	√		
第13条		√		
第14条	第1項	√		
第15条	第3項	√		
第15条	第4項	√		
第28条	第1項	√		
第33条	第2項	ア		
第34条	第1項	ア		
第34条	第2項	ア		
第35条	第3項	ア		
第35条	第4項	iv ア	e	
第35条	第5項			準用規定
第35条	第8項	ア		
第36条	第1項	√		
第36条	第3項	√		

分野	4	通番	26
法律名	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	√	
第3条	第2項	ア	
第3条	第3項	ア	
第3条	第4項	ア	
第5条	第1項	√	
第7条		√	

分野	4	通番	27
法律名	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	

分野	4	通番	28
法律名	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第25条	第1項	×		
第25条	第2項	×		
第25条	第3項	×		
第25条	第4項	×		
第25条	第5項	×		
第25条	第6項			準用規定
第26条	第1項	×		
第26条	第2項	×		
第26条	第3項	×		
第26条	第4項	×		
第26条	第5項	×		
第26条	第6項	×		
第26条	第7項			準用規定

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第3項	ア		
第22条の2	第2項	×		
第49条	第1項	×		
第51条	第6項	ア		
第51条	第7項	ア		
第51条	第8項	ア		
第51条	第9項	ア		
第51条	第10項	ア		
第51条	第16項	ア		
第51条	第17項	ア		
第51条	第21項	×		
第51条	第22項			準用規定
第51条の2	第1項	ア		
第51条の2	第3項	ア		
第51条の2	第5項	ア		
第51条の2	第6項	ア		
第51条の2	第7項	ア		
第51条の2	第8項	ア		
第51条の2	第9項	ア		
第51条の4	第4項	ア		
第51条の4	第5項	ア		
第51条の4	第6項	ア		
第51条の4	第12項	ア		
第51条の4	第13項	ア		
第51条の4	第16項	ア		
第51条の4	第17項	ア		
第51条の6	第1項	×		
第51条の8	第4項	iv	d	
第51条の8	第5項	ア		
第51条の8	第7項			準用規定
第51条の11	第2項	ア		
第51条の12	第1項	iv	d	
第51条の13	第1項	イ		
第58条	第1項	ア		
第58条の3	第2項	ア		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第59条	第3項	ア		
第63条	第3項	ア		
第63条	第4項	㍷		
第63条	第6項	×		
第66条の2	第2項			準用規定
第72条の2	第2項	ア		
第72条の2	第3項			準用規定
第75条	第3項	×		
第75条	第4項	ア		
第75条	第5項	ア		
第75条	第6項	ア		
第75条	第7項	ア		
第75条	第9項	㍷		
第75条	第10項	㍷		
第75条の2	第3項			準用規定
第75条の8	第2項			準用規定
第77条	第2項	×		
第77条	第6項	ア		
第78条	第2項	×		
第78条	第3項	ア		
第79条		×		
第81条	第2項	ア		
第81条	第3項	ア		
第81条	第8項	i		
第81条	第9項	ア		
第81条の2	第2項	ア		
第81条の2	第3項			準用規定
第82条	第2項	ア		
第82条	第3項			準用規定
第83条	第2項	ア		
第83条	第3項			準用規定
第88条	第1項	イ		
第88条	第2項	イ		
第89条	第2項	イ		
第90条	第1項	イ		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第90条	第4項	ア		
第90条	第7項			準用規定
第90条	第9項	イ		
第90条	第10項	イ		
第90条	第11項	iv	e	
第90条	第14項			準用規定
第92条	第1項	イ		
第92条	第2項	イ		
第93条	第1項	イ		
第93条	第2項	イ		
第97条	第1項	イ		
第97条	第2項	イ		
第97条	第3項	イ		
第97条の2	第1項	イ		
第97条の3	第2項	イ		
第99条	第2項	iv	d	
第99条の2	第4項	イ		
第99条の3	第4項	イ		
第99条の6	第2項	ア		
第100条の2	第1項	イ		
第100条の2	第2項	イ		
第100条の2	第3項			準用規定
第100条の2	第4項	イ		
第100条の3	第1項	iv	e	
第100条の3	第2項	イ		
第100条の3	第3項			準用規定
第101条	第3項	イ		
第101条	第4項	イ		
第101条	第5項	イ		
第101条の2	第2項	イ		
第101条の2	第3項	イ		
第101条の2の2	第2項	イ		
第101条の2の2	第3項	iv	e	
第101条の2の2	第4項	iv	e	
第101条の2の2	第5項	イ		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第101条の4	第2項	イ		
第101条の4	第3項	イ		
第102条	第1項	イ		
第102条	第2項	イ		
第102条	第3項	イ		
第102条	第6項	イ		
第103条	第3項	iv	e	
第103条	第4項	イ		
第103条	第5項			準用規定
第103条	第7項	イ		
第103条	第8項	イ		
第103条	第9項	iv	e	
第103条の2	第2項	ア		
第103条の2	第5項	iv	e	
第104条	第1項	ア		
第104条の2	第1項	ア		
第104条の2	第2項	ア		
第104条の2	第3項	ア		
第104条の2	第4項	ア		
第104条の2の2	第1項	イ		
第104条の2の2	第2項	イ		
第104条の2の2	第3項	iv	e	
第104条の2の2	第4項	v		
第104条の2の2	第5項			準用規定
第104条の2の2	第6項			準用規定
第104条の2の2	第7項	iv	e	
第104条の2の3	第3項			準用規定
第104条の2の3	第5項			準用規定
第104条の2の3	第6項			準用規定
第104条の3	第1項	ア		
第104条の3	第3項	イ		
第104条の3	第5項	イ		
第104条の4	第2項	イ		
第104条の4	第6項	ア		
第106条		x		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第107条	第2項	イ		
第107条	第4項	イ		
第107条の4	第1項	イ		
第107条の5	第4項			準用規定
第107条の5	第6項	vii		
第107条の5	第7項			準用規定
第107条の5	第8項	イ		
第107条の5	第9項			準用規定
第107条の5	第10項			準用規定
第107条の5	第11項			準用規定
第107条の6		x		
第107条の7	第3項	vii		
第107条の10	第3項	vii		
第108条の2	第1項	v		
第108条の3	第1項	v		
第108条の3の2		v		
第108条の4	第2項	iv	d	
第108条の11	第1項	iv	d	
第108条の32の2	第2項	x		
第108条の34		x		
第109条	第1項	イ		
第109条	第3項	イ		
第109条	第5項	ア		
第110条の2	第1項	x		
第110条の2	第2項	x		
第110条の2	第3項	x		
第110条の2	第4項	x		
第110条の2	第5項	iv	e	
第110条の2	第6項	iv	e	
第110条の2	第7項	iv	e	
第111条	第3項	x		
第126条	第1項	ア		
第126条	第2項	x		
第126条	第4項	ア		
第127条	第1項	ア		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第127条	第2項	ア	
第127条	第3項	ア	
第129条	第4項	ア	

分野	4	通番	30
法律名	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第31条		iv d	

分野	4	通番	31
法律名	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	ア		
第7条	第2項			準用規定
第9条	第2項	ア		
第9条	第4項	×		
第9条	第5項	ア		
第10条	第1項	ア		
第10条	第2項	ア		
第10条	第3項	ア		
第10条	第4項	ア		
第13条	第2項	×		
第13条	第4項			準用規定

分野	4	通番	32
法律名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア イ		
第5条	第3項	イ		
第5条	第4項	×		
第7条	第2項	×		
第8条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第21条	第3項	ア		
第22条	第1項	×		
第23条	第3項	×		
第24条	第2項	×		
第25条	第1項	iv	e	
第25条	第3項			準用規定

分野	4	通番	33
法律名	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条	第2項	x		
第33条	第1項	x		
第33条	第2項	x		
第33条	第3項	iv	e	
第33条	第5項	x		
第34条	第1項	iv	a	
第38条		v		
第43条		v		

分野	4	通番	34
法律名	消防法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項(後段に限る)	ア		
第3条	第3項			準用規定
第4条	第1項(ただし書に限る)	ア		
第4条	第2項	ア		
第4条	第3項	ア		
第4条	第4項	ア		
第4条の2	第2項			準用規定
第5条	第3項	v		
第5条の2	第2項			準用規定
第5条の3	第2項(後段に限る)	ア		
第5条の3	第3項	ア		
第5条の3	第4項			準用規定
第5条の3	第5項			準用規定
第7条	第2項	iv, v	e	
第8条	第5項			準用規定
第8条の2	第4項			準用規定
第8条の2の3	第3項	v		
第8条の2の3	第6項	v		
第8条の2の5	第4項			準用規定
第11条	第2項	v		
第11条	第7項	v		
第11条の4	第3項において準用する第11条第7項			準用規定
第11条の5	第3項	iv, v	e	
第11条の5	第4項	v		
第12条	第3項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の2	第3項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の3	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の4	第2項	v		
第12条の4	第3項	iv, v	e	
第13条の2	第3項	イ		
第13条の2	第6項	iv	e	
第13条の3	第3項	イ		

分野	4	通番	34
法律名	消防法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第13条の8	第1項	x		
第13条の8	第3項	iv	d	
第13条の16	第3項	ア		
第13条の19	第1項	iv	d	
第13条の19	第2項	x		
第13条の20	第1項	イ		
第13条の20	第3項	iv	d	
第13条の24	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第14条の2	第2項	v		
第14条の2	第5項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第16条の3	第6項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第16条の5	第3項			準用規定
第16条の6	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第17条の4	第3項			準用規定
第17条の7	第1項	イ		
第17条の7	第2項			準用規定
第17条の8	第3項	イ		
第17条の9	第4項			準用規定
第20条	第2項	v		
第21条	第2項	v		
第22条	第2項	iv, v	e	
第23条の2	第2項(後段に限る)	iv	e	
第28条	第3項	iv, v	e	
第29条	第3項	i		
第31条		v		
第34条	第2項			準用規定
第35条	第2項	v		
第35条の3	第2項			準用規定
第35条の6	第2項	x		
第36条	第1項			準用規定
第36条	第7項			準用規定

分野	4	通番	35
法律名	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条		iv	a	
第4条		iv	a	
第7条	第2項	iv	a	
第8条	第3項	iv	a	
第8条	第4項			準用規定
第9条	第1項	iv	a	
第51条	第4項	iv	a	

分野	5	通番	1
法律名	国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	x		
第10条	第1項	x		
第10条	第3項	x		
第10条	第6項	x		
第11条	第1項	x		

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第2項	x		
第7条	第3項	iv	e	
第7条	第4項	iv	e	
第7条	第5項	x		
第7条	第9項			準用規定
第8条	第2項	x		
第8条	第4項	x		
第8条	第5項	x		
第8条	第7項			準用規定
第9条	第1項	x		
第9条	第2項	x		
第9条	第3項	x		
第9条	第4項	x		
第9条	第5項	x		
第9条	第6項	x		
第9条	第7項	x		
第9条	第8項	x		
第9条	第9項	x		
第9条	第10項	x		
第9条	第11項	iv	e	
第9条	第13項	x		
第9条	第14項			準用規定
第12条	第1項	x		
第12条	第2項	x		
第12条	第3項	x		
第12条	第5項	x		
第12条	第7項	x		
第12条	第8項	x		
第12条	第10項	x		
第12条	第11項	x		
第12条	第12項	x		
第12条	第13項	x		
第12条	第14項			準用規定
第12条	第15項			準用規定
第13条	第1項	x		

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条	第2項	x		
第16条	第1項	x		
第17条	第1項	ア		
第18条		x		
第19条	第2項	i		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	ア		
第23条	第3項			準用規定
第24条	第1項	x		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第27条の3	第1項	x		
第27条の3	第2項	iv	e	
第27条の3	第3項			準用規定
第27条の3	第4項			準用規定
第27条の3	第5項			準用規定
第27条の4	第4項			準用規定
第27条の5	第1項	x		
第27条の5	第2項	ア		
第27条の5	第3項	ア		
第27条の6	第2項	iv	e	
第27条の6	第3項			準用規定
第27条の6	第4項			準用規定
第27条の6	第5項			準用規定
第27条の7	第2項	x		
第27条の7	第3項	x		
第27条の7	第4項			準用規定
第27条の8	第1項	x		
第27条の8	第2項			準用規定
第28条	第1項	x		
第28条	第3項	iv	e	
第29条	第2項			準用規定
第32条	第1項	i		
第33条		i		
第39条	第3項	x		

分野	5	通番	2
法律名	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第39条	第4項	x		
第39条	第9項	iv	e	
第41条	第2項	ア		

分野	5	通番	3
法律名	多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第2項	x		
第7条	第3項	x		
第7条	第4項	x		
第8条	第3項	x		
第10条	第1項	iv	g	
第10条	第2項			準用規定
第12条	第2項	x		
第12条	第3項	x		
第23条	第2項	x		
第23条	第3項	x		
第24条	第3項	x		
第25条	第1項	iv	g	
第25条	第2項			準用規定

分野	5	通番	4
法律名	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	x		
第5条	第5項	iv	e	
第5条	第6項	iv	e	
第5条	第8項	x		
第5条	第9項	x		
第5条	第10項			準用規定
第17条	第1項	x		
第17条	第2項	x		
第17条	第3項	x		
第17条	第4項	x		

分野	5	通番	5
法律名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第5条	第4項		準用規定
第7条	第1項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第11条の2	第12項		地方自治法の準用
第11条の3	第9項		準用規定

分野	5	通番	6
法律名	国会等の移転に関する法律(平成四年法律第九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条		×	

分野	5	通番	7
法律名	国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	キ		
第5条	第2項	キ		
第5条	第3項	キ		
第6条	第1項	キ		
第6条	第2項	キ		
第6条	第3項	キ		
第6条	第5項	×		
第6条の3	第1項	キ		
第6条の3	第2項	キ		
第6条の3	第3項	iv	g	
第6条の3	第5項	×		
第6条の4	第1項	キ		
第6条の4	第2項	キ		
第7条		×		
第8条	第2項			準用規定
第8条	第5項			準用規定
第17条	第1項	キ		
第17条	第3項	キ		
第18条		キ		
第21条	第1項	iv	e	
第21条	第2項	×		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第26条	第2項	ア		
第29条	第1項	i		
第30条	第2項	×		
第30条	第4項	ア		
第31条	第2項	×		

分野	5	通番	8
法律名	国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条				国土調査法の適用

分野	5	通番	9
法律名	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	キ		
第5条	第2項	キ		
第5条	第3項	キ		
第7条		キ		
第9条		キ		
第10条	第1項	キ		
第11条		キ		
第12条	第2項	キ		
第12条	第3項	キ		
第12条	第4項	キ		
第14条	第1項	キ		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第16条	第1項	i		
第16条	第2項	i		
第17条		キ		
第18条	第1項	キ		
第18条	第2項	iv	e	

分野	5	通番	10
法律名	水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第3条	第4項			準用規定
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第5項			準用規定
第5条	第1項	×		

分野	5	通番	11
法律名	小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項	×	
第4条	第8項		準用規定
第8条		×	
第10条	第3項		土地改良法の準用規定
第17条	第1項	×	

分野	5	通番	12
法律名	大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項		準用規定
第7条	第3項	×	
第7条	第4項		準用規定
第7条	第6項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第4項	×	

分野	5	通番	13
法律名	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第3条	第4項	×		
第3条	第5項	×		
第3条	第7項	×		
第3条	第8項	×		
第3条	第9項			準用規定
第6条の3	第1項	×		

分野	5	通番	14
法律名	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第4項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	iv	e	
第6条	第10項	×		
第7条	第1項	iv	g	
第7条	第2項			準用規定
第11条	第2項	×		
第12条	第3項			準用規定
第21条	第5項	×		
第21条	第6項	×		
第21条	第7項	iv	e	
第21条	第9項	×		
第22条	第2項			準用規定
第24条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第28条	第2項	×		
第28条	第4項	×		
第28条	第5項	iv	e	
第28条	第10項	×		
第29条	第1項	iv	g	
第29条	第2項			準用規定
第35条	第3項	iv	e	
第35条	第5項			準用規定
第41条	第2項	iv	e	
第42条	第2項	iv	e	
第42条	第4項			準用規定
第52条	第4項	×		
第52条	第6項			準用規定
第55条	第2項	iv	e	
第55条	第4項			準用規定
第60条	第1項	×		
第60条	第2項	×		

分野	5	通番	14
法律名	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第60条	第3項	x		
第60条	第7項	x		
第61条	第1項	iv	g	
第61条	第2項			準用規定
第67条	第3項	x		
第68条	第3項			準用規定
第75条	第1項	x		
第75条	第2項	x		
第75条	第4項	x		
第75条	第8項	x		
第76条	第1項	iv	g	
第76条	第2項			準用規定
第84条	第2項	x		
第89条	第1項	x		
第98条	第3項	iv	e	
第98条	第6項			準用規定
第99条	第4項	iv	e	
第99条	第7項			準用規定
第100条	第1項	x		
第101条	第2項			準用規定
第102条		x		
第105条の2	第2項	x		
第105条の2	第3項	x		
第105条の2	第4項	x		
第105条の2	第5項			準用規定
第108条	第7項			港湾法の準用
第108条	第9項			港湾法の準用

分野	5	通番	15
法律名	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律 (平成七年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第4項	x		
第6条	第5項	x		
第6条	第7項			準用規定
第10条	第2項	x		
第10条	第3項	x		
第10条	第4項	x		
第10条	第5項	x		
第10条	第6項			準用規定
第11条	第2項	x		
第11条	第3項	x		
第11条	第4項			準用規定

分野	5	通番	16
法律名	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第9項		準用規定
第10条	第1項	×	

分野	5	通番	17
法律名	山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	×	
第7条の2	第1項	×	
第7条の2	第2項	×	
第7条の2	第4項	×	
第7条の2	第5項		準用規定
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第4項		準用規定
第11条	第1項	×	
第12条	第4項	×	
第12条	第6項		準用規定

分野	5	通番	18
法律名	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第4項(前段)	iv	g	
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第6項			準用規定
第7条	第1項	×		
第7条	第4項において準用する第1項(後段)			準用規定
第15条	第3項	×		
第16条	第1項	×		

分野	5	通番	19
法律名	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第6項	×		
第5条	第8項	×		
第5条	第9項	×		
第5条	第10項	×		
第5条	第11項			準用規定
第6条	第1項	×		
第7条	第1項	i		
第7条	第2項	i		
第7条	第3項	i		
第7条	第4項	i		
第7条	第5項	×		
第8条	第1項	i		
第8条	第2項	×		

分野	5	通番	20
法律名	半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	x		
第2条	第3項	x		
第3条	第1項	iv	g	
第3条	第3項	x		
第3条	第4項	x		
第3条	第5項			準用規定
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	x		

分野	5	通番	21
法律名	総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第6項	x		
第6条	第1項	iv	g	
第6条	第2項			準用規定

分野	5	通番	22
法律名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項		準用規定
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第8条	第2項		準用規定
第9条	第2項	×	
第10条	第2項		準用規定
第12条		×	
第36条	第2項	ア	
第37条		ア	

分野	5	通番	23
法律名	地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条	第2項	×	

分野	5	通番	24
法律名	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	キ		
第11条	第2項	キ		
第14条	第1項	iv	e	第39条により地方公共団体が処理する 事務
第14条	第2項	iv	e	第39条により地方公共団体が処理する 事務
第15条	第2項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第15条	第3項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第17条		ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第20条	第1項	i		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第21条	第1項	×		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第23条	第1項	×		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第24条	第3項	ア		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第25条		キ		第39条により地方公共団体が処理する 事務
第32条		キ		
第33条	第1項	キ		
第33条	第2項	キ		
第36条		キ		
第37条	第1項	×		
第37条	第3項	キ		
第37条	第4項	キ		
第39条				準用規定
第40条	第1項	×		
第44条	第2項	キ		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第11条	第4項	ア		
第12条	第1項	ア		
第12条	第3項	ア		
第12条	第4項	ア		
第14条	第1項	ア		
第14条	第2項	ア		
第14条	第3項	ア		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第15条の2	第2項	ア		
第15条の3		×		
第15条の4		ア		
第15条の7	第3項	ア		
第15条の8		×		
第15条の12				仲裁法の準用
第15条の14		×		
第16条		i		
第18条	第1項	i		
第18条	第2項	i		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項	×		
第19条	第1項	ア		
第19条	第2項	ア		
第21条	第1項	×		
第23条	第1項	×		
第23条	第2項	×		
第24条	第1項	iv	e	
第24条	第5項	iv	e	
第26条	第1項	i		
第26条	第2項	×		
第26条の2	第1項	iv	e	
第26条の2	第3項			準用規定

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第27条	第1項	x		
第27条	第6項	x		
第28条		ア		
第28条の2		x		
第28条の3	第1項	x		
第28条の3	第2項	x		
第30条	第1項	i		
第30条	第2項	x		
第30条	第3項	x		
第30条の2				準用規定
第32条	第1項	x		
第32条	第2項			準用規定
第33条		i		
第34条		x		
第34条の2	第1項	x		
第34条の2	第2項			準用規定
第34条の3		i		
第34条の4	第1項	iv	e	
第34条の4	第3項			準用規定
第35条	第2項	ア		
第35条	第3項			準用規定
第36条	第1項	i		
第36条	第2項	i		
第36条	第4項	i		
第36条	第5項	i		
第36条	第6項	i		
第36条の2	第2項	x		
第36条の2	第4項			準用規定
第36条の2	第5項	x		
第36条の2	第7項	x		
第37条	第1項	i		
第37条	第2項	i		
第37条	第3項	x		
第37条の2		i		
第38条		i		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第40条	第1項	ア		
第41条				準用規定
第42条	第1項	iv	e	
第42条	第4項			準用規定
第44条	第2項	ア		
第45条	第1項	iv	e	
第45条	第3項			準用規定
第45条の2		i		
第46条	第1項	ア		
第46条	第2項	ア		
第46条の4	第1項	i		
第46条の4	第2項			準用規定
第46条の4	第3項	x		
第47条		ア		
第47条の2	第1項	ア		
第47条の2	第2項	ア		
第47条の2	第3項	ア		
第47条の2	第4項	ア		
第47条の3	第1項	x		
第47条の3	第3項	x		
第47条の3	第4項	x		
第47条の3	第5項			準用規定
第47条の4	第1項	iv	e	
第47条の4	第2項			準用規定
第48条	第1項	ア		
第48条	第2項	ア		
第48条	第3項	ア		
第48条	第4項	ア		
第48条	第5項	ア		
第49条	第1項	ア		
第49条	第2項			準用規定
第50条	第3項	ア		
第50条	第4項	ア		
第50条	第5項	ア		
第52条	第1項	x		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第52条	第2項	×		
第52条	第3項	×		
第63条	第3項	ア		
第65条	第2項	×		
第65条	第3項	ア		
第65条の2	第6項	ア		
第66条	第2項	ア		
第66条	第3項	ア		
第68条		i		
第69条		i		
第70条		i		
第71条		i		
第72条				準用規定
第73条		i		
第74条	第1項	i		
第74条	第2項			例による規定
第75条		i		
第76条	第3項	i		
第77条		i		
第80条		i		
第80条の2	第1項	i		
第80条の2	第2項			例による規定
第81条	第3項	ア		
第82条	第7項	i		
第83条	第4項	i		
第83条	第5項	i		
第83条	第6項	i		
第84条	第3項			準用規定
第87条		×		
第88条		i		
第89条	第1項	×		
第89条	第2項	×		
第89条	第3項			みなし規定
第90条		i		
第90条の3	第1項	ア		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第90条の3	第2項	ア		
第90条の4		i		
第91条	第1項	i		
第92条	第1項	i		
第93条	第1項	i		
第94条	第1項	i		
第94条	第3項	ア		
第94条	第4項			準用規定
第94条	第5項	ア		
第94条	第6項			準用規定
第94条	第7項	ア		
第94条	第8項	ア		
第95条	第1項	i		
第95条	第3項	i		
第95条	第4項	×		
第95条	第6項	i		
第96条	第1項	×		
第96条	第4項	×		
第96条	第5項			準用規定
第96条	第6項	×		
第97条	第1項	i		
第97条	第2項			準用規定
第98条		i		
第99条	第1項	i		
第99条	第3項	i		
第102条の2	第2項	i		
第104条の2				準用規定
第105条	第1項	i		
第105条	第2項	i		
第107条	第1項	×		
第116条	第2項	×		
第117条				準用規定
第118条	第1項	iv	e	
第118条	第5項	ア		
第119条		ア		

分野	5	通番	25
法律名	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第120条				準用規定
第121条		ア		
第122条	第1項	iv	e	
第122条	第2項	x		
第122条	第4項	x		
第123条	第2項	x		
第123条	第3項	x		
第123条	第4項	i		
第123条	第6項			準用規定
第124条	第1項	i		
第124条	第2項			準用規定
第124条	第3項			準用規定
第138条	第1項			準用規定

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第1項	i		
第9条	第2項	x		
第9条	第3項	x		
第10条	第3項			準用規定
第11条	第8項	x		
第13条	第2項	i		
第13条	第4項			準用規定
第20条	第1項	x		
第20条	第3項	x		
第20条	第4項			行政不服審査法の準用
第20条	第5項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第21条	第1項	i		
第21条	第2項	i		
第21条	第3項	x		
第21条	第4項	i		
第29条	第2項	x		
第39条	第2項			準用規定
第39条	第4項	x		
第39条	第5項	i		
第45条	第3項	i		
第45条	第5項	i		
第51条の8	第1項	x		
第51条の8	第3項	x		
第51条の8	第4項			行政不服審査法の準用
第51条の8	第5項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第51条の9	第1項	i		
第51条の9	第2項	x		
第51条の9	第3項	x		
第51条の10	第2項			準用規定
第51条の11	第2項			準用規定
第51条の13	第2項	i		
第51条の13	第4項			準用規定
第52条	第1項	i iv	g	
第54条				準用規定
第55条	第1項	x		

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第55条	第4項	x		
第55条	第5項			行政不服審査法の準用
第55条	第6項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第55条	第7項	x		
第55条	第8項	x		
第55条	第9項	i		
第55条	第12項	iv	g	
第55条	第13項			準用規定
第58条	第8項	x		
第71条の3	第4項	x		
第71条の3	第8項	x		
第71条の3	第9項			行政不服審査法の準用
第71条の3	第10項			更に同様の手続を行うべき旨の規定
第71条の3	第11項	i iv	e	
第71条の3	第15項			準用規定
第72条	第2項	ア		
第72条	第3項	ア		
第72条	第4項	ア		
第72条	第6項	ア		
第72条	第7項	ア		
第73条	第1項	i		
第73条	第2項	i		
第73条	第4項	x		
第76条	第2項	x		
第76条	第3項	x		
第76条	第5項	ア		
第77条	第2項	ア		
第77条	第3項	ア		
第77条	第4項	ア		
第77条	第5項	ア		
第77条	第6項			準用規定
第77条	第9項	ア		
第78条	第1項	i		
第78条	第3項			準用規定
第78条	第4項			行政代執行法の準用

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第78条	第5項	i		
第82条	第2項	i		
第83条		x		
第84条	第1項	ア		
第84条	第2項	x		
第85条の2	第5項	i		
第85条の2	第6項	i		
第85条の2	第7項	x		
第85条の3	第4項	i		
第85条の3	第5項	i		
第85条の3	第6項	x		
第85条の4	第5項	i		
第85条の4	第6項	i		
第85条の4	第7項	x		
第86条	第1項	i iv	g	
第86条	第4項	i		
第86条	第5項	i		
第87条	第1項	x		
第87条	第3項	i		
第88条	第2項	x		
第88条	第4項	x		
第88条	第5項	x		
第88条	第7項	iv	e	
第89条	第1項	i		
第89条	第2項	i		
第89条の2		i		
第89条の3		i		
第89条の4		i		
第90条		i		
第93条	第3項	x		
第93条	第4項	x		
第93条	第6項	x		
第94条		i		
第95条	第4項	x		
第97条	第1項	iv	g	

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第97条	第2項		準用規定
第97条	第3項		準用規定
第98条	第1項	i	
第98条	第5項	i	
第98条	第6項	i	
第99条	第2項	i	
第100条	第1項	i	
第100条の2		i	
第101条	第1項	i	
第101条	第2項	i	
第101条	第3項	i	
第101条	第4項		準用規定
第101条	第5項		準用規定
第102条	第2項		準用規定
第103条	第1項	i	
第103条	第2項	i	
第103条	第3項	x	
第103条	第4項	i	
第103条	第5項	x	
第107条	第1項	x	
第107条	第2項	i	
第109条	第1項	i	
第110条	第1項	i	
第110条	第3項	ア	
第110条	第7項		準用規定
第112条	第1項	i	
第114条	第4項		準用規定
第116条	第5項		準用規定
第124条	第3項	i	
第125条	第2項	i	
第125条	第5項	x	
第125条	第6項	x	
第125条の2	第2項	x	
第125条の2	第5項	i	
第126条	第2項	x	

分野	5	通番	26
法律名	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第133条	第2項		準用規定
第136条		x	

分野	5	通番	27
法律名	公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第47条	第3項	×	

分野	5	通番	28
法律名	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	i	
第6条	第2項	ア	
第6条	第3項	ア	
第7条		i	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第10条	第2項	i iv g	
第14条	第1項	i	
第19条	第3項	ア	

分野	5	通番	29
法律名	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	x		
第7条	第2項	x		
第9条				土地収用法の準用
第12条	第1項	x		
第12条	第2項	x		
第12条	第3項	x		
第12条	第4項	x		
第13条	第1項	i		
第14条	第1項	i		
第14条	第2項	x		
第14条	第4項	x		
第14条	第5項	x		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条		i		
第17条	第2項	x		
第18条	第1項	x		
第20条				土地収用法の準用
第21条	第1項	i		
第21条	第3項	x		
第22条	第1項	iv	e	
第22条	第3項			土地収用法の準用
第23条	第1項	x		
第24条		x		
第28条	第4項			準用規定
第28条	第5項	x		
第28条	第6項	x		
第29条	第1項	i		
第29条	第3項	x		
第29条	第4項			準用規定
第30条	第1項	i		
第30条	第2項	x		
第30条	第4項	x		
第30条	第6項			土地収用法の準用
第31条	第2項	x		

分野	5	通番	29
法律名	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第32条	第1項	i		
第32条	第2項	i		
第32条	第3項	i		
第32条	第4項			土地収用法の準用
第33条	第2項	i		
第33条	第3項	x		
第33条	第4項	x		
第33条	第5項	x		
第37条	第2項			準用規定
第38条		i		

分野	5	通番	30
法律名	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第3項	×	
第11条		×	
第13条の2	第2項		準用規定
第22条	第2項	×	
第22条	第3項	×	
第23条	第2項	×	
第27条	第2項	×	
第27条	第3項	×	
第29条	第2項	×	
第29条	第3項	×	
第33条	第2項	×	
第42条	第3項		準用規定

分野	6	通番	1
法律名	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	iv	e	
第5条	第5項	x		
第5条	第6項			準用規定
第5条の2	第2項	iv	e	
第5条の2	第3項	x		
第5条の2	第4項			準用規定
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第6条	第4項	iv	e	
第6条の2	第1項	x		
第6条の2	第2項	x		
第6条の2	第3項	x		
第7条	第1項	x		
第7条の2	第1項	x		
第7条の2	第2項	x		
第8条	第1項	x		
第8条	第2項	x		
第8条	第3項	x		
第10条の2	第1項	x		
第10条の2	第2項	x		
第10条の3	第1項	x		
第10条の3	第2項	x		
第10条の4	第1項	x		
第10条の4	第2項	x		
第11条	第1項	x		
第11条	第2項	x		
第11条	第6項	x		
第12条	第1項	x		
第12条	第2項	x		
第12条	第3項	x		
第12条	第6項	x		
第12条の2	第1項	x		

分野	6	通番	1
法律名	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条の2	第2項	x		
第12条の2	第3項	x		
第12条の2	第4項	x		
第12条の3	第1項	x		
第12条の3	第2項	x		
第12条の4	第1項	x		
第12条の4	第2項	x		
第12条の5	第1項	x		
第12条の5	第2項	x		
第12条の5	第5項	x		
第12条の5	第7項	x		
第12条の5	第8項	x		
第12条の6		x		
第12条の7		x		
第12条の8		x		
第12条の9		x		
第12条の10		x		
第12条の11		x		
第13条	第1項	x		
第13条	第2項	x		
第13条	第3項	x		
第14条	第1項	x		
第14条	第2項	x		
第14条	第3項	x		
第15条	第3項	x		
第18条	第1項	iv	e	
第18条	第3項	x		
第18条の2	第1項	x		
第18条の2	第2項	x		
第18条の2	第3項	x		
第18条の2	第4項	x		
第19条	第1項	x		
第19条	第2項	x		
第19条	第3項	x		
第19条	第4項	x		

分野	6	通番	1
法律名	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第20条	第1項	×		
第20条	第2項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項			準用規定
第21条の3		×		
第21条の4		×		
第21条の5	第1項	×		
第21条の5	第2項	×		
第23条	第1項	×		
第23条	第4項	×		
第23条	第6項	×		
第23条	第7項	×		
第24条	第1項	×		
第24条	第3項			準用規定
第25条	第2項	ア		
第25条	第3項	ア		
第25条	第4項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	ア		
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		
第28条	第1項	i		
第28条	第2項	i		
第33条	第6項	×		
第33条	第7項			適用規定
第34条の2	第2項			準用規定
第35条	第1項	ア		
第35条	第2項	ア		
第35条の2	第4項			準用規定
第36条	第2項	×		
第36条	第3項	×		
第46条		ア		
第47条	第1項	ア		

分野	6	通番	1
法律名	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第47条	第2項	ア		
第47条	第3項	ア		
第47条	第4項	ア		
第47条	第5項	ア		
第50条	第2項	ア		
第50条	第3項	ア		
第51条	第2項			行政不服審査法の準用
第52条の3	第1項	×		
第52条の3	第5項	×		
第52条の4	第2項	i		
第52条の4	第3項			準用規定
第52条の5	第1項	i		
第52条の5	第3項			準用規定
第54条		×		
第55条	第1項	×		
第55条	第4項	×		
第56条	第1項	i		
第56条	第2項	i		
第56条	第3項	i		
第56条	第4項	×		
第57条	第1項	×		
第57条	第5項			準用規定
第57条の4				準用規定
第57条の5				準用規定
第57条の6	第1項	i		
第57条の6	第2項			準用規定
第58条	第2項			準用規定
第58条の4	第2項	×		
第58条の6	第1項	×		
第58条の6	第2項	×		
第58条の9	第1項	i		
第58条の10		i		
第58条の11		×		
第59条	第1項	iv	g	
第59条	第2項	iv	g	

分野	6	通番	1
法律名	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第59条	第5項	iv	e	
第59条	第6項	x		
第60条	第1項	x		
第60条	第2項	i		
第60条	第3項	x		
第60条	第4項			準用規定
第60条の2	第1項	i		
第60条の2	第2項	i		
第60条の3	第1項	i		
第60条の3	第2項			準用規定
第61条		i		
第62条	第1項	x		
第63条	第1項	iv	g	
第63条	第2項			準用規定
第65条	第2項	x		
第68条	第2項	i		
第72条	第1項	x		
第72条	第2項			準用規定
第72条	第3項	i		
第73条				土地収用法の適用
第78条	第2項	x		
第78条	第3項	x		
第79条		x		
第81条	第2項	ア		
第81条	第3項	x		
第82条	第2項	ア		
第82条	第3項	ア		
第87条		x		
第87条の2	第2項			適用規定
第87条の2	第4項	x		
第87条の2	第5項	iv	e	

分野	6	通番	2
法律名	都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第19条	第3項	x		
第22条	第2項	x		
第24条	第2項			準用規定
第36条	第2項	x		
第36条	第3項	x		
第38条		x		
第39条		x		
第40条	第1項	x		
第40条	第2項	x		
第41条	第1項	x		
第41条	第2項	x		
第42条		ア		
第43条	第2項	x		
第43条	第3項	x		
第44条		ア		
第45条		x		
第46条	第2項	x		
第46条	第4項	x		
第46条	第6項	x		
第46条	第9項	x		
第46条	第10項	x		
第46条	第11項	x		
第46条	第12項	x		
第46条	第13項			準用規定
第51条	第2項	x		
第51条	第4項			都市計画法の準用
第52条	第1項	x		
第52条	第2項	x		
第52条	第3項	x		
第53条		i		
第54条	第1項	x		
第54条	第2項	x		
第54条	第3項	x		
第55条		x		
第57条	第1項	iv	e	

分野	6	通番	2
法律名	都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第58条	第3項	×	
第58条	第4項	×	
第73条	第2項	×	
第73条	第4項	×	
第76条	第4項	×	

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の3	第1項	×	
第2条の3	第2項	×	
第3条		×	
第3条の2		×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第5条		×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第7条の2	第2項	×	
第7条の3	第2項	×	
第7条の4	第2項	×	
第7条の5	第2項	ア	
第7条の5	第3項	ア	
第7条の6	第2項	×	
第7条の6	第3項	i	
第7条の6	第4項	i	
第7条の6	第5項	×	
第7条の7	第2項	×	
第7条の7	第4項	×	
第7条の8			都市計画法の適用
第7条の9	第3項	iv e	
第7条の11	第1項	i	第53条第4項で準用
第7条の11	第2項	×	第53条第4項で準用
第7条の12		×	第53条第4項で準用
第7条の14		i	
第7条の15	第1項	×	
第7条の16	第2項		準用規定
第7条の17	第8項	×	
第7条の20	第2項		準用規定
第11条	第4項		準用規定
第16条	第1項	×	
第16条	第3項	×	
第16条	第4項		行政不服審査法の準用
第16条	第5項		更に同様の手続を行うべき旨の規定

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条		i		
第19条	第1項	x		
第19条	第2項	i iv	e	
第28条	第2項	x		
第38条	第2項			準用規定
第45条	第6項	i		
第50条の2	第2項			準用規定
第50条の6				準用規定
第50条の7		i		
第50条の8	第1項	x		
第50条の9	第2項			準用規定
第50条の12	第2項			準用規定
第50条の15	第2項			準用規定
第51条	第1項	i iv	g	
第53条	第1項	x		
第53条	第2項			準用規定
第53条	第3項	x		
第53条	第4項			準用規定
第54条	第1項	i		
第55条	第1項	x		
第56条				準用規定
第58条	第3項			準用規定
第58条	第4項			準用規定
第60条	第3項	ア		
第60条	第4項	ア		
第60条	第5項	ア		
第61条	第1項	ア		
第61条	第2項	ア		
第61条	第3項	ア		
第62条	第1項	ア		
第62条	第2項	ア		
第62条	第3項	ア		
第63条	第1項	i		
第63条	第2項	i		
第66条	第2項	x		

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第66条	第3項	x		
第66条	第5項	ア		
第66条	第6項	ア		
第66条	第8項	x		
第68条	第1項	i		
第68条	第2項			土地収用法の準用
第70条	第1項	i		
第70条	第3項	x		
第72条	第1項	i		
第72条	第4項			準用規定
第73条	第1項	i		
第73条	第2項	i		
第73条	第3項	i		
第73条	第4項	i		
第74条	第1項	x		
第75条	第1項	x		
第75条	第2項	x		
第75条	第3項	x		
第76条	第1項	i		
第76条	第2項	i		
第76条	第3項	i		
第77条	第1項	i		
第77条	第2項	x		
第77条	第3項	x		
第77条	第4項	x		
第77条	第5項	x		
第78条	第1項	i		
第81条		i		
第82条		x		
第83条	第1項	x		
第83条	第3項	x		
第83条	第4項	x		
第83条	第5項			準用規定
第85条	第3項			土地収用法の準用
第86条	第1項	i		

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第86条	第2項	i	
第86条の2		x	
第90条	第1項	i	
第90条	第2項	i	
第91条	第1項	i	
第91条	第2項	i	
第91条	第3項		土地収用法の準用
第92条	第2項	i	
第92条	第3項	i	
第92条	第4項	i	
第92条	第5項	i	
第92条	第6項	i	
第94条	第1項	x	
第94条	第4項	x	
第94条	第5項	x	
第94条	第6項		準用規定
第94条	第7項		例による規定
第96条	第2項	x	
第97条	第1項	i	
第97条	第2項	i	
第97条	第3項	i	
第97条	第5項		準用規定
第99条の2	第2項	x	
第99条の3	第1項	x	
第99条の3	第2項	x	
第99条の3	第3項	x	
第99条の4		x	
第99条の5	第1項	x	
第99条の5	第2項	x	
第99条の6	第1項	x	
第99条の6	第2項	x	
第99条の8	第3項	x	
第99条の8	第4項	x	
第99条の8	第5項		準用規定
第100条		i	

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第101条		i	
第103条	第1項	i	
第104条	第1項	i	
第104条	第2項	i	
第105条	第1項	x	
第108条	第1項	x	
第109条の2	第2項	x	
第109条の2	第3項	x	
第109条の2	第4項	x	
第109条の2	第5項	x	
第109条の2	第6項	x	
第113条		x	
第114条		x	
第117条	第1項	x	
第117条	第2項	x	
第118条の2	第7項	i	
第118条の3	第2項	x	
第118条の5	第2項	x	
第118条の6	第1項	i iv g	
第118条の6	第4項		準用規定
第118条の7	第1項	i	
第118条の7	第2項	i	
第118条の7	第3項	x	
第118条の8		i	
第118条の9		i	
第118条の10			準用規定
第118条の14		i	
第118条の15	第1項	i	
第118条の15	第2項	x	
第118条の15	第3項		準用規定
第118条の17		i	
第118条の19	第1項	x	
第118条の20	第1項	x	
第118条の21	第1項	i	
第118条の21	第2項	i	

分野	6	通番	3
法律名	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第118条の23	第1項	i		
第118条の23	第2項	x		
第118条の23	第3項	i		
第118条の24	第1項	i		
第118条の24	第2項			準用規定
第118条の24の2	第1項			準用規定
第118条の25	第2項			準用規定
第118条の26	第2項	x		
第118条の28	第2項			準用規定
第118条の30	第2項			準用規定
第118条の31	第1項	x		
第118条の32	第1項	x		
第118条の32	第3項			準用規定
第124条の2	第3項	i		
第125条	第2項	i		
第125条	第5項	x		
第125条	第6項	x		
第125条の2	第2項	x		
第125条の2	第5項	i		
第126条	第3項	x		
第129条の3		x		
第129条の4		iv	e	
第129条の5	第2項			準用規定
第129条の9	第2項			準用規定
第131条	第2項	i		
第133条	第1項	x		
第134条	第1項	ア		
第134条	第2項	x		

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	x		
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	v		
第5条	第3項	v		
第5条	第4項			建築基準法の準用
第5条	第5項	x		
第6条		iv	e	
第7条	第2項			準用規定
第9条		x		
第11条	第2項			準用規定
第13条	第2項	x		
第13条	第3項	x		
第13条	第4項	x		
第13条	第5項	ア		
第13条	第6項	ア		
第15条	第1項	x		
第16条	第1項	x		
第16条	第2項	x		
第16条	第3項	x		
第17条	第1項	x		
第17条	第2項	x		
第18条	第1項	x		
第18条	第2項			準用規定
第20条	第1項	x		
第21条	第1項	x		
第22条	第1項	x		
第26条		x		
第28条	第2項			準用規定
第31条	第2項	x		
第31条	第3項	x		
第32条	第2項	x		
第32条	第3項	x		
第32条	第4項	x		
第32条	第5項	x		
第32条	第6項	x		

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第32条の2		x		
第32条の3	第1項	x		
第32条の3	第2項	x		
第32条の4		x		
第32条の5		x		
第33条	第3項	x		
第34条	第1項	i		
第34条	第2項	i		
第34条	第3項	i		
第36条	第1項	i		
第36条	第2項	x		
第66条の6		x		
第78条	第3項			準用規定
第94条	第1項	i		
第94条	第2項	x		
第97条	第3項			準用規定
第98条	第3項			準用規定
第106条	第1項	i		
第116条	第2項			建築基準法の準用
第120条	第1項	x		
第120条	第2項	x		
第122条	第1項	i		
第122条	第3項	iv	e	
第127条		i		
第128条	第1項	x		
第129条	第1項	i		
第129条	第2項			準用規定
第130条				都市再開発法の準用
第131条	第1項	x		
第132条	第1項	i		
第132条	第2項			準用規定
第136条	第1項	i		
第136条	第2項	i		
第136条	第3項	i		
第136条	第4項			準用規定

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第140条	第1項	iv	e	
第140条	第4項	x		
第140条	第5項			行政不服審査法の準用
第140条	第6項			更に同様の手続をすべき旨の規定
第141条		i		
第143条	第1項	x		
第143条	第2項	i	iv e	
第148条	第3項			都市再開発法の準用
第157条	第1項	i		
第157条	第2項			準用規定
第160条	第3項	x		
第163条	第4項	i		
第163条	第6項	i		
第164条	第1項			都市再開発法等の準用
第165条	第1項	i		
第165条	第2項			準用規定
第169条				準用規定
第170条		i		
第171条	第1項	x		
第172条	第1項	i		
第172条	第2項			準用規定
第174条	第2項			読替規定
第175条	第1項	x		
第175条	第2項			準用規定
第177条	第1項	x		
第178条	第1項	i		
第178条	第2項			準用規定
第179条	第1項	x		
第181条	第1項	x		
第181条	第2項			準用規定
第181条	第3項			準用規定
第182条	第1項	i		
第183条	第1項	x		
第184条				準用規定
第187条	第3項	x		

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第187条	第4項	×		
第187条	第5項	×		
第188条	第1項	i		
第188条	第3項			準用規定
第188条	第4項			準用規定
第191条	第1項	ア		
第191条	第2項			準用規定
第191条	第3項			都市再開発法の準用
第192条	第1項	ア		
第192条	第2項	ア		
第192条	第3項	ア		
第193条				都市再開発法の準用
第194条	第1項	i		
第194条	第2項			都市再開発法の準用
第197条	第1項	×		
第197条	第2項	×		
第197条	第5項	ア		
第197条	第6項	ア		
第197条	第7項	×		
第197条	第8項	×		
第199条	第1項	i		
第199条	第2項			土地収用法の準用
第201条	第1項	i		
第201条	第3項	×		
第202条	第3項	i		
第202条	第4項	i		
第202条	第5項	×		
第202条	第6項	×		
第204条	第1項	×		
第204条	第4項			準用規定
第205条	第1項	i		
第205条	第2項	i		
第205条	第3項	i		
第205条	第4項	i		
第206条	第1項	×		

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第206条	第2項	i		
第207条	第1項	×		
第207条	第2項	×		
第207条	第3項	×		
第207条	第4項	×		
第208条	第1項	i		
第209条	第1項	i		
第209条	第2項	i		
第209条	第3項	i		
第209条	第4項	×		
第209条	第5項	i		
第210条	第1項	i		
第210条	第2項	×		
第210条	第3項	×		
第210条	第4項	×		
第210条	第5項	×		
第211条	第1項	i		
第211条	第3項	i		
第214条		i		
第215条		×		
第216条	第1項	×		
第216条	第2項	×		
第216条	第3項	×		
第216条	第4項	×		
第216条	第5項			準用規定
第218条	第1項	ア		
第218条	第3項			土地収用法の準用
第219条	第1項	i		
第219条	第2項	i		
第220条		×		
第225条	第1項	i		
第225条	第2項	i		
第226条	第1項	i		
第226条	第2項	i		
第226条	第3項			土地収用法の準用

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第227条				都市再開発法の準用
第231条	第1項	×		
第231条	第2項	×		
第232条	第1項	i		
第232条	第2項	i		
第232条	第3項	i		
第232条	第4項	ア		
第232条	第5項			都市再開発法の準用
第235条	第2項	×		
第236条	第1項	×		
第236条	第2項	×		
第236条	第3項	×		
第237条		×		
第238条	第1項	×		
第239条	第1項	×		
第239条	第2項	×		
第241条	第4項	×		
第241条	第5項			準用規定
第244条	第1項	i		
第244条	第2項	i		
第245条	第1項	i		
第246条	第3項	ア		
第247条	第1項	i		
第248条	第1項	i		
第248条	第2項	i		
第249条				都市再開発法の準用
第250条	第6項			準用規定
第250条	第7項			準用規定
第252条	第1項	×		
第255条	第2項	i		
第255条	第3項	i		
第256条	第2項	i		
第257条	第2項			準用規定
第258条	第2項	×		
第261条	第1項	×		

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第261条	第2項	×		
第261条	第3項	×		
第262条				都市再開発法の準用
第269条	第3項	i		
第270条	第2項	i		
第270条	第5項	×		
第270条	第6項	×		
第271条	第2項	×		
第271条	第5項	i		
第272条	第3項	×		
第275条	第2項	i		
第277条	第1項	×		
第278条	第1項	ア		
第278条	第2項	×		
第281条	第1項	×		
第281条	第2項	×		
第281条	第3項	×		
第281条	第4項	×		
第283条	第3項			都市計画法の準用
第284条				都市計画法の準用
第285条				都市計画法の準用
第286条	第1項	i		
第286条	第2項			都市計画法の準用
第287条		×		
第288条	第1項	ア		
第288条	第2項	×		
第289条	第4項	×		
第290条	第1項	×		
第291条	第1項	×		
第291条	第2項	×		
第291条	第3項	×		
第292条	第1項	×		
第292条	第2項			準用規定
第293条	第4項			準用規定
第295条	第4項			準用規定

分野	6	通番	4
法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第296条	第1項	×	
第296条	第2項	×	
第298条	第1項	×	
第298条	第2項	×	
第298条	第3項		準用規定
第300条	第2項	×	
第300条	第4項	×	
第302条	第4項	×	
第303条		×	

分野	6	通番	5
法律名	都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項	×	
第4条	第8項		準用規定
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	
第6条	第4項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第4項	i	
第7条	第5項	i	
第8条	第4項	ア	
第8条	第7項	×	
第9条	第2項	ア	
第9条	第3項	ア	
第10条	第1項	i	
第10条	第2項		準用規定
第11条	第3項	ア	
第12条	第2項	×	
第13条			準用規定
第14条	第2項	×	
第14条	第8項	×	
第15条			準用規定
第16条			準用規定
第17条	第1項	i	
第17条	第3項	i	
第17条	第4項	i	
第18条		×	
第19条			準用規定
第20条	第3項	×	
第20条	第4項	×	
第21条			準用規定

分野	6	通番	5
法律名	都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条				準用規定
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第24条	第4項	×		
第25条	第1項	×		
第26条		×		
第27条		×		
第28条				準用規定
第32条	第1項			適用規定
第34条	第2項	×		
第34条	第3項	×		
第37条	第2項	×		
第38条	第2項			準用規定
第39条	第2項	×		
第43条	第2項	ア		
第43条	第4項			準用規定
第46条	第1項	×		
第47条	第1項	×		
第47条	第2項	×		
第48条	第2項			準用規定
第49条	第4項			準用規定
第51条	第4項			準用規定
第52条	第2項	×		
第54条	第2項	×		
第54条	第3項			準用規定
第55条	第3項	×		
第55条	第4項	×		
第55条	第5項	×		
第55条	第7項	×		
第61条	第2項	×		
第62条	第2項			準用規定
第68条	第2項	×		
第68条	第4項	×		
第72条	第2項	×		

分野	6	通番	6
法律名	生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第4項	i		
第6条	第5項	i		
第8条	第8項	×		
第9条	第2項	ア		
第9条	第3項	ア		
第11条	第1項	i		
第11条	第2項	×		
第12条	第1項	×		
第17条	第3項	ア		

分野	6	通番	8
法律名	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十二年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第1項	×		
第4条	第1項	×		
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第18条	第1項	×		
第18条	第2項	×		
第18条	第3項	×		
第18条の2	第1項	×		
第18条の2	第2項	×		
第18条の2	第4項			準用規定
第18条の2	第5項			準用規定
第19条	第1項	×		
第19条	第2項	×		
第20条	第1項	×		
第21条		×		
第23条		×		
第26条	第1項	iv	e	
第26条	第2項	×		
第26条	第3項	×		
第28条	第2項	×		
第28条	第4項	×		

分野	6	通番	7
法律名	駐車場法(昭和三十二年法律第六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項			準用規定
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第10条	第1項	×		
第18条	第2項	ア		

分野	6	通番	9
法律名	首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第10条		×	
第11条		×	
第12条			準用規定
第15条	第1項	×	
第15条	第2項	×	

分野	6	通番	10
法律名	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第1項	×	
第2条	第6項		準用規定

分野	6	通番	11
法律名	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第4条	第1項	×		
第5条の2	第1項	×		
第6条	第1項	×		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第24条	第1項	×		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第25条	第1項	×		
第25条	第2項	×		
第25条	第4項			準用規定
第25条	第5項			準用規定
第26条	第1項	×		
第26条	第2項	×		
第27条	第1項	×		
第28条	第4項	×		
第30条		×		
第32条		×		
第34条	第2項	×		
第35条	第1項	iv	e	
第35条	第2項	×		
第35条	第3項	×		
第35条の4	第2項			土地収用法の準用
第38条	第2項	×		
第38条	第4項	×		

分野	6	通番	12
法律名	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第3項	×		
第3条	第5項			準用規定
第4条		×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第10条	第1項	×		
第11条		×		
第12条		×		
第13条				準用規定
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		

分野	6	通番	13
法律名	中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	×	
第8条	第3項	×	
第9条	第1項	×	
第10条		×	

分野	6	通番	14
法律名	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律 (昭和四十二年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第5項		準用規定
第4条		×	
第5条		×	

分野	6	通番	15
法律名	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の2		x	
第3条		x	
第4条	第1項	x	
第4条	第2項	x	
第7条	第1項	i	
第7条	第2項	i	
第7条	第3項	x	
第7条	第4項	x	
第9条	第2項	i	
第9条	第4項	i	
第10条	第3項	i	
第11条		x	
第12条		x	
第13条	第1項	x	
第13条	第2項	i	
第14条	第3項	i	
第14条	第4項	i	
第17条	第1項	x	
第18条		i	
第19条			準用規定
第20条	第3項	x	
第20条	第5項	x	
第20条	第8項	x	
第22条		i iv g	
第24条	第1項	x	
第24条	第2項	x	
第24条	第3項	x	
第24条	第4項	x	
第25条	第1項		土地区画整理法の準用
第25条	第2項	x	
第26条	第2項	x	
第27条	第3項		土地区画整理法の準用
第28条	第1項	x	
第28条	第3項	x	
第29条			土地区画整理法の準用

分野	6	通番	15
法律名	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第30条	第1項	i iv g	
第30条	第2項		土地区画整理法の準用
第31条		i	
第32条			土地区画整理法の準用
第33条	第1項	i	
第33条	第2項		土地区画整理法の準用
第34条		i	
第36条			土地区画整理法の準用
第37条			土地区画整理法の準用
第38条	第1項	iv g	
第38条	第2項		土地区画整理法の準用
第39条			土地区画整理法の準用
第41条			土地区画整理法の準用
第42条			土地区画整理法の準用
第43条			土地区画整理法の準用
第44条	第1項	x	
第44条	第2項	x	
第45条	第1項	x	
第45条	第2項		準用規定
第46条	第1項	x	
第46条	第2項	x	
第47条		x	
第48条	第1項	x	
第49条	第1項	x	
第51条	第1項	x	
第51条	第2項	x	
第51条	第3項	x	
第52条	第1項	x	
第52条	第3項	x	
第52条	第4項	x	
第56条	第1項	x	
第56条	第3項	x	
第57条	第1項	ア	
第57条	第2項	x	
第60条	第2項	x	

分野	6	通番	16
法律名	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再設置の促進に関する法律 (平成四年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第5条	第1項	x		
第5条	第2項			準用規定
第6条	第1項	iv	g	
第6条	第2項	x		
第6条	第3項	x		
第6条	第4項	x		
第6条	第5項	x		
第6条	第6項	x		
第6条	第7項	x		
第6条	第8項	x		
第7条	第1項	x		
第7条	第2項			準用規定
第9条	第1項	x		
第14条	第1項	x		
第17条	第1項	x		
第17条	第2項	x		
第18条	第1項	x		
第19条	第2項	x		
第19条	第3項	x		
第19条	第4項	x		
第20条	第2項	x		
第21条	第2項	x		
第21条	第5項	x		
第21条	第7項	ア		
第21条	第8項	ア		
第22条	第2項	x		
第22条	第3項	i		
第22条	第4項	i		
第22条	第5項	i		
第25条	第1項	x		
第26条		x		
第27条	第2項	i		

分野	6	通番	16
法律名	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再設置の促進に関する法律 (平成四年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第28条	第1項	i		
第28条	第3項	i		
第31条	第2項	x		
第31条	第4項	x		
第37条	第1項	x		

分野	6	通番	17
法律名	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第1項	x		
第3条の2	第2項	x		
第3条の2	第3項	x		
第3条の2	第4項	x		
第3条の2	第5項	iv	e	
第3条の2	第6項	x		
第3条の2	第9項	x		
第3条の2	第10項			準用規定
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第6条	第2項	ア		
第6条	第3項	ア		
第6条の2		x		
第7条	第1項	x		
第7条	第2項	x		
第7条	第3項	x		
第8条		x		
第25条	第1項	x		
第25条	第2項	x		
第25条	第3項	x		
第26条	第1項	x		
第26条	第2項	x		
第27条		x		
第28条		x		
第29条		x		
第30条	第1項	x		
第30条	第2項	x		
第31条	第4項	x		
第33条	第1項	x		
第34条		x		
第36条		x		
第38条	第2項	x		
第38条	第3項	x		
第39条	第1項	iv	e	
第39条	第3項	x		

分野	6	通番	17
法律名	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第44条	第3項	x		
第46条	第2項	x		

分野	6	通番	18
法律名	中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第4項	×	
第9条	第5項	×	
第9条	第10項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項		準用規定
第13条	第4項	×	
第14条	第4項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第17条	第3項	×	
第24条		×	
第25条			準用規定
第36条	第2項	×	
第36条	第4項	×	
第36条	第6項	×	
第36条	第7項	×	
第36条	第8項	×	
第37条	第1項		準用規定
第40条	第2項	×	
第49条		×	
第51条	第2項	×	
第51条	第4項	×	
第53条	第4項	×	
第55条	第4項		準用規定
第67条		×	

分野	6	通番	19
法律名	筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第1項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第5項		準用規定
第9条		×	

分野	6	通番	20
法律名	関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項			準用規定
第6条	第1項	×		

分野	6	通番	21
法律名	広島平和記念都市建設法(昭和二十四年法律第二百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第5条	第1項	×		

分野	6	通番	22
法律名	長崎国際文化都市建設法(昭和二十四年法律第二百二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第5条	第1項	×		

分野	6	通番	23
法律名	旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	×		

分野	6	通番	24
法律名	別府国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第5条	第1項	×		

分野	6	通番	25
法律名	伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	i		
第6条	第1項	×		

分野	6	通番	26
法律名	熱海国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第5条	第1項	×		

分野	6	通番	27
法律名	横浜国際港都建設法(昭和二十五年法律第二百四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第2条	第3項	×		
第3条	第1項	×		
第6条	第1項	×		

分野	6	通番	28
法律名	神戸国際港都建設法(昭和二十五年法律第二百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第2条	第3項	×		
第3条	第1項	×		
第6条	第1項	×		

分野	6	通番	29
法律名	奈良国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第3条	第3項	i		
第4条	第1項	×		
第7条	第1項	×		

分野	6	通番	30
法律名	京都国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	x		
第3条	第3項	i		
第4条	第1項	x		
第7条	第1項	x		

分野	6	通番	31
法律名	松江国際文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	x		
第6条	第1項	x		

分野	6	通番	32
法律名	芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和二十六年法律第八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第6条	第1項	×	

分野	6	通番	33
法律名	松山国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十六年法律百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第6条	第1項	×	

分野	6	通番	34
法律名	軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第二百五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第6条	第1項	×	

分野	6	通番	35
法律名	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項		準用規定

分野	6	通番	36
法律名	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第4条	第1項	×		
第5条の2	第1項	×		
第5条の2	第2項	×		
第16条		×		
第17条	第1項	ア		
第17条	第3項	×		
第22条	第2項	×		
第25条	第2項	×		
第25条	第3項	×		
第27条	第3項	ア		
第27条	第4項	ア		
第28条	第1項	i		
第28条	第2項	i		
第28条	第3項	i		
第30条	第1項	×		
第33条	第4項			準用規定
第34条	第2項	ア		
第34条	第4項			準用規定

分野	6	通番	37
法律名	景観法(平成十六年法律第一百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第7項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第8条	第6項	×		
第8条	第7項	×		
第8条	第8項	×		
第8条	第9項	×		
第8条	第10項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第2項			準用規定
第12条		×		
第13条		×		
第14条	第1項	×		
第14条	第2項	×		
第16条	第4項	ア		
第16条	第5項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第4項	ア		
第17条	第6項	ア		
第17条	第8項	ア		
第19条	第2項	×		
第20条	第3項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項	×		
第22条	第2項	×		
第22条	第4項	×		
第23条	第2項	ア		
第23条	第3項	ア		
第24条	第1項	i		
第24条	第2項	i		
第27条	第1項	×		
第27条	第3項			準用規定
第28条	第2項	×		

分野	6	通番	37
法律名	景観法(平成十六年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第29条	第3項	×		
第30条	第1項	×		
第30条	第2項	×		
第31条	第2項			準用規定
第32条	第1項			準用規定
第32条	第2項			準用規定
第35条	第1項	×		
第35条	第3項			準用規定
第37条	第1項	×		
第38条		×		
第39条		×		
第40条				準用規定
第42条	第3項			準用規定
第44条	第1項	ア		
第47条		×		
第48条				電線共同溝の整備等に関する特別措置法の読替適用
第49条				道路法読替適用
第50条		×		
第51条	第1項	×		
第52条	第1項			海岸法読替適用
第52条	第2項	×		
第53条				港湾法読替適用
第54条				漁港漁場整備法読替適用
第55条	第2項	×		
第55条	第3項	×		
第55条	第4項			農業振興地域の整備に関する法律の準用
第58条	第1項	×		
第61条	第2項	×		
第63条	第3項	ア		
第64条	第2項	×		
第64条	第4項	ア		
第64条	第5項	ア		
第65条	第1項	×		
第65条	第2項	×		

分野	6	通番	37
法律名	景観法(平成十六年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第66条	第2項	iv	e	
第66条	第4項	×		
第66条	第5項	×		
第70条	第1項	i		
第71条	第2項	ア		
第72条	第1項	×		
第72条	第6項	×		
第73条	第2項			都市計画法の準用
第74条	第2項	×		
第74条	第4項	×		
第74条	第5項	×		
第74条	第6項			準用規定
第75条	第3項			都市計画法の準用
第76条	第6項	×		
第77条	第3項	×		
第79条	第2項	×		
第80条		×		
第82条	第1項	×		
第83条	第1項	×		
第83条	第2項	×		
第83条	第3項	×		
第84条	第2項			準用規定
第85条	第4項			準用規定
第87条	第4項			準用規定
第88条	第2項	×		
第90条	第2項	×		
第90条	第3項			準用規定
第92条	第2項	×		
第92条	第4項	×		
第95条	第4項	×		
第96条		×		

分野	6	通番	38
法律名	屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条		×	
第7条	第2項	×	
第8条	第1項	ア	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第28条		×	

分野	6	通番	39
法律名	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第3条	第4項		準用規定
第7条		ア	

分野	6	通番	40
法律名	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第7項	ア	
第9条	第1項	i	
第9条	第2項	i	
第11条	第1項	i	
第11条	第2項	i	
第18条	第3項	ア	

分野	6	通番	41
法律名	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	iv g	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項		準用規定

分野	7	通番	1
法律名	道路法(昭和二十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第7条	第3項	iv	e	
第7条	第4項	iv	f	
第7条	第6項	iv	f	※本条自体は対象外 第16条第3項、第19条第3項、第19条の2第3項、第20条第4項、第54条第3項、第54条の2第3項、第55条第3項で準用
第7条	第7項	iv	f	
第8条	第3項	x		
第9条		x		
第10条	第3項	x		
第11条	第3項	x		
第16条	第2項	iv	f	
第16条	第3項			準用規定
第16条	第5項	x		
第17条	第4項	x		
第18条	第1項	x		
第18条	第2項	x		
第19条	第3項			準用規定
第19条	第5項	x		
第19条の2	第3項			準用規定
第19条の2	第5項	x		
第20条	第4項			準用規定
第20条	第6項	x		
第24条の3		x		
第25条	第3項	x		
第25条	第5項	x		
第26条	第1項	x		
第26条	第3項	x		
第26条	第4項	x		
第26条	第5項	x		
第28条	第1項	ア		
第28条	第3項	x		
第30条	第1項	x		
第30条	第2項	x		
第30条	第3項	x		

分野	7	通番	1
法律名	道路法(昭和二十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		x		
第31条	第1項	x		
第32条	第5項	x		
第34条		ア		
第36条	第2項	x		
第37条	第2項	x		
第37条	第3項	x		
第38条	第2項	x		
第44条	第2項	x		
第44条の2	第2項	ア		
第44条の2	第3項	ア		
第45条	第1項	v		
第45条	第2項	x		
第47条の2	第2項	x		
第47条の2	第5項	ア		
第47条の4	第1項	v		
第47条の4	第2項	x		
第47条の5	第1項	x		
第47条の5	第2項	x		
第47条の5	第3項	x		
第47条の5	第4項	x		
第47条の5	第5項	iv	e	
第47条の5	第6項	x		
第47条の7	第2項	x		
第47条の10	第3項	x		
第48条の2	第4項	x		
第48条の3		x		
第48条の4		x		
第48条の11	第2項	x		
第48条の13	第4項	x		
第48条の13	第5項	x		
第48条の14	第1項	x		
第48条の14	第2項	x		
第48条の15	第4項	x		
第48条の18	第1項	x		
第48条の18	第3項	x		

分野	7	通番	1
法律名	道路法(昭和二十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第48条の18	第4項			準用規定
第54条	第3項			準用規定
第54条の2	第3項			準用規定
第55条	第3項			準用規定
第66条	第2項	ア		
第66条	第3項	ア		
第66条	第4項	ア		
第66条	第5項	ア		
第66条	第6項	ア		
第67条の2	第2項	ア		
第67条の2	第3項	ア		
第67条の2	第4項	ア		
第67条の2	第5項	ア		
第69条	第1項	i		
第69条	第2項	i		
第69条	第3項	i		
第70条	第1項	i		
第70条	第3項	i		
第71条	第3項	ア		
第71条	第6項	ア		
第72条	第1項	i		
第72条	第2項			準用規定
第74条	第1項	×		
第74条	第2項	×		
第75条	第4項	×		
第75条	第5項	i		
第75条	第6項			準用規定
第76条		×		
第77条	第2項	×		
第77条	第3項	ア		
第89条	第2項	iv	e	
第91条	第2項			準用規定
第91条	第3項	i		
第91条	第4項			準用規定
第92条	第1項	×		

分野	7	通番	1
法律名	道路法(昭和二十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第93条		×		
第94条	第1項	ア		
第95条の2	第1項	×		
第95条の2	第2項	×		
第96条	第4項	ア		

分野	7	通番	2
法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項		準用規定
第7条	第5項	×	
第7条	第6項		道路法、道路交通法の適用規定
第7条の2		×	
第8条	第2項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第4項	×	
第9条	第6項	×	
第9条	第7項	×	
第9条	第8項	×	
第9条の2		×	
第9条の3		×	
第9条の4		×	
第9条の5		×	
第9条の6		×	
第10条	第3項	×	
第10条の2	第1項	×	
第10条の2	第2項	i	
第10条の2	第3項	i	
第10条の2	第4項	×	
第10条の2	第5項	×	
第10条の4	第1項	i	
第10条の4	第2項	×	
第10条の7	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第13条	第1項	×	
第13条の2	第2項	×	
第13条の2	第4項	×	

分野	7	通番	2
法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条の5	第4項	×	
第13条の6	第1項	×	
第13条の6	第2項	×	

分野	7	通番	3
法律名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第3項	×	
第4条		×	
第5条	第1項	×	
第5条	第4項	×	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項	×	
第8条		×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条	第2項	ア	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第25条			道路法の準用規定

分野	7	通番	4
法律名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第4項	×	
第4条	第4項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項		準用規定
第9条		×	
第10条		×	
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第12条	第2項		準用規定
第17条	第2項	i	
第17条	第3項		道路法の準用規定
第18条		×	
第25条			道路法の準用規定

分野	7	通番	5
法律名	高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条の2	第2項	×		
第10条		×		
第11条の2	第1項	iv	g	
第24条	第2項	ア		

分野	7	通番	6
法律名	踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	×		
第3条	第5項	iv	e	
第4条	第1項	×		
第5条		×		

分野	7	通番	7
法律名	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項		準用規定
第5条		×	

分野	7	通番	8
法律名	道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第18条	第2項	×	
第18条	第4項	×	
第18条	第5項	×	
第19条	第2項	×	
第19条	第4項	×	
第19条	第5項	×	
第21条	第4項	×	
第24条	第4項	×	
第25条	第2項	×	
第27条	第1項	×	
第27条	第5項	×	
第27条	第6項	×	
第29条	第2項	×	
第29条	第3項	×	
第30条	第1項	×	
第30条	第2項	×	
第31条	第1項	×	
第31条	第2項	×	
第49条	第3項	×	

分野	7	通番	9
法律名	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		
第5条	第3項	i		
第5条	第4項	×		
第9条	第1項	iv	g	
第9条	第2項	×		
第13条	第1項	×		
第16条	第1項	×		
第34条	第6項	×		
第38条	第2項	ア		
第40条	第2項	×		

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		第100条で準用
第6条	第3項	×		第100条で準用
第6条	第4項	×		第100条で準用
第6条	第6項	×		第100条で準用
第11条	第2項	×		第100条で準用
第12条	第1項	ア		第100条で準用
第12条	第4項	×		第100条で準用
第13条	第2項	×		第100条で準用
第14条	第1項	×		第100条で準用
第15条		iv	a	第100条で準用
第17条	第2項	×		第100条で準用
第21条	第1項	i		第100条で準用
第21条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第4項	i		第100条で準用
第22条	第5項	i		第100条で準用
第22条	第6項	i		第100条で準用
第22条の2	第2項	ア		第100条で準用
第22条の2	第3項	ア		第100条で準用
第22条の2	第5項	i		第100条で準用
第22条の2	第6項			準用規定 第100条で準用
第26条	第3項	×		第100条で準用
第26条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第4項	v		第100条で準用
第27条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第6項			準用規定 第100条で準用
第38条		×		第100条で準用
第40条	第1項	×		第100条で準用
第42条	第4項	×		第100条で準用
第47条	第2項	×		第100条で準用
第53条の2	第3項	×		第100条で準用
第54条	第3項	×		第100条で準用
第54条	第4項	×		第100条で準用
第56条	第2項	×		第100条で準用

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第56条	第3項	×		第100条で準用
第57条	第2項	i		第100条で準用
第57条	第3項			準用規定 第100条で準用
第58条の2	第2項	×		第100条で準用
第58条の3	第3項	×		第100条で準用
第58条の3	第4項	×		第100条で準用
第58条の5	第2項	×		第100条で準用
第58条の5	第3項	×		第100条で準用
第58条の6	第2項	i		第100条で準用
第58条の6	第3項			準用規定 第100条で準用
第65条の2	第3項			準用規定
第74条	第1項	×		第100条で準用
第74条	第2項	×		第100条で準用
第75条	第3項	ア		第100条で準用
第75条	第4項	ア		第100条で準用
第75条	第5項	ア		第100条で準用
第76条	第1項	i		第100条で準用
第76条	第2項			準用規定 第100条で準用
第77条	第2項	ア		第100条で準用
第78条	第2項	ア		第100条で準用
第79条	第2項	×		第100条で準用
第89条	第2項	ア		第100条で準用
第89条	第3項	ア		第100条で準用
第89条	第4項	ア		第100条で準用
第89条	第5項	ア		第100条で準用
第89条	第6項	ア		第100条で準用
第89条	第8項	i		第100条で準用
第89条	第9項			準用規定 第100条で準用
第90条	第2項	×		
第91条	第1項	ii		
第97条	第4項			行政不服審査法の準用

分野	8	通番	2
法律名	運河法(大正二年法律第十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	ア	
第4条	第2項	ア	
第4条	第4項	ア	

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条	第4項	×	
第16条	第5項	×	
第17条	第2項	×	
第23条	第4項	√	
第28条	第2項	√	
第28条の6	第2項	√	
第29条	第1項	√	
第29条	第2項	√	
第30条	第1項	√	
第30条	第2項	√	
第31条		iv v a	
第33条		iv v a	
第40条	第1項	√	
第40条	第2項	×	
第40条	第3項	×	
第40条	第4項	√	
第41条		×	
第42条	第1項	√	
第42条	第2項	×	
第42条	第3項	×	
第42条	第4項	√	
第45条	第1項	√	
第45条	第2項	√	
第47条	第2項	√	
第48条	第1項	√	
第48条	第3項	√	
第49条		√	
第53条	第1項	√	
第53条	第2項	√	
第54条	第3項	iv v e	
第54条	第4項	√	
第55条		iv v e	
第56条		√	
第58条		√	
第59条	第2項	iv e	

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第60条	第3項	v		
第60条	第4項	v		
第60条	第5項	v		
第60条	第6項	v		
第61条	第2項	iv	e	
第61条	第3項			準用規定
第63条	第2項	iv	e	
第64条	第2項	ア		
第64条	第3項	ア		
第64条	第5項			行政代執行法の準用
第64条	第7項			準用規定
第64条	第9項	ア		
第64条	第10項			例による規定
第65条	第2項			準用規定
第66条	第2項			水難救護法の準用
第67条	第1項	iv v	a	
第67条	第2項	iv v	a	
第68条	第2項			準用規定
第68条の2	第3項	x		
第69条		iv v	a	
第70条	第3項	v		
第72条	第1項	v		
第72条	第2項	iv	a	
第73条	第1項	v		
第73条	第2項	v		
第74条	第1項	iv v	a	
第74条	第2項	iv v	a	
第75条		iv v	a	
第76条	第2項	v		
第76条の3	第6項	v		
第76条の4		v		
第77条	第2項	v		
第80条	第2項	v		
第81条	第1項	ア		
第81条	第2項	ア		

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第81条	第3項	ア		
第82条	第1項	i		
第82条	第2項	i		
第83条	第1項	ア		
第83条	第2項	ア		

分野	8	通番	4
法律名	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第5条		×	
第8条	第2項	×	
第9条			準用規定
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第10条	第4項	×	
第11条		×	

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条の2		iii, iv a	
第3条の3	第2項	iii, iv a	
第3条の4	第1項	iii, iv a	
第3条の4	第2項	iii, iv a	
第5条	第2項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項	×	
第8条	第3項	×	
第9条		×	
第10条	第3項	v	
第11条	第1項	v	
第11条	第2項	×	
第12条	第1項	v	
第12条	第2項	v	
第13条	第2項	v	
第13条	第3項	v	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第14条	第3項	×	
第14条	第4項	×	
第15条	第1項	v	
第15条	第2項	v	
第15条	第4項	×	
第15条	第5項		準用規定
第16条	第1項	v	
第16条	第3項	v	
第16条	第4項	v	
第17条		v	
第20条	第1項	×	
第25条		v	
第28条	第2項	i	
第29条		×	
第32条	第1項	×	
第32条	第2項	×	

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第3項	×	
第33条	第3項	×	
第35条		√	
第36条	第2項	×	
第36条	第4項	×	
第39条	第4項	×	
第40条		×	
第49条	第2項	ア	
第50条		×	

分野	8	通番	6
法律名	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	i	
第3条	第2項	×	
第10条	第1項	i	
第11条	第1項	i	
第11条	第2項	×	
第12条		i	
第14条	第2項	×	
第15条	第1項	i	
第15条	第2項	i	
第15条	第3項	i	
第16条		×	
第18条	第3項	×	
第18条	第4項	×	
第20条	第1項	ア	
第22条		ア	
第33条	第2項	×	
第34条	第3項	×	
第39条	第1項	×	
第39条	第3項	×	
第50条	第1項	i	
第50条	第3項	ア	
第56条	第2項		準用規定
第59条	第3項	ア	
第59条	第4項	ア	
第62条	第4項	×	
第65条	第1項	×	
第65条	第2項	×	
第66条		×	
第67条	第1項	×	
第69条	第3項	×	
第71条	第3項	i	
第73条	第2項	ア	
第78条		×	
第84条		iv f	

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第2項	×		
第13条		×		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第6項	i		
第17条	第7項	i		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項			準用規定
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	v		
第21条	第2項	ア		
第23条	第2項	iv	e	
第23条	第3項	iv	e	
第23条	第5項			準用規定
第24条	第1項	×		
第24条	第2項			準用規定
第25条	第2項	iv	e	
第25条	第3項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第29条		×		
第30条				準用規定
第32条	第1項	v		
第32条	第2項	v		
第32条	第3項	v		
第32条	第4項	v		
第32条	第5項	iv	e	
第32条	第6項			準用規定
第33条	第1項	v		
第33条	第2項	v		
第33条	第5項			準用規定
第34条	第2項	ア		

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第34条	第3項	ア		
第34条	第4項	ア		
第34条	第5項	ア		
第34条	第6項	ア		
第34条	第8項	i		
第34条	第9項	i		
第34条	第10項	i		

分野	8	通番	8
法律名	海岸法(昭和三十一年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第5条	第9項	×	
第7条	第2項	√	
第8条	第2項		準用規定
第8条の2	第2項	×	
第10条	第2項	×	
第11条		×	
第12条	第3項	ア	
第12条	第4項	ア	
第12条	第5項	ア	
第12条の2	第1項	i	
第12条の2	第2項	i	
第12条の2	第3項	i	
第13条	第2項	×	
第14条	第1項	√	
第14条	第2項	√	
第18条	第2項	ア	
第18条	第3項	ア	
第18条	第4項	ア	
第18条	第5項	ア	
第18条	第7項	i	
第18条	第8項		準用規定
第18条	第9項	ア	
第20条	第2項	ア	
第20条	第3項	ア	
第20条	第4項	ア	
第22条	第1項	×	
第27条	第2項	×	
第35条	第1項	×	
第35条	第2項	×	
第37条の3	第4項	×	
第37条の6	第2項	×	
第37条の8			準用規定
第38条の2	第2項	×	

分野	8	通番	9
法律名	砂防法(明治三十年法律第二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条		×	

分野	8	通番	10
法律名	地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第8項	i	第16条第2項で準用
第6条	第9項	i	第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第6条	第10項	i	第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第11条	第2項	x	
第17条	第1項	i	
第17条	第3項	i	
第20条	第2項	x	
第21条	第3項	i	
第23条	第3項	i	
第24条	第2項	x	
第24条	第3項	x	
第24条	第4項	x	
第26条	第2項	x	
第45条	第1項		準用規定

分野	8	通番	11
法律名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	x	
第3条	第3項	v	
第4条		x	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第5条	第4項	ア	
第5条	第5項	ア	
第5条	第6項	ア	
第5条	第8項	i	
第5条	第9項	i	
第5条	第10項	i	
第6条		v	
第8条	第2項	ア	
第10条	第4項		準用規定
第11条	第2項		準用規定
第12条	第3項	x	
第13条	第2項	x	
第17条	第2項		準用規定
第18条	第1項	i	
第18条	第3項	i	

分野	8	通番	12
法律名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	iv	e	
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第5条	第4項	ア		
第5条	第5項	ア		
第5条	第6項	ア		
第5条	第8項	i		
第5条	第9項	i		
第5条	第10項	i		
第6条	第2項	v		
第6条	第3項	iv	e	
第6条	第4項	v		
第6条	第5項	iv	e	
第6条	第6項			準用規定
第7条	第1項	v		
第7条	第2項	v		
第7条	第3項	x		
第8条	第2項	v		
第8条	第3項	iv	e	
第8条	第4項	v		
第8条	第5項	x		
第8条	第7項	x		
第8条	第8項	x		
第8条	第9項			準用規定
第11条		x		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	x		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	x		
第17条	第3項	x		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	x		
第21条	第2項			準用規定

分野	8	通番	13
法律名	豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	x		
第6条	第4項	x		
第6条	第6項			準用規定
第12条	第1項	x		

分野	8	通番	14
法律名	地震防災対策特別措置法(平成七年法律百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第2条	第2項	iv	e	
第2条	第3項	iv	g	
第2条	第4項			準用規定
第3条	第1項	x		
第3条	第2項	x		
第3条	第3項	x		

分野	8	通番	15
法律名	大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第13条	第1項	v		
第20条				災害対策基本法の準用
第21条	第1項	v		
第21条	第2項	v		
第21条	第3項	iv v	a	
第26条	第1項			災害対策基本法の準用
第26条	第2項			災害対策基本法の準用
第27条	第2項			災害対策基本法の準用
第27条	第4項			市町村長による 事務の執行
第27条	第6項	i		
第27条	第7項	ア		
第27条	第8項	ア		
第27条	第9項			災害対策基本法の準用
第28条	第1項	v		
第28条	第2項	v		
第31条				災害対策基本法の準用
第32条	第1項	v		

分野	8	通番	16
法律名	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	v	
第2条	第1項	iv	v	
第2条	第2項	iv	e	
第2条	第4項			準用規定
第3条	第1項	v		
第3条	第2項	x		

分野	8	通番	17
法律名	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		

分野	8	通番	18
法律名	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		

分野	8	通番	19
法律名	活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	iv v	g	
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第4項			準用規定
第4条	第1項	x		
第8条	第1項	x		
第8条	第2項	x		
第8条	第3項	x		
第8条	第4項	x		
第8条	第5項	x		
第8条	第6項			準用規定
第20条		v		
第21条	第1項	v		
第21条	第2項	iv v	e	
第21条	第3項	v		

分野	8	通番	20
法律名	石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第5条	第4項	iv	e	
第7条	第2項			準用規定
第9条	第1項	v		
第9条	第2項	v		
第16条	第6項	x		
第17条	第7項			準用規定
第18条	第4項			準用規定
第19条	第6項			準用規定
第19条の2	第5項	x		
第19条の2	第7項	x		
第23条	第2項	v		
第26条		v		
第30条	第1項	v		
第31条	第1項	v		
第31条	第2項	x		
第31条	第4項	v		
第33条	第1項	x		
第33条	第2項	x		
第40条	第2項	ア		
第41条	第1項	v		
第41条	第2項	iv	e	

分野	8	通番	21
法律名	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第7条	第2項	iv	e	
第8条	第4項	iv	e	
第9条	第6項			準用規定
第10条	第1項	v		
第11条	第4項			準用規定
第13条	第1項	v		
第23条	第1項	v		
第23条	第2項	v		
第25条	第2項	iv	e	
第26条	第1項	v		
第26条	第2項	v		
第27条	第1項	v		
第27条	第2項	v		
第32条	第2項	ア		

分野	8	通番	22
法律名	被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第6条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第4項	×		
第7条	第6項	ア		
第7条	第7項	ア		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	i		
第8条	第4項	i		
第8条	第5項	i		
第12条	第2項	i		
第12条	第3項	i		
第12条	第4項	i		
第13条	第3項	i		

分野	8	通番	23
法律名	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		iv	g	
第11条	第2項	ii		

分野	8	通番	24
法律名	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第72条			港湾法の適用

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第6条	第3項	x		
第6条	第4項	ア		
第6条	第5項	v		
第6条	第7項	x		
第6条	第8項	iv	e	
第6条	第9項	iv	e	
第6条	第12項	ア		
第6条	第13項	ア		
第6条の2	第4項	x		
第6条の2	第5項	iv	e	
第6条の2	第6項	iv	e	
第6条の2	第11項	ア		
第6条の2	第12項	v		
第7条	第4項	ア		
第7条	第5項	ア		
第7条の2	第7項	v		
第7条の3	第4項	ア		
第7条の3	第5項	ア		
第7条の4	第7項	v		
第9条	第2項	ア		
第9条	第4項	ア		
第9条	第5項	ア		
第9条	第8項	ア		
第9条	第9項	ア		
第9条	第11項	ア		
第9条	第13項	x		
第9条の3	第1項	x		
第9条の3	第2項	iv	e	
第10条	第4項			準用規定
第11条	第1項	i		
第12条	第2項	v		
第12条	第4項	v		
第12条	第6項	ア		

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第7項	ア		
第13条	第1項	ア		
第17条	第5項	v		
第17条	第11項			準用規定
第18条	第2項	v		
第18条	第3項	v		
第18条	第4項	v		
第18条	第6項	x		
第18条	第7項	iv	e	
第18条	第8項	iv	e	
第18条	第11項	x		
第18条	第12項	x		
第18条	第13項	v		
第18条	第14項	v		
第18条	第15項	v		
第18条	第16項	x		
第18条	第17項	v		
第18条	第18項	v		
第18条	第19項	x		
第18条	第20項	v		
第18条	第22項	v		
第18条	第23項	v		
第22条	第2項	x		
第42条	第1項	x		
第42条	第6項	x		
第43条	第1項	x		
第44条	第1項	x		
第44条	第2項	x		
第45条	第2項			準用規定
第46条	第1項	x		
第46条	第2項	x		
第46条	第3項	x		
第47条		x		
第48条	第1項	x		
第48条	第2項	x		

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第48条	第3項	×	
第48条	第4項	×	
第48条	第5項	×	
第48条	第6項	×	
第48条	第7項	×	
第48条	第8項	×	
第48条	第9項	×	
第48条	第10項	×	
第48条	第11項	×	
第48条	第12項	×	
第48条	第13項	×	
第48条	第14項	×	
第48条	第15項	×	
第51条		×	
第52条	第1項	×	
第52条	第10項		適用規定
第52条	第11項		適用規定
第52条	第14項	×	
第52条	第15項		準用規定
第53条	第1項	×	
第53条	第4項	×	
第53条	第5項		適用規定
第53条	第7項		準用規定
第53条の2	第1項	×	
第53条の2	第4項		準用規定
第55条	第2項	×	
第55条	第3項		適用規定
第55条	第4項		準用規定
第56条	第1項	×	
第57条	第1項		適用規定
第57条の2	第3項	×	
第57条の2	第4項	×	
第57条の3	第2項	×	
第57条の3	第3項	×	
第57条の4	第1項	×	

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第57条の4	第2項		準用規定
第57条の5	第3項		準用規定
第59条	第1項	×	
第59条	第4項		適用規定
第59条	第5項		準用規定
第59条の2	第1項	×	
第59条の2	第2項		準用規定
第60条の2	第1項	×	
第60条の2	第7項		準用規定
第67条の2	第3項	×	
第67条の2	第5項	×	
第67条の2	第9項		適用規定
第67条の2	第10項		準用規定
第68条	第1項	×	
第68条	第2項	×	
第68条	第5項		適用規定
第68条	第6項		準用規定
第68条の2	第5項	×	
第68条の6		×	
第68条の7	第1項	×	
第68条の7	第3項		準用規定
第68条の7	第5項		適用規定
第68条の7	第6項		準用規定
第71条		×	
第72条	第1項	×	
第72条	第2項	×	
第73条	第1項	×	
第73条	第2項	×	
第73条	第3項	×	
第74条	第2項		準用規定
第74条の2	第4項	×	
第75条の2	第4項		準用規定
第76条	第2項	×	
第76条の2	第4項		準用規定
第76条の2	第6項		準用規定

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	d	
第77条の18	第1項	iv	d	
第77条の18	第3項	iv	e	
第77条の20		iv	d	
第77条の21	第1項	iv	d	
第77条の21	第3項	iv	d	
第77条の22	第3項			準用規定
第77条の22	第4項	iv	d	
第77条の23	第2項			準用規定
第77条の30	第2項	x		
第77条の31	第3項	x		
第77条の31	第4項	x		
第77条の31	第5項			準用規定
第77条の32	第1項	x		
第77条の34	第3項	iv	d	
第77条の35	第1項	iv	d	
第77条の35	第3項	iv	d	
第77条の35の2		iv	d	
第77条の35の4		iv	d	
第77条の35の5	第1項	iv	d	
第77条の35の5	第3項	iv	d	
第77条の35の6	第2項			準用規定
第77条の35の12	第2項			準用規定
第77条の35の13	第3項	iv	d	
第77条の35の14	第1項	iv	d	
第77条の35の14	第3項	iv	d	
第77条の35の15	第1項	iv	d	
第77条の35の15	第2項	iv	d	
第79条	第1項	x		
第86条	第1項			適用規定
第86条	第2項			適用規定
第86条	第3項	x		
第86条	第4項	x		
第86条	第5項			準用規定
第86条	第8項	x		
第86条の2	第1項	x		

分野	9	通番	1
法律名	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		x		
第86条の2	第2項	x		
第86条の2	第3項	x		
第86条の2	第5項			準用規定
第86条の2	第6項	x		
第86条の5	第2項	x		
第86条の5	第3項	x		
第86条の5	第4項	x		
第86条の6	第2項			適用規定
第87条	第1項			準用規定
第87条の2				準用規定
第88条	第1項			準用規定
第88条	第2項			準用規定
第88条	第3項			準用規定
第90条	第3項			準用規定
第90条の2	第2項			準用規定
第93条	第1項	v		
第93条	第2項	v		
第93条	第3項			準用規定
第93条	第4項	iv	e	
第93条	第5項	x		
第93条の2		x		
第94条	第2項	ア		
第94条	第3項	ア		
第97条の2	第1項			適用規定
第97条の2	第2項			準用規定

分野	9	通番	2
法律名	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	×		
第5条	第1項	×		
第5条	第2項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	×		
第7条		×		
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項			準用規定
第9条	第2項	iv	e	
第9条	第3項	×		
第9条	第5項	ア		
第9条	第6項	ア		
第10条		×		
第12条		×		
第14条		×		
第17条	第1項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第4項	×		
第18条		×		
第19条		×		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	ア		
第20条	第4項	ア		
第21条	第1項	ア		
第21条	第2項	ア		
第21条	第3項	ア		
第22条	第1項	ア		
第22条	第2項	ア		
第22条	第3項	ア		

分野	9	通番	2
法律名	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	i		
第23条	第2項	i		
第29条	第1項			公営住宅法の準用規定
第30条	第1項	×		
第30条	第2項	×		
第33条	第2項	×		
第35条	第2項	ア		
第36条の3				適用規定

分野	9	通番	3
法律名	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	×		
第5条	第6項			準用規定
第5条	第8項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項			建築基準法の準用規定
第8条	第8項	×		
第9条	第2項			準用規定

分野	9	通番	4
法律名	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	イ		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	ア		
第6条	第2項	×		
第7条		イ		
第9条	第1項	イ		
第9条	第2項	×		
第10条	第2項	ア		
第10条	第3項	ア		
第10条	第5項	×		
第10条	第6項	×		
第10条の5	第1項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の5	第2項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の6	第1項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の6	第3項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の13	第2項	ア		第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の14		×		第10条の20第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の15	第1項	iv	d	第15条の6第3項で準用
第10条の15	第3項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の16	第1項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の16	第3項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の17	第1項	×		第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の17	第2項	×		第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の17	第3項	iv	d	第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項で準用
第10条の20	第2項	iv	d	
第12条	第1項	イ		
第12条	第2項	イ		
第13条		イ		
第15条の6	第2項	iv	d	

分野	9	通番	4
法律名	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条の3	第1項	イ		
第23条の3	第2項	イ		
第23条の4	第1項	イ		
第23条の4	第3項	ア		
第23条の5	第2項			準用規定
第23条の8	第1項	イ		
第23条の8	第2項			準用規定
第23条の9		×		
第26条	第1項	イ		
第26条	第3項	ア		
第26条	第4項			準用規定
第26条の3	第2項	iv	d	
第29条	第1項	×		

分野	9	通番	5
法律名	住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条	第1項	×		
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第4項	×		
第17条	第6項	×		
第17条	第7項	×		
第17条	第8項			準用規定
第19条		×		

分野	9	通番	6
法律名	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第6条		×		
第20条		×		
第21条		×		
第22条	第1項	×		
第22条	第2項	×		
第23条		×		
第25条	第2項	×		
第32条	第5項	ア		
第37条	第1項	iv	g	
第37条	第2項	×		
第37条	第3項	×		
第37条	第4項	×		
第37条	第5項	×		
第37条	第6項			準用規定
第39条		×		
第40条	第1項	×		
第40条	第2項	×		
第40条	第3項	×		
第42条		×		
第44条	第1項	iv	g	
第44条	第2項	×		
第44条	第3項	iv	g	
第44条	第6項	×		
第45条	第1項	iv	g	
第45条	第2項	iv	g	
第45条	第3項	×		
第46条	第1項	iv	g	
第46条	第2項	×		
第47条	第1項	×		
第47条	第2項	×		
第47条	第3項	×		
第47条	第4項	×		
第49条	第2項	ア		
第49条	第3項	ア		

分野	9	通番	6
法律名	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第49条	第4項	×		

分野	9	通番	7
法律名	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		iv	e	
第11条	第2項			準用規定

分野	9	通番	8
法律名	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	×		
第6条	第8項	×		
第6条	第9項			準用規定
第8条				住宅地区改良法の読替適用
第9条				大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の読替適用

分野	9	通番	9
法律名	宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第4条	第2項	ア		
第4条	第3項	ア		
第4条	第4項	ア		
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第6条	第1項	ア		
第6条	第2項	ア		
第6条	第3項	ア		
第7条	第1項	i		
第7条	第2項	i		
第8条	第2項	×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第10条	第1項	ア		
第10条	第2項	ア		
第12条	第3項			準用規定
第13条	第2項	ア		
第14条	第5項	×		
第17条	第3項			準用規定
第18条	第2項			準用規定
第20条	第2項	×		
第20条	第3項			準用規定
第22条	第3項			準用規定
第23条				準用規定

分野	9	通番	10
法律名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条		×		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	ア		
第8条	第2項			準用規定
第9条		×		
第14条	第1項	×		
第14条	第3項			準用規定
第15条		×		
第17条	第2項	iv	d	
第17条	第3項	×		
第19条		iv	d	
第20条	第1項	iv	d	
第20条	第3項	iv	d	
第25条	第2項	iv	d	
第26条	第2項	iv	d	
第27条	第1項	iv	d	
第27条	第3項	iv	d	
第28条	第1項	×		
第28条	第2項	iv	d	
第32条		iv、ア	e	
第33条	第2項			準用規定
第40条	第2項			準用規定
第54条		×		
第55条	第1項	×		
第55条	第2項			公営住宅法の準用規定
第59条		×		
第60条	第2項			準用規定
第73条	第2項			準用規定

分野	9	通番	11
法律名	優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第3条	第4項	×		
第3条	第5項			準用規定
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第7項			準用規定

分野	9	通番	12
法律名	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		
第9条		iv	g	
第13条	第1項	×		
第16条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第40条	第2項	ア		
第43条	第3項	iv	e	
第44条	第2項	×		

分野	9	通番	13
法律名	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律(平成十四年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第1項	i	
第11条	第1項	×	
第11条	第3項	×	
第11条	第4項		行政不服審査法の準用
第11条	第5項	×	
第12条		×	
第14条	第1項	×	
第25条	第2項	×	
第34条	第1項	i	
第34条	第2項		準用規定
第38条	第4項	i	
第38条	第6項	i	
第45条	第1項	i	
第48条		i	
第49条	第1項	i iv e	
第50条	第1項	i	
第50条	第2項		準用規定
第51条	第7項	×	
第54条	第3項		準用規定
第65条		i	
第66条			準用規定
第98条	第2項	i	
第98条	第5項	×	
第98条	第6項	×	
第99条	第3項	i	
第102条	第3項	×	
第102条	第4項	×	
第102条	第5項	×	
第102条	第6項	ア	
第102条	第7項	ア	
第105条	第1項	×	
第105条	第2項	×	
第105条	第3項	×	
第106条	第1項	×	
第106条	第2項	×	

分野	9	通番	13
法律名	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律(平成十四年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第107条	第3項		準用規定
第111条	第2項		準用規定
第113条	第1項	×	
第113条	第2項		準用規定
第114条	第1項	×	
第114条	第2項	×	
第115条	第2項		準用規定
第116条			準用規定
第118条	第1項	×	
第119条	第1項	×	
第120条	第1項	×	
第121条	第1項	×	

分野	9	通番	14
法律名	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の2		×		
第3条		×		
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項	×		
第21条	第3項	×		
第22条	第1項	×		
第22条	第2項	×		
第22条	第3項	×		
第23条		×		
第24条		×		
第25条		×		
第26条		×		
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第4項	×		
第30条	第1項	×		
第32条	第1項	×		
第32条	第2項	×		
第32条	第3項	×		
第32条	第4項	×		
第33条	第1項	×		
第33条	第3項	×		
第33条	第4項	×		
第34条	第1項	×		
第34条	第3項	×		
第34条	第4項	×		
第37条	第1項	ア		
第37条	第2項	×		
第41条	第3項	×		
第46条		×		

分野	9	通番	15
法律名	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	iv	e	
第6条	第2項	iv	e	
第7条	第2項			準用規定
第15条	第3項			準用規定

分野	9	通番	16
法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第7条	第2項	×		
第8条	第2項	i		
第8条	第3項	i		
第8条	第4項	i		
第11条	第1項	×		
第12条		×		
第14条	第2項	i		
第14条	第3項	i		
第14条	第4項	×		
第15条	第3項	i		
第16条	第1項	i		
第16条	第2項	i		
第17条	第2項	×		
第18条	第2項	i		
第18条	第3項	i		
第18条	第4項			準用規定
第19条		i		
第20条	第2項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項			土地区画整理法の準用
第21条	第3項	i		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第26条	第2項	×		
第27条				準用規定
第30条	第1項	×		
第31条	第1項	×		
第31条	第2項	×		
第31条	第3項	×		
第33条	第3項	iv	e	
第35条	第1項	×		第54条で準用

分野	9	通番	16
法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第35条	第3項	×		第54条で準用
第35条	第4項			第54条で準用(準用規定)
第35条	第5項	×		第54条で準用
第36条				土地区画整理法の準用
第37条	第2項			準用規定
第51条				土地区画整理法の準用
第52条	第1項	i	iv g	
第57条				土地区画整理法の準用
第59条	第4項	×		
第59条	第8項	×		
第59条	第9項			行政不服審査法の準用
第59条	第10項			更に同様の手続を行うべき旨の届出
第59条	第11項	×		
第59条	第15項			準用規定
第62条				土地区画整理法の準用
第63条	第2項	ア		
第63条	第3項	ア		
第63条	第4項	ア		
第64条	第1項	ア		
第64条	第2項	ア		
第64条	第3項	ア		
第65条	第1項	ア		
第65条	第2項	ア		
第65条	第3項	ア		
第66条	第1項	i		
第66条	第2項			土地区画整理法の準用
第67条	第2項			土地区画整理法の準用
第68条	第1項	i		
第68条	第5項	i		
第68条	第6項	×		
第68条	第7項	i		
第68条	第8項	×		
第69条				準用規定
第71条				土地区画整理法の準用
第72条	第1項	i	iv g	

分野	9	通番	16
法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第72条	第2項			土地区画整理法の準用
第73条		x		
第74条	第1項	i		
第74条	第2項	i		
第74条	第4項	i		
第74条	第5項	i		
第74条	第6項	x		
第75条	第2項	x		
第75条	第3項	x		
第77条		i		
第78条				準用規定
第79条	第2項			準用規定
第81条	第1項	iv	g	
第81条	第2項			土地区画整理法の準用
第82条	第1項			土地区画整理法の準用
第83条				土地区画整理法の準用
第87条	第2項	i		
第87条	第3項	x		
第87条	第4項	i	iv e	
第96条				土地区画整理法の準用
第100条	第1項	x		
第101条の4		iv	e	
第101条の5	第2項			準用規定
第101条の9	第2項			準用規定
第103条		x		
第104条	第2項	ア		
第104条	第3項	ア		
第106条	第2項	x		
第106条	第3項	x		
第108条		x		

分野	9	通番	17
法律名	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	iv	g	
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	iv	e	
第4条	第5項	x		
第4条	第6項	x		
第4条	第8項	x		
第4条	第9項	x		
第5条	第1項	iv	g	
第5条	第2項			準用規定
第7条	第1項	x		
第7条	第2項	x		
第7条	第4項	x		
第13条	第4項	i		
第13条	第5項	x		
第13条	第6項	i		
第13条	第7項	x		
第14条	第1項	i		
第14条	第2項	i		
第18条				適用規定

分野	9	通番	18
法律名	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項		土地区画整理法の準用規定
第5条	第1項	×	

分野	9	通番	19
法律名	農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項		土地区画整理法の適用
第9条	第1項	i	
第9条	第3項	i	
第9条	第4項		みなし規定
第11条			土地改良法の準用
第12条			適用規定
第13条	第3項	×	
第13条	第4項	×	
第13条	第5項	×	
第33条の6		×	
第44条			会社法等の準用
第48条	第2項	i	
第48条	第3項		準用規定
第67条	第1項	i	
第67条	第2項	i	
第68条	第1項	i	
第68条	第2項	i	
第68条	第3項	i	
第68条	第4項	iv e	
第71条	第2項	i	
第71条	第3項		準用規定
第71条	第5項	i	
第72条	第2項	i	
第72条	第3項		準用規定
第79条の2	第1項	i	
第82条	第1項	i	

分野	9	通番	20
法律名	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第2項	×		
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	ア		
第6条		ア		
第8条	第1項	ア		
第8条	第2項	ア		
第10条		×		
第16条	第1項	イ		
第16条	第2項	イ		
第16条	第3項	イ		
第16条の2	第3項	iv	d	
第16条の5	第1項	iv	d	
第16条の5	第3項	iv	d	
第16条の13	第3項	ア		
第16条の15	第3項	ア		第69条第2項で準用
第16条の15	第4項	ア		第69条第2項で準用
第16条の15	第5項	ア		第69条第2項で準用
第16条の16	第1項	iv	d	
第16条の16	第2項	iv	d	
第16条の17	第1項	iv	d	
第16条の17	第3項	iv	d	
第18条	第2項	ア		
第19条	第2項	ア		
第22条		イ		
第22条の2	第5項	ア		
第22条の2	第8項	ア		
第25条	第6項	×		
第66条	第1項	×		
第68条の2	第1項	イ		
第68条の2	第2項	イ		
第69条	第1項	ア		
第70条	第1項			準用規定
第70条	第3項	×		
第70条	第4項	iv	e	
第72条	第3項	ア		

分野	9	通番	21
法律名	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第6条		×		
第7条		ア		
第8条		ア		
第12条	第1項	ア		
第12条	第2項	ア		
第13条		×		
第29条		×		
第31条	第1項	×		
第31条	第2項	ア・イ		
第31条	第3項	×		
第42条	第2項	×		
第43条	第1項	×		
第43条	第2項	×		
第44条	第2項	×		
第46条	第1項	ア		
第46条	第2項	ア		
第46条	第3項	ア		
第46条	第4項	ア		
第47条		×		
第51条	第2項	ア		

分野	9	通番	22
法律名	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第7条		×	
第8条	第2項	×	
第12条		ア	
第13条		×	
第34条	第3項	×	
第35条	第3項		準用規定
第37条	第3項		準用規定
第38条		×	
第40条	第2項	ア	

分野	9	通番	23
法律名	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条		ア	
第25条		×	
第26条	第3項	×	
第26条	第4項		適用規定
第27条	第4項		準用規定
第30条		ア	
第31条	第1項	×	
第43条	第1項	ア	
第43条	第2項	ア	
第44条		×	
第45条	第2項	ア	

分野	9	通番	24
法律名	建設業法(昭和二十四年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条の2	第2項	×	
第7条		×	
第8条		×	
第13条		×	
第15条		ア	
第17条			準用規定
第25条の2	第1項	×	
第25条の11		ア	
第25条の12	第1項	ア	
第25条の13	第1項	ア	
第25条の14		ア	
第25条の15	第2項	ア	
第25条の18		ア	
第25条の19	第1項	×	
第25条の19	第3項	×	
第25条の22		ア	
第25条の23	第2項	ア	
第27条の27		×	
第27条の29	第1項	×	
第27条の29	第3項	×	
第27条の35	第5項	×	
第28条	第6項	×	
第29条の5	第1項	×	
第29条の5	第2項	ア	
第29条の5	第3項	ア	
第29条の5	第4項	×	
第31条	第2項	ア	
第32条	第1項	ア	
第32条	第2項		準用規定
第42条	第2項	×	

分野	9	通番	25
法律名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第11条		×	
第23条	第1項	×	
第23条	第2項	×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	ア	
第25条	第2項	ア	
第26条		×	
第28条		×	
第35条	第2項		準用規定
第37条	第2項	ア	
第43条	第2項	ア	

分野	9	通番	26
法律名	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条		×	
第11条		×	

分野	10	通番	1
法律名	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第4項	×	
第8条	第2項		地方自治法の準用規定
第11条	第3項	iii	
第19条	第4項	×	
第19条	第8項	×	
第27条	第1項	iii	
第27条	第2項	iii	
第33条	第2項	×	
第38条	第1項	×	
第38条	第2項	×	
第38条	第3項	×	
第38条	第4項	×	
第46条		×	
第47条の5	第9項	×	
第57条	第1項	×	
第57条	第2項	×	

分野	10	通番	2
法律名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第8条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第11条	第1項	×	

分野	10	通番	3
法律名	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条		×	
第4条	第1項	×	
第4条	第4項	×	
第6条		工	
第11条		×	
第12条		×	
第17条	第3項	×	
第19条		×	
第25条		×	
第34条	第1項	×	
第35条	第2項	ア	
第35条	第4項	工	
第49条			準用規定
第52条		×	
第54条	第3項	×	
第62条			準用規定
第70条	第1項		準用規定
第73条		×	
第81条	第1項	×	
第82条			準用規定
第128条		×	
第129条	第2項	×	
第129条	第3項	×	
第130条	第1項	×	
第130条	第4項	ア	
第131条		×	
第133条	第1項		準用規定
第133条	第2項	ア	
第134条	第2項		準用規定

分野	10	通番	4
法律名	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第4条		×	
第5条		×	
第6条		×	
第6条の2		×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第8条		×	
第8条の2		×	
第9条		×	
第10条		×	
第10条の2		×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条		×	
第13条		×	
第13条の2		×	
第14条		×	
第15条		×	
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第16条	第3項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第18条		×	

分野	10	通番	5
法律名	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	

分野	10	通番	6
法律名	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第61条	第4項	ア	
第62条	第4項	ア	

分野	10	通番	7
法律名	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条		iii	
第14条	第2項	iii	
第15条		iii	
第23条	第1項	×	
第23条	第2項	×	
第23条	第3項	×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第25条の2	第1項	×	
第25条の2	第2項	×	
第25条の2	第3項	×	
第25条の2	第4項	×	
第25条の2	第5項	×	
第25条の2	第6項	×	
第25条の2	第7項	×	
第25条の3		×	
第28条	第2項	×	

分野	10	通番	8
法律名	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条の2	第2項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	
第4条の2	第1項	×	
第4条の2	第2項	×	
第4条の2	第3項	×	
第5条	第1項	イ	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	イ	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項	イ	
第5条の2	第2項	イ	
第5条の2	第3項	イ	
第6条	第1項	イ	
第6条	第2項	イ	
第6条	第3項	イ	
第6条	第4項	イ	
第7条	第2項	ア	
第8条	第1項	ア	
第8条	第2項	ア	
第8条	第3項	ア	
第9条の2	第3項	イ	
第9条の2	第5項	イ	
第9条の3	第5項	イ	
第9条の4	第1項	イ	
第9条の4	第2項	ア	
第11条	第1項	イ	
第11条	第4項	ア	
第12条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第12条	第4項	ア	
第13条	第1項	ア	
第13条	第2項	ア	
第14条		イ	

分野	10	通番	8
法律名	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条の2	第1項	イ	
第16条の2	第2項	イ	
第16条の3	第2項	イ	
第16条の3	第3項		準用規定
第16条の4	第3項	イ	
第16条の4	第4項		準用規定
第17条	第1項	イ	
第17条	第2項		準用規定

分野	10	通番	9
法律名	教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条		イ	

分野	10	通番	10
法律名	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条		iii	

分野	10	通番	11
法律名	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	iii	
第3条	第2項	iii	
第3条	第3項		準用規定

分野	10	通番	12
法律名	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		x		
第11条	第3項	x		
第12条	第1項	x		
第12条	第2項	iv	e	
第12条	第3項	x		
第13条	第1項	x		
第13条	第2項	x		
第13条	第3項	x		
第13条	第4項	iv	a	
第13条	第5項	x		
第16条	第1項	x		
第16条	第2項	x		
第16条	第3項			準用規定

分野	10	通番	13
法律名	学校保健法(昭和三十二年法律第五十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条		x		
第4条		x		
第5条		x		
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第7条		x		
第8条	第1項	x		
第8条	第2項	x		
第10条	第1項	x		
第10条	第2項	x		
第11条		x		
第17条		x		
第20条		x		
第22条				準用規定

分野	10	通番	14
法律名	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条		×	
第15条	第2項	×	
第23条	第1項	×	
第23条	第2項	×	
第30条	第1項	×	

分野	10	通番	15
法律名	図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第15条		×	
第17条		×	
第26条		×	

分野	10	通番	16
法律名	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条		×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条		×	
第13条	第1項	×	
第13条	第2項	×	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第15条	第1項	×	
第15条	第2項	×	
第21条		×	

分野	10	通番	17
法律名	へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の2	第1項	×	
第5条の2	第2項	×	
第5条の2	第3項	×	

分野	10	通番	18
法律名	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	

分野	10	通番	19
法律名	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第39条	第1項	×	第186条第2項、第187条第2項で準用
第39条	第2項	ア	第186条第2項、第187条第2項で準用
第94条	第1項	×	
第94条	第3項	×	
第96条	第3項	iv e	
第97条	第1項	×	
第97条	第3項	×	
第99条	第2項	×	
第100条	第2項	×	第100条第1項の準用規定
第100条	第3項	i	
第101条		×	
第102条	第1項	×	
第102条	第2項	×	
第103条		i	
第105条	第1項	i	
第105条	第2項	i	
第105条	第3項	i	
第105条	第4項	i	
第105条	第5項	i	
第143条	第4項	×	
第154条	第1項	ア	
第154条	第2項	ア	
第154条	第3項	ア	
第155条	第1項	ア	
第155条	第2項	ア	
第182条	第3項	×	
第184条	第4項	ii	
第185条	第2項	×	
第188条	第1項	×	
第188条	第2項	×	
第188条	第3項	×	

分野	10	通番	20
法律名	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	

分野	11	通番	1
法律名	産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第31条	第3項	×	
第32条	第2項		準用規定

分野	11	通番	2
法律名	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条の2	第8項	×	
第9条の2の2	第2項	ア	
第9条の7の5	第2項		準用規定
第9条の9	第5項		準用規定
第27条の2	第4項	i	
第58条の4		×	
第66条	第2項		準用規定
第96条	第5項	i	
第104条	第2項	i	
105条	第2項	i	
第105条の3	第1項	i	
第105条の4	第3項	×	
第105条の4	第6項	ア	
第106条	第2項	i	
第106条	第3項	×	

分野	11	通番	3
法律名	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の17	第1項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第5条の17	第2項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第5条の23	第1項		準用規定
第5条の23	第2項		準用規定
第5条の23	第3項		準用規定
第5条の23	第4項		準用規定
第5条の23	第5項		準用規定
第5条の23	第6項		準用規定
第9条	ただし書き	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第33条			準用規定
第42条	第1項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第42条	第2項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第42条	第3項	ア	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第42条	第4項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第42条	第5項	ア	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第47条			準用規定
第54条			準用規定
第69条	第1項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第69条	第2項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第69条	第3項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第71条			準用規定
第93条	第2項	ア	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第95条	第4項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第95条	第5項		準用規定
第96条	第5項	i	第101条の3により都道府県が処理 する事務
第97条	第2項		準用規定
第101条の2	第2項	×	第101条の3により都道府県が処理 する事務

分野	11	通番	3
法律名	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第101条の2	第3項	×	第101条の3により都道府県が処理 する事務

分野	11	通番	4
法律名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
9条	第3項	×	
10条	第3項		準用規定
第25条	第2項	×	
第25条	第3項	×	
第25条	第4項	×	
第25条	第6項	×	
第25条	第7項		準用規定
第26条	第2項	×	
第26条	第6項	×	
第27条	第3項	×	
34条	第1項	×	
34条	第3項	×	
36条	第2項	×	

分野	11	通番	5
法律名	中小企業支援法(昭和三十八年法律百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	

分野	11	通番	6
法律名	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	x		
第5条	第7項	x		
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第6条	第3項			準用規定
第7条	第3項	x		
第14条	第3項	x		
第14条	第4項	iv	e	
第15条	第3項			準用規定
第16条	第3項	x		
第16条	第4項	iv	e	
第17条	第3項			準用規定

分野	11	通番	7
法律名	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	x		第23条により都道府県が処理する 事務
第6条	第2項	x		
第7条	第2項	x		

分野	11	通番	8
法律名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第5項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第3項		準用規定
第6条	第2項	×	
第7条	第3項		準用規定

分野	11	通番	9
法律名	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第8条		×	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第3項	×	
第12条	第1項	×	
第12条	第2項	×	
第13条	第1項	ii	
第13条	第2項	ii	
第13条	第3項	ii	
第13条	第4項	×	

分野	11	通番	10
法律名	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第5条	第4項			準用規定
第7条	第2項			準用規定
第8条	第4項			準用規定
第9条	第2項			準用規定
第10条	第4項			準用規定
第11条	第2項			準用規定
第12条	第4項			準用規定
第13条	第2項			準用規定
第14条	第4項			準用規定

分野	11	通番	11
法律名	商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第3項	ア		第84条により都道府県が処理する 事務
第46条	第4項			準用規定
第58条	第2項	ア		第84条により都道府県が処理する 事務
第59条	第4項	×		第84条により都道府県が処理する 事務

分野	11	通番	12
法律名	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	i		
第23条	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第23条	第3項	iv	e	第60条により都道府県が処理する 事務
第24条		ア		第60条により都道府県が処理する 事務
第44条	第4項			準用規定
第48条	第5項			準用規定
第50条	第2項	ア		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第1項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第3項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第4項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第5項	iv	e	第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第3項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第5項			準用規定
第53条		i		第60条により都道府県が処理する 事務
第54条	第4項			準用規定
第55条の15				準用規定
第58条	第4項			準用規定
第58条	第5項			準用規定
第58条	第6項			準用規定
第59条	第1項	ア		
第59条	第2項	ア		

分野	11	通番	13
法律名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第4項	×		第22条の2により都道府県が処理 する事務
第6条	第3項			準用規定
第18条	第3項	×		第22条の2により都道府県が処理 する事務
第19条	第3項			準用規定

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第16条	第1項	キ		
第16条	第3項	キ		
第17条	第1項	イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第19条	第1項	キ		
第20条	第2項	×		
第21条	第1項	キ		
第21条	第2項	×		
第21条	第3項	×		
第22条		×		
第23条	第1項	キ		
第23条	第2項	キ		
第23条	第3項	キ		
第24条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第25条	第1項	キ		
第26条		iv	d	
第28条		iv	d	
第28条の2	第2項			準用規定
第39条	第1項	×		
第39条	第2項	×		
第46条	第2項			準用規定
第51条	第2項			準用規定
第53条	第2項	キ		
第55条	第1項	キ		
第57条	第1項	キ		
第57条	第2項	キ		
第58条	第1項	イ		
第59条		イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第60条	第1項	イ		
第60条	第2項	イ		
第62条	第1項	イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第65条		イ		第168条の8により都道府県が処理する事務

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第70条		キ		
第71条	第1項	キ		
第71条	第2項	キ		
第71条	第3項	キ		
第72条	第1項	ア		
第72条	第2項	ア		
第72条	第3項	ア		
第72条	第4項	ア		
第72条	第5項	ア		
第75条	第2項	キ		
第75条	第3項	ア		
第75条	第4項	ア		
第102条	第1項	キ		
第103条	第1項	キ		
第103条	第2項	キ		
第103条	第3項	キ		
第104条	第1項	ア		
第104条	第2項	ア		
第104条	第3項	ア		
第105条	第1項	ア		
第105条	第2項	ア		
第105条	第3項	ア		
第109条		キ		
第110条	第1項	キ		
第114条				準用規定
第115条		ア		
第116条	第1項	キ		
第117条	第2項	×		
第118条	第1項	キ		
第118条	第2項	キ		
第118条	第3項	キ		
第119条	第1項	ア		
第119条	第2項	ア		
第119条	第3項	ア		
第120条	第1項	キ		

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第121条	第1項	iv	d	
第121条	第2項			準用規定
第127条	第1項	キ		第168条の8により都道府県が処理 する事務
第128条	第1項	キ		第168条の8により都道府県が処理 する事務
第133条	第1項			準用規定
第148条	第4項	ア		
第149条	第3項	i		
第149条	第4項	i		
第150条	第2項	ア		
第151条	第2項	キ		
第151条	第3項	キ		
第151条	第4項	ア		
第153条	第1項	キ		
第153条	第2項	キ		
第153条	第3項			準用規定
第154条	第3項			準用規定
第155条	第1項	x		
第159条	第2項	iv	d	
第159条	第3項	iv	d	
第160条	第1項	ア		
第162条	第1項	ア		
第162条	第2項	ア		
第162条	第3項	ア		
第163条	第2項	ア		
第164条	第1項	ア		
第164条	第2項	ア		
第164条	第3項	ア		

分野	12	通番	1
法律名	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第6項	iii	
第10条	第1項	iii	
第10条	第3項	iii	
第10条	第5項	iii	
第10条	第6項	iii	
第10条	第7項	iii	
第10条の2	第2項	x	
第11条			公職選挙法の準用
第12条		x	
第13条			地方自治法の準用
第14条	第2項	iii	
第14条	第5項	iii	
第14条	第6項		公職選挙法の準用
第22条	第4項		準用規定
第24条	第2項		準用規定
第27条		iii	
第29条	第2項	ア	
第35条	第2項	iii	

分野	12	通番	2
法律名	有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第一百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	x	

分野	12	通番	3
法律名	農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第5項	×	
第7条	第6項	×	
第7条	第7項	×	
第7条	第8項	×	
第9条		×	

分野	12	通番	4
法律名	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第4条	第3項	×	
第5条	第3項		準用規定

分野	12	通番	5
法律名	農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第8条		×	
第11条		×	
第16条	第1項	ii	

分野	12	通番	6
法律名	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項		準用規定
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第15条	第4項	×	
第18条	第2項	×	

分野	12	通番	7
法律名	農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条		ii	

分野	12	通番	8
法律名	農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第1項	x	
第2条	第2項	x	
第7条		ii	

分野	12	通番	9
法律名	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の3	2項	×	
第5条の3	3項	×	
第5条の3	4項	×	

分野	12	通番	10
法律名	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第5項	×	
第4条	第3項		準用規定

分野	12	通番	11
法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第6項	iv	g	
第4条	第7項	x		
第5条	第1項	x		
第7条	第1項	x		
第8条	第1項	x		
第8条	第2項	i		
第8条	第3項	i		
第8条	第4項	x		
第8条	第5項	x		
第9条	第1項	i		
第9条	第2項	x		

分野	12	通番	12
法律名	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第3項			準用規定
第82条	第2項	ア		
第82条	第3項	ア		
第82条	第4項	ア		
第82条	第5項	i		

分野	12	通番	13
法律名	市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		
第3条	第4項	×		
第3条	第5項	×		
第3条	第6項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項			準用規定
第5条	第2項	i		
第5条	第3項	i		
第6条				農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法の準用
第7条	第3項	×		
第7条	第4項	×		
第7条	第6項			準用規定
第12条	第2項	×		

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第3項	ア		第87条の3第3項で準用
第6条	第3項	ア		
第6条	第4項	ア		
第6条	第5項	ア		
第7条	第6項	×		
第8条	第1項	i		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	i		
第8条	第5項	i		
第8条	第6項	i		
第9条	第2項	ア		
第9条	第3項			行政不服審査法の準用
第9条	第4項	ア		
第10条	第1項	i		
第10条	第3項	i		
第18条	第17項	×		
第24条	第2項	×		
第30条	第3項	i		
第30条	第5項			準用規定
第39条	第4項	ア		
第39条	第6項	iv	e	
第41条	第4項	ア		
第47条	第2項			準用規定
第48条	第8項			準用規定
第48条	第9項			準用規定
第48条	第11項	i		
第52条	第9項			準用規定
第52条の2	第1項	i		
第52条の2	第2項	i		
第52条の2	第3項	iv	e	
第52条の2	第4項			準用規定
第52条の3	第2項			準用規定
第52条の4	第1項	i		
第53条の4	第2項			準用規定

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第54条	第4項	i	
第54条	第5項	x	
第54条	第6項	x	
第56条	第5項		準用規定
第57条の2	第4項	x	
第57条の5	第1項	x	
第57条の8	第1項		準用規定
第67条	第3項	i	
第68条	第2項		準用規定
第72条	第3項	i	
第72条	第5項		準用規定
第84条			準用規定
第85条	第4項		準用規定
第85条の2	第2項	i	
第85条の2	第3項	i	
第85条の2	第4項		準用規定
第85条の2	第5項		準用規定
第85条の2	第7項	x	
第85条の2	第9項		準用規定
第85条の2	第10項	x	
第85条の3	第9項		準用規定
第85条の4	第2項	x	
第85条の4	第3項		準用規定
第85条の4	第4項	x	
第86条	第1項	i	
第86条	第2項	x	
第87条	第1項	i	
第87条	第2項		準用規定
第87条	第3項	x	
第87条	第4項	x	
第87条	第5項	ア	
第87条	第6項	ア	
第87条	第7項	ア	
第87条	第8項	ア	
第87条の2	第2項	x	

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第87条の2	第3項	i	
第87条の2	第6項	x	
第87条の2	第7項	x	
第87条の2	第8項	x	
第87条の2	第10項		準用規定
第87条の3	第1項	i	
第87条の3	第2項	i	
第87条の3	第4項	x	
第87条の3	第5項	x	
第87条の3	第6項		準用規定
第87条の3	第7項	x	
第87条の3	第10項		準用規定
第87条の3	第11項	x	
第87条の3	第12項	i	
第87条の3	第13項		準用規定
第87条の3	第15項		準用規定
第89条の2	第1項	i	
第89条の2	第2項		準用規定
第89条の2	第3項		準用規定
第89条の2	第4項		準用規定
第89条の2	第5項		準用規定
第89条の2	第8項		準用規定
第89条の2	第9項	i	
第89条の2	第10項		準用規定
第89条の2	第11項	i	
第89条の3	第5項		国税通則法の準用
第90条	第11項	ア	
第90条	第12項	ア	
第90条の2	第5項		準用規定
第90条の2	第7項		準用規定
第90条の2	第8項		準用規定
第91条	第4項		準用規定
第91条	第6項		準用規定
第91条の2	第6項		準用規定
第94条の6	第2項	x	第94条の10第2項で準用

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第95条	第3項			準用規定
第95条	第4項	i		
第95条の2	第3項			準用規定
第96条	第1項			準用規定
第96条の2	第1項	x		
第96条の2	第2項	i		
第96条の2	第3項	i		
第96条の2	第4項			準用規定
第96条の2	第5項			準用規定
第96条の2	第6項	x		
第96条の2	第7項	x		
第96条の3	第1項	x		
第96条の3	第2項	i		
第96条の3	第3項	i		
第96条の3	第4項			準用規定
第96条の3	第5項			準用規定
第96条の4	第1項			準用規定
第97条	第1項	i		
第97条	第3項	i		
第97条	第4項	x		
第97条	第6項	x		
第98条	第1項	ア		
第98条	第2項	x		
第98条	第4項	ア		
第98条	第6項	ア		
第98条	第7項			行政不服審査法の準用
第98条	第8項	i		
第98条	第9項	x		
第98条	第10項	i		
第98条	第11項	x		
第99条	第4項	iv	e	
第99条	第5項	ア		
第99条	第6項	x		
第99条	第8項	ア		
第99条	第9項			行政不服審査法の準用

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第99条	第10項	x		
第99条	第11項	ア		
第99条	第12項	i		
第100条	第2項			準用規定
第100条の2	第2項			準用規定
第101条	第1項	i		
第101条	第2項	i		
第102条	第1項	i		
第102条	第2項	i		
第102条	第3項	x		
第102条	第4項	i		
第103条	第1項	i		
第103条	第2項	i		
第103条	第3項	i		
第103条	第4項	i		
第104条	第1項	i		
第104条	第2項			準用規定
第105条	第1項	i		
第107条	第1項			準用規定
第108条	第1項	i		
第110条	第1項	i		
第111条	第1項			準用規定
第113条の2	第1項	x		
第113条の2	第2項	x		
第113条の2	第3項	x		
第118条	第4項	ア		
第118条	第5項	i		
第119条		i		
第120条		i		
第121条	第1項	i		
第122条	第1項	i		
第123条	第1項	x		
第125条の2		x		
第133条		i		

分野	12	通番	15
法律名	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第7項	×		
第5条	第1項	×		
第5条	第3項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	×		
第6条	第6項	×		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項			準用規定
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第9条	第2項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第2項	×		
第10条	第3項	×		
第10条	第4項	×		
第10条	第5項	×		
第11条	第1項	×		
第11条	第4項	ア		
第11条	第6項	ア		
第11条	第7項			行政不服審査法の準用
第11条	第8項	ア		
第11条	第10項	ii		
第11条	第12項			準用規定
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	×		
第12条の2	第1項	×		

分野	12	通番	15
法律名	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第13条	第1項	×		
第13条	第2項	×		
第13条	第4項			準用規定
第13条の2	第3項	i		
第13条の2	第4項	i		
第13条の2	第5項	i		
第13条の3	第1項	i		
第13条の3	第2項	i		
第13条の3	第3項	i		
第13条の4	第2項	i		
第13条の4	第3項	i		
第13条の4	第4項			準用規定
第13条の5	第1項			土地改良法の準用
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第15条	第4項	ア		
第15条の2	第3項	×		
第15条の2	第4項	×		
第15条の2	第6項	×		
第17条		×		
第18条		×		
第18条の4	第1項	×		
第18条の5	第1項	×		
第18条の5	第2項	×		
第18条の6	第2項			準用規定
第18条の8	第2項			準用規定
第18条の10	第2項	×		
第18条の11	第1項	×		
第18条の11	第2項	×		
第18条の12	第3項	×		

分野	12	通番	16
法律名	集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	iv	e	
第4条	第5項	x		
第4条	第7項	x		
第4条	第8項			準用規定
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	x		
第5条	第5項	x		
第5条	第6項	x		
第7条	第2項	x		
第7条	第3項	x		
第7条	第4項			農業振興地域の整備に関する法律の準用
第9条	第1項	x		
第9条	第2項	x		
第11条	第2項	iv	g	
第11条	第3項	i		
第12条				農業振興地域の整備に関する法律の準用

分野	12	通番	17
法律名	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	x		
第6条	第4項	x		
第6条	第5項	x		
第6条	第7項	x		
第12条	第4項	x		
第12条の2	第3項			準用規定
第13条	第2項	x		
第13条の2	第2項	x		
第13条の2	第3項	ア		
第17条	第1項	x		
第17条	第2項	x		
第18条	第1項	x		
第18条	第2項	i		
第18条	第3項	i		
第18条	第5項	i		
第19条		i		
第23条	第3項	x		
第23条	第6項	x		
第23条	第8項	x		
第23条の2	第4項			準用規定
第27条	第1項	x		
第27条の2	第1項	x		
第27条の3	第2項	x		
第27条の12	第2項	ア		
第27条の12	第3項	ア		

分野	12	通番	18
法律名	地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	iv	e	
第4条	第3項	x		
第4条	第4項			準用規定
第5条		x		
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第6条	第3項	x		
第6条	第4項	x		
第6条	第5項			準用規定
第7条	第1項	x		
第8条		x		
第9条	第1項	ア		
第9条	第2項	ア		

分野	12	通番	19
法律名	主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	x		
第4条	第4項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第7項	ア		
第5条		ア		
第6条		x		
第7条	第1項	x		
第7条	第3項			準用規定
第8条		x		

分野	12	通番	20
法律名	果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の3	第2項	×		
第2条の3	第3項	×		
第2条の3	第4項	×		
第2条の3	第5項	×		
第2条の4				準用規定
第4条		×		
第7条の2		×		

分野	12	通番	21
法律名	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項			準用規定

分野	12	通番	22
法律名	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第29条	第4項	×	
第30条	第4項	×	
第30条	第6項	ア	
第30条	第7項	×	
第31条	第7項	×	
第33条	第1項	ア	
第33条	第2項	ア	
第34条	第3項	ア	
第35条	第2項	×	

分野	12	通番	23
法律名	農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条の3	第3項	ア	第14条第5項で準用
第13条	第3項	i	
第13条	第4項	ア	

分野	12	通番	24
法律名	植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第2項	vi		
第24条	第2項	vi		
第24条	第3項	vi		
第24条	第4項	x		
第24条	第5項	x		
第31条	第2項	vi		
第32条	第3項	x		
第33条	第2項			準用規定

分野	12	通番	25
法律名	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第85条	第1項	x		第85条の7で準用
第85条	第2項	x		第85条の7で準用
第85条	第5項	x		第85条の7で準用
第85条	第8項	x		第85条の7及び第85条の8第3項で準用
第85条の3	第2項	x		
第85条の6	第2項	x		
第85条の8	第1項	x		
第85条の8	第2項	x		
第85条の9	第2項	x		
第85条の10	第1項	x		
第87条の2	第8項			地方自治法の準用
第93条	第3項	x		
第93条	第5項			準用規定
第111条の4		x		
第111条の7				準用規定
第120条の19	第2項	x		

分野	12	通番	26
法律名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	ア	

分野	12	通番	27
法律名	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条の33	第3項	×	
第11条の39	第2項	×	
第11条の42		×	
第11条の46	第3項	×	
第11条の46	第4項	×	
第11条の46	第5項	×	
第11条の50	第2項		準用規定
第44条	第3項		準用規定
第60条	第1項	i	
第60条	第2項	i	
第61項	第1項	ア	
第61項	第4項	ア	
第64条	第3項		準用規定
第65条	第3項		準用規定
第70条	第2項		準用規定
第71条	第2項	i	
第72条の12の6		i	
第89条	第2項	i	
第94条	第1項	i	
第94条	第4項	×	
第94条の2	第4項	×	
第95条の4		×	

分野	12	通番	28
法律名	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条の3	第2項	×	
第3条の3	第3項	×	
第3条の3	第4項	×	
第4条	第2項	vi	
第4条	第3項	vi	
第7条	第2項	×	
第8条	第2項	×	
第16条	第2項	イ	
第17条	第1項	イ	
第17条	第3項	ア	
第18条		ア	
第19条	第1項	イ	
第19条	第3項	ア	
第25条	第1項	×	
第26条	第1項	×	
第26条	第3項		準用規定
第31条		×	
第35条	第2項	ア	

分野	12	通番	29
法律名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の3	第2項	×	
第2条の3	第3項	×	
第2条の3	第4項		準用規定
第2条の3	第5項	×	
第2条の4	第2項	×	
第2条の4	第3項		準用規定
第2条の5		×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第2項		準用規定
第5条		×	
第7条	第2項	×	
第8条		×	
第10条	第2項	×	
第12条	第2項		準用規定
第20条		ア	
第21条	第1項	ア	
第22条		ア	
第24条	第3項	ア	
第25条	第2項	ア	

分野	12	通番	30
法律名	養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第7条	第4項	×		
第7条	第5項	iv	e	
第7条	第6項	ア		
第8条	第2項	iv	e	
第10条	第2項	iv	e	
第10条	第3項	×		
第10条	第4項	iv	e	
第16条	第2項	ア		

分野	12	通番	31
法律名	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第2項	vi		
第4条	第4項	×		
第4条の2	第3項	vi		
第4条の2	第4項	×		
第4条の2	第5項	vi		
第4条の2	第6項	vi		
第5条	第2項	vi		
第5条	第3項	×		
第5条	第5項	×		
第6条	第2項			準用規定
第8条		ア		
第12条の2		×		
第48条の2	第1項	iv	a	
第53条	第3項	×		
第54条		ア		
第58条	第4項	×		

分野	12	通番	32
法律名	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	vi	

分野	12	通番	33
法律名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律 第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	ア	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第9条	第3項	×	
第10条	第3項		準用規定

分野	12	通番	34
法律名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第28条	第2項	×		
第56条	第6項	ア		
第56条	第7項	×		

分野	12	通番	35
法律名	牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第4項	ア		
第3条	第5項	×		
第3条	第6項			準用規定
第4条	第1項	×		
第5条		×		
第6条	第3項	ア		
第7条	第2項	×		
第9条	第2項	×		
第12条	第2項			準用規定
第13条	第2項	×		
第14条		i		

分野	12	通番	36
法律名	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	イ	
第4条		イ	
第4条の2	第1項	×	
第4条の2	第2項	ア	
第5条		ア	
第6条	第2項	ア	
第7条	第1項	イ	
第11条の3	第2項	ア	

分野	12	通番	37
法律名	家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	
第6条		×	
第7条	第1項	ア	
第7条	第2項	ア	
第18条	第1項	×	
第19条	第2項	×	
第21条	第1項	×	
第21条	第2項	×	
第22条	第2項	×	
第22条	第3項		準用規定
第23条		×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第25条		×	
第26条	第2項	×	
第27条の2	第2項	×	
第27条の2	第3項	×	
第27条の2	第4項	×	
第29条	第3項	ア	
第31条	第1項	ア	
第31条	第2項	ア	

分野	12	通番	38
法律名	獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第21条	第4項	×		
第21条	第5項	ア		

分野	12	通番	39
法律名	獣医療法(平成四年法律第四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第3項	ア		
第11条	第2項	×		
第11条	第3項	×		
第11条	第4項	×		
第14条	第3項	×		

分野	13	通番	1
法律名	入会林野等に係る権利関係の近代化に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		第20条第4項で準用
第4条	第3項	×		第20条第4項で準用
第4条	第4項	×		第20条第4項で準用
第5条	第3項	×		第21条第2項で準用
第5条	第4項	×		第21条第2項で準用
第6条	第1項	i		
第6条	第2項	i		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第7条	第2項	ア		
第8条	第2項	ア		
第8条	第3項	ア		
第8条	第4項	ア		
第9条	第4項			準用規定
第9条	第5項			同様の手続
第10条	第1項	ア		
第10条	第2項	ア		
第11条	第1項	i		
第11条	第2項	i		
第11条	第3項	×		
第14条	第2項	i		
第14条	第3項	i		
第20条	第1項	i		
第20条	第2項	i		
第20条	第3項	i		
第21条	第1項	i		
第22条	第1項	i		
第22条	第2項	×		
第22条	第3項	i		
第22条	第4項	×		
第23条	第2項			準用規定
第25条	第3項	ア		
第25条	第4項	ア		
第25条	第6項	ア		
第25条	第7項	i		

分野	13	通番	2
法律名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の2	第2項	×		
第2条の2	第3項	×		
第2条の2	第4項	×		
第3条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第8条		×		

分野	13	通番	3
法律名	林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	x		
第8条		x		
第11条		x		
第13条	第1項	x		
第16条		ii		

分野	13	通番	4
法律名	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第5条	第3項	x		
第6条	第3項			準用規定
第11条	第2項	iv	d	
第11条	第4項	iv	d	
第24条	第2項	iv	d	
第25条	第2項	x		

分野	13	通番	5
法律名	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第5項	×		
第6条	第6項	×		
第10条の2	第2項	√		
第10条の2	第5項	×		
第10条の2	第6項	×		
第10条の5	第1項	×		
第10条の5	第2項	×		
第10条の5	第3項	×		
第10条の5	第5項			準用規定
第10条の5	第6項	×		
第10条の5	第7項	×		
第10条の5	第8項	×		
第10条の6	第1項	×		
第10条の6	第2項	×		
第10条の6	第4項			準用規定
第10条の11	第2項	ア		
第10条の11	第3項	ア		
第10条の11	第4項	ア		
第10条の11の3	第1項	ア		
第10条の11の3	第3項	ア		
第10条の11の4	第1項	ア		
第10条の11の4	第2項	ア		
第10条の11の4	第3項	ア		
第10条の11の5	第1項	ア		
第10条の11の10	第1項	×		
第10条の11の11	第1項	×		
第10条の11の11	第2項	×		
第10条の11の12	第2項			準用規定
第10条の11の14	第2項	×		
第10条の11の15	第1項	×		
第10条の11の15	第2項	×		

分野	13	通番	5
法律名	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第4項	×		
第12条	第3項			準用規定
第13条	第1項	×		
第19条	第3項	iv	e	
第19条	第4項	iv	e	
第21条	第2項	×		
第21条	第3項	×		
第25条	第1項	×		第25条の2第2項で準用
第26条の2	第1項	×		
第26条の2	第4項	×		
第27条	第3項	×		
第30条		×		第30条の2第2項で準用
第30条の2	第1項	×		
第32条	第2項	ア		
第32条	第3項	ア		
第32条	第4項	ア		
第33条	第1項	×		第33条第6項で準用
第33条	第2項	×		第33条第6項で準用
第33条	第3項	×		第33条第6項で準用
第33条	第4項	×		第33条第6項で準用
第33条	第5項	×		第33条第6項で準用
第33条の3				準用規定
第34条	第3項	×		
第34条	第4項	×		
第34条	第5項	×		
第34条	第7項	×		
第34条	第10項	iv	e	
第34条の2	第2項	×		
第34条の2	第4項	iv	e	
第34条の3	第2項			準用規定
第35条		i		
第39条	第1項	×		
第39条の2	第1項	ア		
第39条の2	第2項	×		
第39条の4	第1項	×		

分野	13	通番	5
法律名	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第39条の4	第2項	ア	
第39条の4	第3項	ア	
第39条の4	第4項	ア	
第39条の7	第2項	i	
第45条	第2項	i	
第49条	第2項	ア	
第49条	第6項		準用規定
第50条	第2項	×	
第50条	第3項	×	
第52条	第1項	ア	
第52条	第2項	ア	
第53条	第1項	ア	
第53条	第2項	ア	
第53条	第3項	ア	
第55条	第2項		準用規定
第55条	第3項	ア	
第55条	第4項		準用規定
第59条	第2項		準用規定
第65条			準用規定
第66条			準用規定
第70条	第1項	×	
第187条	第1項	×	
第187条	第3項	×	
第188条	第3項	ア	
第188条	第5項	i	
第189条		×	

分野	13	通番	6
法律名	森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第3項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第5項		森林法の適用

分野	13	通番	7
法律名	森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第25条	第3項	x		
第61条	第3項			準用規定
第79条		i		
第80条	第1項	ア		
第80条	第4項	ア		
第83条	第3項			準用規定
第84条	第3項			準用規定
第89条	第2項	i		
第100条	第2項			準用規定
第100条	第3項			準用規定
第100条	第4項			準用規定
第108条の2	第3項			準用規定
第109条	第1項			準用規定
第109条	第3項			準用規定
第109条	第4項			準用規定
第109条	第5項			準用規定
第111条	第1項	i		
第111条	第4項	x		

分野	13	通番	8
法律名	林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	x		
第5条	第1項	x		
第9条	第1項	x		
第9条	第4項			準用規定
第10条	第3項	x		
第11条	第1項	x		
第11条	第2項	ア		
第12条	第1項	ア		
第12条	第3項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条	第1項	x		
第16条	第2項	x		
第19条	第2項	iv	e	
第20条	第3項	x		
第20条	第4項	ア		
第28条	第2項	ア		
第29条	第3項			準用規定

分野	13	通番	9
法律名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成七年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第4項	×		
第11条	第2項	×		
第12条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		

分野	13	通番	10
法律名	木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	×		
第3条	第1項	×		
第3条	第2項			準用規定
第4条	第4項	×		
第4条	第5項	iv	e	
第4条	第6項	×		
第4条	第7項	iv	e	
第4条	第8項	×		
第5条	第3項			準用規定
第6条	第2項			準用規定

分野	13	通番	11
法律名	森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第5項	×	第5条第4項で準用
第3条	第7項	ア	第5条第4項で準用
第3条	第8項	ア	第5条第4項で準用
第3条	第9項	ア	第5条第4項で準用
第4条	第3項		準用規定
第5条の2	第2項	vi	
第6条	第2項	ア	
第7条の3	第1項	×	
第7条の3	第2項	×	
第7条の3	第3項	×	
第7条の3	第4項	×	
第7条の5	第1項	vi	
第7条の5	第2項	×	
第7条の5	第3項		準用規定
第7条の6	第1項	×	
第7条の6	第2項	×	
第7条の6	第3項	×	
第7条の6	第4項	×	
第7条の9	第1項	×	
第7条の9	第2項	×	
第7条の9	第3項		準用規定
第7条の10	第1項	×	
第7条の10	第2項	×	
第7条の10	第3項	×	
第7条の10	第4項	×	
第8条	第1項	i	
第8条	第2項	i	
第8条	第4項	i	
第11条の2	第4項	i	

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第4項			準用規定
第11条	第1項	i		
第11条	第4項	×		
第11条	第5項	i		
第11条	第6項	×		
第11条の2		i		
第13条	第1項	i		
第13条	第5項	ア		
第14条	第7項			準用規定
第14条	第10項			準用規定
第14条	第11項	×		
第15条		i		
第16条	第1項	i		
第16条	第2項	i		
第16条	第4項	i		
第16条	第5項	i		
第16条	第6項	i		
第16条	第7項	i		
第16条	第8項	i		
第16条	第9項	i		
第16条	第11項	i		
第16条	第12項	i		
第16条	第13項	i		
第16条	第14項	i		
第17条	第1項	i		
第17条	第2項	i		
第17条	第3項	i		
第17条	第4項	i		
第17条	第5項	i		
第17条	第6項	i		
第17条	第7項			準用規定
第17条	第8項	i		
第18条	第1項	i		
第18条	第2項			準用規定

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第19条	第1項	i		
第19条	第2項	i		
第19条	第3項	i		
第19条	第4項	i		後段・準用規定
第19条	第5項	i		
第19条	第6項			準用規定
第21条	第1項	i		
第22条	第2項	i		
第22条	第3項			準用規定
第24条	第3項	i		
第26条	第2項	i		
第27条	第2項	×		
第34条	第3項			準用規定
第34条	第5項	ア		
第34条	第7項	×		
第36条	第3項			準用規定
第36条	第4項			準用規定
第37条	第2項	i		
第37条	第4項			準用規定
第38条	第1項	i		
第38条	第4項	i		
第38条	第5項			準用規定
第39条	第4項			準用規定
第39条	第5項			準用規定
第39条	第6項	i		
第39条	第7項	i		
第39条	第11項	i		
第39条	第14項			準用規定
第41条	第1項	×		
第45条	第2項	ア		
第45条	第4項	ア		
第45条	第5項	ア		
第45条	第6項	ア		
第45条	第7項	ア		
第50条	第1項	ア		

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第74条	第4項	ア		
第74条の2	第1項	×		
第85条	第3項	×		
第92条	第1項	iii		
第92条	第2項	iii		
第92条	第3項	iii		
第92条	第4項	iii		
第93条	第1項	iii		
第93条	第2項	iii		
第93条	第3項	iii		
第94条				公職選挙法の準用
第99条	第2項	iii		
第99条	第3項	iii		
第99条	第5項	iii		
第101条	第4項	×		
第105条	第3項	iv	f	
第105条	第5項	iv	f	
第106条	第2項	×		
第106条	第3項	×		
第106条	第5項	iv	f	
第106条	第6項			準用規定
第109条				準用規定
第116条	第3項			準用規定
第120条		×		
第123条	第2項			準用規定
第124条	第2項	×		
第124条	第3項	×		
第125条	第2項	ア		
第125条	第6項	ア		
第125条	第7項	ア		
第125条	第8項	ア		
第125条	第9項	ア		
第125条	第10項	ア		
第125条	第11項	ア		
第126条	第2項			準用規定

分野	14	通番	1
法律名	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第126条	第3項	ア		
第126条	第4項			準用規定
第127条		i		
第128条	第2項	i		
第128条	第3項			準用規定
第128条	第4項	×		
第129条	第5項	×		
第129条	第7項	×		
第132条				準用規定
第134条	第3項	ア		
第134条	第4項			準用規定

分野	14	通番	2
法律名	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	
第5条	第2項	ア	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	ア	
第7条	第2項	ア	
第8条		×	
第10条		×	
第12条		×	
第19条	第2項		準用規定
第24条	第2項	ア	
第25条		ア	

分野	14	通番	3
法律名	水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第15条	第2項	×	
第15条	第7項	×	
第15条の2	第1項	×	
第15条の2	第2項		準用規定
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第17条	第3項	×	
第18条	第3項	×	
第18条	第4項	×	
第18条	第5項	×	
第22条	第3項	×	

分野	14	通番	4
法律名	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条の2	第3項	×		
第17条の8	第2項	×		
第17条の11	第2項	×		
第17条の15	第4項	×		
第17条の15	第5項	×		
第48条	第3項			準用規定
第64条		i		
第65条	第1項	ア		
第65条	第4項	ア		
第68条	第3項			準用規定
第69条	第3項			準用規定
第86条	第2項			準用規定
第86条	第3項			準用規定
第86条	第4項			準用規定
第91条	第3項			準用規定
第92条	第3項			準用規定
第92条	第4項			準用規定
第92条	第5項			準用規定
第96条	第1項			準用規定
第96条	第3項			準用規定
第96条	第4項			準用規定
第96条	第5項			準用規定
第100条	第3項			準用規定
第100条	第4項			準用規定
第100条	第5項			準用規定
第100条の8	第1項			準用規定
第100条の8	第3項			準用規定
第100条の8	第4項			準用規定
第100条の8	第5項			準用規定
第123条	第1項	i		
第123条	第4項	×		

分野	14	通番	5
法律名	漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第13条	第2項	i		

分野	14	通番	6
法律名	漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第5項	ア		
第4条	第8項			準用規定
第5条		×		
第7条	第2項	ア		
第9条	第2項	×		
第11条		×		
第12条	第1項	ア		
第12条	第3項	ア		
第14条	第2項	×		
第17条	第3項	ア		
第19条				準用規定
第29条		iv	d	
第31条		iv	d	
第32条	第1項	iv	d	
第32条	第3項	iv	d	
第33項	第2項			準用規定
第39条		×		
第40条	第2項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第45条	第1項	×		
第45条	第2項	×		
第46条		iv	d	
第47条				準用規定
第48条	第1項	ア		
第50条	第4項	ア		

分野	14	通番	7
法律名	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第7項	×		
第6条	第10項	×		
第6条	第11項	×		
第17条	第1項	×		
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第4項	×		
第17条	第6項	×		
第17条	第8項	×		
第17条	第10項	×		
第17条	第11項			準用規定
第17条	第12項	×		
第17条	第13項	×		
第19条の2	第2項	ア		
第19条の2	第3項	i		
第19条の2	第4項			準用規定
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	i		
第25条	第2項	×		
第26条		×		
第34条	第1項	×		
第34条	第2項	×		
第36条	第1項			準用規定
第36条	第3項			準用規定
第36条の2	第1項	ア		
第37条の2	第2項	ii		
第37条の2	第3項	ii		
第39条	第2項	×		
第39条	第6項	×		
第39条	第8項	×		
第39条の2	第4項	ア		
第39条の2	第5項	ア		
第39条の2	第6項	ア		
第40条	第1項	×		
第40条	第3項	×		

分野	14	通番	7
法律名	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第41条	第3項	ア	
第41条	第4項	i	
第42条		×	

分野	14	通番	8
法律名	沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条の2	第2項	×	
第7条の2	第3項	×	
第7条の2	第6項	×	
第7条の3	第2項		準用規定
第11条	第1項	×	
第12条	第3項		準用規定
第15条	第2項	×	
第15条	第4項	×	
第19条		×	
第20条	第2項		準用規定
第23条	第2項	×	

分野	14	通番	9
法律名	沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第7条		×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第15条		ii	

分野	14	通番	10
法律名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	

分野	14	通番	11
法律名	漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	ii	

分野	14	通番	12
法律名	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第3項	x	
第5条	第5項	x	
第5条	第6項	iv e	
第6条	第2項		準用規定
第7条	第1項	x	
第7条	第2項	x	
第7条	第3項	x	
第7条	第4項	iv e	
第7条	第5項	x	
第8条	第2項		準用規定
第9条	第3項	x	
第12条	第3項	x	
第14条	第1項	x	
第15条	第2項	ア	
第17条	第2項	x	
第17条	第3項		準用規定

分野	14	通番	13
法律名	持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第5条	第3項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項		漁業法の準用
第10条	第2項	ア	
第12条		×	
第15条	第1項	×	

分野	14	通番	14
法律名	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第196条の8	第2項	×	

分野	15	通番	1
法律名	水洗炭業に関する法律(昭和三十二年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	ア		
第9条	第3項			準用規定
第11条		×		
第12条	第1項	ア		
第12条	第2項			準用規定
第13条	第3項	ア		
第14条	第1項	×		
第14条	第2項	ア		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第18条		ア		
第23条	第2項	ア		
第23条	第3項	ア		
第23条	第4項	ア		
第24条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第25条	第3項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	ア		
第30条	第3項	iv	e	
第30条	第4項	iv	e	

分野	15	通番	2
法律名	採石法(昭和三十五年法律第二百九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第9条	第2項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第14条	第2項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第14条	第3項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第32条の3	第1項	ア		
第32条の3	第2項	ア		
第32条の4	第1項	×		
第32条の4	第2項	ア		
第32条の10	第2項	ア		
第32条の11	第1項	ア		
第32条の13	第1項	イ		
第33条		×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の2		×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の3	第1項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の3	第2項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の4	第1項	v		
第33条の5	第1項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の5	第2項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の5	第4項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の6		iv	e	
第33条の10		×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の14	第2項	v		

分野	15	通番	2
法律名	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第33条の15		x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の16		x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第34条の2		ア		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第34条の4	第1項	ア		
第34条の4	第2項	ア		
第34条の4	第3項	ア		
第34条の5	第1項	ア		
第34条の5	第2項	ア		
第34条の5	第3項	ア		
第36条	第1項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	ア		
第12条	第2項	ア		
第13条	第1項	ア		
第15条	第1項	イ		
第16条		x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第17条		x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第18条	第1項	x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第18条	第2項	x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第19条	第1項	v		
第20条	第1項	x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第20条	第2項	x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第20条	第3項	x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第20条	第4項			準用規定
第24条		x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第29条		x		第43条により地方公共団体に適用がある場合
第31条	第2項	x		
第34条	第4項	ア		
第36条	第2項	x		
第36条	第3項	iv	e	
第37条	第2項	x		
第38条	第1項	ア		
第38条	第2項	ア		
第38条	第3項	ア		

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第39条	第1項	ア	
第39条	第2項	ア	
第39条	第3項	ア	

分野	15	通番	4
法律名	工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第3項	×	
第10条	第2項	×	

分野	15	通番	5
法律名	農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	iv	g	
第4条	第5項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	x		
第5条	第5項	x		
第5条	第7項	iv	e	
第5条	第8項	iv	g	
第5条	第9項	x		

分野	15	通番	6
法律名	工業用水法(昭和三十一年法律百四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	x		
第7条	第2項			準用規定
第8条	第2項	x		
第22条	第2項	ア		
第22条	第3項	ア		
第22条	第4項	ア		
第22条	第5項	ア		
第22条	第6項	i		
第25条	第2項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	ア		
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		

分野	15	通番	7
法律名	工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第4条	第1項	×	
第6条	第1項	×	
第9条	第1項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第13条		×	
第14条	第1項	×	
第15条	第2項	ア	
第15条	第3項	ア	
第15条	第4項	ア	
第15条	第5項	i	
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第3項	×	
第19条		×	

分野	15	通番	8
法律名	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	第29条第2項により都道府県が処理する 事務
第5条	第3項		準用規定
第20条	第2項		準用規定
第27条		×	

分野	15	通番	9
法律名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第44条	第1項	ア	
第44条	第2項	ア	
第45条	第1項	×	
第45条	第2項	ア	
第46条	第2項	ア	
第46条	第3項		準用規定
第47条		×	
第49条		ア	
第51条	第2項		準用規定
第55条	第1項	ア	
第55条	第2項	ア	
第56条	第1項	×	
第56条	第2項	ア	
第57条	第2項	ア	
第57条	第3項		準用規定
第58条	第2項		準用規定
第59条			準用規定
第131条	第3項	ア	

分野	15	通番	10
法律名	武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	√	第17条第2項、第19条第2項、第20条で準用する第8条第2項及び第12条第2項で準用
第5条	第2項	ア	第17条第2項、第19条第2項、第20条で準用する第8条第2項及び第12条第2項で準用
第21条	第2項	×	
第25条	第3項	ア	
第28条	第1項	√	
第28条	第2項	√	
第29条	第1項	ア	
第29条	第2項	ア	
第29条	第3項	ア	
第30条	第1項	ア	
第30条	第2項	ア	
第30条	第3項	ア	

分野	15	通番	11
法律名	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	v		
第10条	第3項			準用規定
第12条	第3項	v		
第15条	第4項	v		
第17条	第2項	v		
第17条	第4項	ア		
第19条	第3項	ア		
第24条	第2項	v		
第25条	第2項	v		
第27条	第2項	v		
第29条	第2項	v		
第31条	第3項	イ		
第31条の3	第2項	イ		
第31条の3	第3項	×		
第31条の3	第4項	イ		
第35条	第4項	v		
第43条	第4項	ア		
第45条の2	第2項			準用規定
第45条の17	第1項	イ		
第45条の21	第3項	ア		
第45条の37	第2項	ア		
第48条	第2項	×		
第50条の2	第1項			準用規定
第52条	第2項	v		
第52条	第6項	v		
第53条	第1項	iv	d	第56条の2により都道府県が処理する事務
第53条	第2項	iv	d	
第54条	第1項	ア		
第54条	第2項	ア		
第54条	第3項	ア		
第55条	第1項	ア		
第55条	第2項	ア		
第55条	第3項	ア		

分野	15	通番	12
法律名	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	v		
第14条	第3項			準用規定
第16条	第2項	v		
第19条	第3項			準用規定
第20条	第5項	v		
第22条	第4項	v		
第29条	第5項	ア		
第31条	第2項	イ		
第31条の2	第2項	イ		
第31条の2	第3項	×		
第31条の2	第4項	イ		
第35条	第2項	v		
第35条	第4項	v		
第44条	第4項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第45条	第1項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第45条	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第1項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第3項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第4項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の2	第4項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の3	第1項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の4	第1項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務

分野	15	通番	12
法律名	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第49条の4	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の4	第3項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第50条	第3項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第54条	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第58条の16		イ		
第62条	第6項	ア		
第65条	第2項	×		
第74条	第1項	v		
第74条	第4項	v		
第74条の2	第1項	iv	d	第78条の4により都道府県が処理する事務
第74条の2	第2項	iv	d	
第76条	第1項	ア		
第76条	第2項	ア		
第76条	第3項	ア		
第78条	第1項	ア		
第78条	第2項	ア		
第78条	第3項	ア		

分野	15	通番	13
法律名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第1項	ア		
第3条の2	第2項	ア		
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	ア		
第26条の2		ア		
第31条		v		
第32条	第2項			準用規定
第33条	第3項			準用規定
第35条の10	第1項	v		
第37条		v		
第37条の2	第3項			準用規定
第37条の4	第2項	v		
第37条の4	第3項			準用規定
第37条の6	第2項	v		
第37条の7	第2項	×		
第38条の4	第2項	イ		
第38条の5	第2項	イ		
第38条の6	第2項	イ		
第38条の6	第3項	×		
第38条の6	第4項	イ		
第38条の27	第1項	イ		
第83条	第8項	ア		
第83条の2	第2項	i		
第84条	第2項	×		
第87条	第1項	v		
第88条	第2項	iv v	d	
第90条	第1項	ア		
第90条	第2項	ア		
第90条	第3項	ア		
第92条	第1項	ア		
第92条	第2項	ア		
第92条	第3項	ア		

分野	15	通番	14
法律名	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	ア	
第33条	第3項	ア	
第35条	第2項	v	

分野	15	通番	15
法律名	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第2項	ア	第63条第2項で準用
第32条	第3項	ア	第63条第2項で準用
第63条	第3項	i	
第103条	第1項	x	

分野	15	通番	16
法律名	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条		ア		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	ア		
第7条	第1項	ア		
第7条	第2項	ア		
第10条	第3項			準用規定
第14条		ア		
第27条	第3項	iv	a	
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	ア		
第29条	第2項	ア		
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項	ア		
第30条	第3項	ア		
第31条	第1項	ア		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		

分野	15	通番	17
法律名	電気工事士法(昭和三十五年法律百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	イ		
第7条の15	第1項	ア		
第7条の15	第2項	ア		

分野	15	通番	18
法律名	発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第9項			準用規定
第10条	第2項	×		
第10条	第4項			準用規定

分野	15	通番	19
法律名	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第45条	第2項	ア		
第46条	第1項	イ		第52条により都道府県が処理する事務
第47条	第1項	イ		第52条により都道府県が処理する事務
第47条	第4項	ア		第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第1項	イ		第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第2項	i		第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第3項	i		第52条により都道府県が処理する事務
第50条	第1項	ア		
第50条	第2項	ア		
第50条	第3項	ア		

分野	15	通番	20
法律名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第59条	第7項	v	

分野	15	通番	21
法律名	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 (平成十二年法律第百四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	iv e	
第3条	第4項		準用規定
第4条	第1項	x	
第4条	第2項	x	
第4条	第5項		準用規定

分野	16	通番	1
法律名	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	×		
第13条の3	第3項			準用規定
第13条の5	第4項			準用規定
第13条の5	第5項	×		
第14条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第21条	第4項			準用規定
第33条	第2項	×		
第33条	第3項	×		
第35条	第4項	×		
第35条	第5項			準用規定
第42条	第2項	×		
第43条	第2項	×		
第43条	第3項	×		
第46条	第1項	×		
第46条	第2項	×		
第48条	第3項	ア		
第53条	第1項	×		
第54条	第2項	×		
第57条	第1項	×		
第59条		×		
第65条	第1項	×		
第66条	第2項			準用規定
第67条	第1項	×		
第67条	第2項	×		
第75条	第2項	×		

分野	16	通番	2
法律名	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	×		
第5条	第3項	×		
第6条	第3項			準用規定
第6条	第6項	×		
第8条	第1項	iv	e	
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第6項	×		
第8条	第8項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第5項			準用規定

分野	16	通番	3
法律名	商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第36条	第2項	i	
第36条	第3項	ア	
第62条	第3項		準用規定
第73条	第4項		準用規定
第81条	第2項	i	
第84条	第2項	ア	

分野	16	通番	4
法律名	中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第8項	×	第15条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	5
法律名	割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第41条	第6項	ア	第47条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	6
法律名	特定商取引に関する法律(昭和三十五年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第15条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第23条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第39条	第4項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第47条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第57条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第66条	第5項	ア	第68条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	7
法律名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条		×	第20条の2により都道府県が処理する事務
第11条	第1項	×	第20条の2により都道府県が処理する事務
第11条	第2項	×	第20条の2により都道府県が処理する事務
第17条	第1項	×	第20条の2により都道府県が処理する事務
第17条	第3項	ア	第20条の2により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	8
法律名	消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第40条	第1項	×	第55条により都道府県が処理する事務
第42条	第2項	i	第55条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	9
法律名	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第3項	ア	

分野	16	通番	10
法律名	家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第19条	第1項	×	第20条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	11
法律名	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第5項	×	
第53条の4	第3項	×	
第53条の10	第2項	×	
第53条の13	第2項	×	
第53条の17	第3項	×	
第53条の17	第4項	×	
第53条の17	第5項	×	
第58条		i	
第59条	第1項	ア	
第59条	第3項	ア	
第59条	第4項	ア	
第94条	第1項	イ	
第94条	第4項	×	
第95条の2	第1項	ア	
第95条の2	第2項	ア	

分野	16	通番	12
法律名	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
5条	1項	ア	
5条	2項	ア	
6条	1項	×	
6条	2項	ア	
8条	2項	ア	
9条		×	
24条の6の5	1項	×	
24条の6の5	2項		準用規定
24条の6の7		ア	
24条の6の8		×	
24条の6の10	5項	ア	
24条の6の11	1項	×	
44条の2	1項	×	

分野	17	通番	1
法律名	鉄道事業法(昭和三十六年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第22条	第6項	ア		
第22条	第7項	ア		
第22条	第8項	ア		

分野	17	通番	2
法律名	都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	×		
第11条	第4項	×		
第12条	第2項	×		
第12条	第4項	×		
第13条	第3項	×		
第13条	第6項	×		
第14条	第2項	×		
第14条	第3項	×		
第14条	第4項	×		
第14条	第5項	×		
第14条	第7項	×		
第14条	第8項	×		
第14条	第12項	×		
第14条	第14項			準用規定
第19条	第1項	×		
第20条	第1項	×		
第22条	第1項	×		
第22条	第2項	×		

分野	17	通番	3
法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第1項	×		
第10条	第2項	×		
第10条	第4項			道路法の適用
第13条	第1項	×		
第13条	第2項	×		
第13条	第3項	×		
第15条	第2項	×		
第17条	第5項	×		
第17条	第6項			建築基準法の準用
第17条	第8項			建築基準法の準用
第18条	第2項			準用規定
第23条	第2項			建築基準法の準用
第25条	第2項	×		
第25条	第3項	×		
第25条	第5項	×		
第25条	第6項	×		
第25条	第7項	×		
第25条	第10項	×		
第25条	第12項			準用規定
第26条	第2項	×		
第26条	第3項	×		
第27条	第2項	×		
第31条	第1項	×		
第31条	第3項	×		
第31条	第4項	×		
第31条	第5項	×		
第31条	第6項	×		
第31条	第7項			準用規定
第32条	第1項	×		
第32条	第2項			準用規定
第32条	第3項	×		
第32条	第4項	×		
第32条	第5項			
第34条	第1項	×		
第34条	第2項	×		

分野	17	通番	3
法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第34条	第3項	×		
第34条	第4項	×		
第34条	第5項	×		
第34条	第6項			準用規定
第35条	第5項	×		
第35条	第6項			準用規定
第36条	第1項	×		
第36条	第2項	×		
第36条	第3項	×		
第36条	第4項	×		
第36条	第5項	×		
第36条	第6項			準用規定
第39条	第1項	i		
第39条	第2項			土地区画整理法の準用
第39条	第3項	i		
第42条	第1項	×		
第43条	第1項	×		
第43条	第2項	×		
第43条	第3項	×		
第44条	第2項			準用規定
第45条	第4項			準用規定
第47条	第2項			準用規定
第48条	第2項	×		
第50条	第2項	×		
第50条	第3項			準用規定
第53条	第5項	ア		

分野	17	通番	4
法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	×		
第5条	第6項	×		
第5条	第7項	×		
第5条	第9項			準用規定
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第7条	第2項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第7項			準用規定
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	×		
第11条	第3項	×		
第14条	第2項	×		
第14条	第7項			準用規定
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第16条	第3項	×		
第19条	第2項	×		
第19条	第6項			準用規定
第22条	第2項	×		
第22条	第7項			準用規定

分野	17	通番	5
法律名	都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条		×		

分野	17	通番	6
法律名	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第3項	×	

分野	17	通番	7
法律名	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第6項	vii	第40条第4項で準用
第32条	第8項	vii	第40条第4項で準用
第37条		vii	
第38条	第1項	vii	
第38条	第2項	vii	
第39条		vii	
第40条	第1項	vii	
第40条	第2項	vii	
第40条	第3項	vii	
第41条	第2項		準用規定

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第6項	x		
第3条の3	第1項	x		
第3条の3	第2項	x		
第3条の3	第4項	x		
第3条の3	第8項	x		
第3条の3	第9項	x		
第3条の3	第10項	x		
第3条の3	第11項			準用規定
第4条	第2項			適用規定
第4条	第3項	iv	f	
第4条	第4項	x		
第4条	第8項	iv	f	
第9条	第2項			準用規定
第10条	第2項	i		
第16条	第3項	x		
第22条	第2項			準用規定
第27条		x		
第31条	第2項	x		
第33条	第2項			準用規定
第34条				準用規定
第35条	第3項	x		
第37条	第2項	x		
第37条	第3項			読替規定
第37条の2	第1項	x		
第37条の2	第2項	x		
第37条の2	第3項	x		
第37条の3	第2項	x		
第38条	第2項	x		
第38条	第3項	x		
第38条	第7項	x		
第38条	第8項	x		
第38条の2	第7項	x		
第38条の2	第8項	x		
第38条の2	第9項	x		
第38条の2	第10項	x		

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断			備考
第39条	第2項	x			
第40条の2	第2項	ア			
第40条の2	第3項	ア			
第41条	第2項				準用規定
第41条	第3項	i			
第43条の7					準用規定
第43条の8	第4項				準用規定
第44条	第1項	x			
第44条	第2項	x			
第44条	第5項	x			
第44条の2	第1項	x			
第44条の2	第2項	x			
第44条の2	第3項	x			
第44条の2	第4項				準用規定
第46条	第1項	ii	iv	g	
第46条	第2項	ii			
第47条	第2項	x			
第49条		x			
第49条の2	第1項	ア			
第50条の3	第3項	x			
第50条の4	第2項	ii			
第50条の4	第3項	x			
第50条の4	第4項	x			
第50条の4	第6項	x			
第50条の4	第8項	x			
第50条の5	第2項	x			
第54条の3	第2項	ii			
第54条の3	第3項	x			
第54条の3	第4項	x			
第54条の3	第5項	x			
第54条の3	第8項				国有財産法の準用
第54条の3	第11項	x			
第55条	第6項				国有財産法の準用
第55条の2	第2項	ア			
第55条の2	第3項	ア			

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第55条の2	第4項	ア	
第55条の4	第1項	i	
第55条の4	第2項		準用規定
第55条の5	第1項	i	
第55条の7	第3項	×	
第55条の8	第2項		準用規定
第56条	第3項		準用規定
第56条の2	第2項		準用規定
第56条の2の2	第1項	×	
第56条の3	第2項	×	
第56条の3	第3項	×	
第56条の3	第4項	×	
第56条の3	第5項	×	
第56条の4	第2項	ア	
第56条の4	第3項	ア	
第56条の4	第4項	ア	
第56条の5	第2項	ア	
第58条	第3項	×	
第60条の2	第2項	×	

分野	17	通番	9
法律名	北海道開発のためにする港湾工事に係る法律(昭和二十六年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項		準用規定
第4条	第3項		港湾法の準用
第5条	第2項		港湾法の準用

分野	17	通番	10
法律名	特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	

分野	17	通番	11
法律名	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和三十六年法律第二十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条		×	

分野	17	通番	12
法律名	水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	iv	e	
第3条		v		
第4条		iv v	a	
第5条	第1項	x		
第9条	第1項	ア		
第9条	第2項	ア		
第10条	第2項	x		
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第11条	第3項	ア		
第11条	第4項	ア		
第16条	第4項	ア		
第16条	第5項	ア		
第16条	第6項	ア		
第17条	第1項	ア		
第18条		ア		
第19条		ア		
第22条				準用規定
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第26条				準用規定
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		
第28条	第1項	ア		
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	ア		
第29条	第2項			適用規定
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項	ア		

分野	17	通番	13
法律名	海難審判法(昭和二十二年法律第三百三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第28条	第1項	x		

分野	17	通番	14
法律名	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第5条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第6条	第1項	イ	第24条により都道府県が処理する事務
第6条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第6条の3	第2項		準用規定
第6条の4	第2項		準用規定
第6条の4	第4項	ア	
第7条	第4項	ア	
第8条	第3項		準用規定
第9条	第2項		準用規定
第12条の2	第2項	イ	第24条により都道府県が処理する事務
第12条の15	第2項		準用規定
第19条	第3項		準用規定
第20条		ア	第24条により都道府県が処理する事務
第21条		×	第24条により都道府県が処理する事務
第22条の23	第1項	×	第24条により都道府県が処理する事務
第23条	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第3項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第4項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第26条	第3項	ア	第24条により都道府県が処理する事務

分野	17	通番	15
法律名	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第19条		ア	
第21条	第1項	ア	
第21条	第2項	ア	
第22条		ア	
第25条	第1項	ア	
第27条		×	
第29条	第3項	ア	
第33条	第2項	ア	
第33条	第3項	ア	

分野	17	通番	16
法律名	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第3項	×	
第13条	第3項	×	
第18条	第2項		準用規定
第44条	第5項	ア	

分野	17	通番	17
法律名	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第6条	第2項	×	

分野	17	通番	18
法律名	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	iv	g	
第4条	第4項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第6項			準用規定
第14条	第2項	x		
第15条	第1項	x		
第15条	第2項	x		
第15条	第3項	x		
第16条	第2項	iv	d	
第20条	第2項	ア		
第24条	第1項			通訳案内士法の準用規定
第24条	第2項			通訳案内士法の準用規定
第24条	第3項			通訳案内士法の準用規定

分野	17	通番	19
法律名	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第6項	x		

分野	17	通番	20
法律名	空港法(昭和三十二年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	
第10条	第2項	×	
第12条	第1項	×	
第12条	第2項	×	
第13条	第1項	×	
第14条	第3項	×	

分野	18	通番	1
法律名	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第18条	第3項	ア		
第19条	第1項	iii		
第22条	第2項	ア		
第27条	第1項	ア		
第27条	第2項	ア		
第27条の4	第3項	ア		
第27条の5		ア		
第27条の6	第1項	ア		
第27条の6	第2項	ア		
第27条の7	第5項	ア		
第27条の7	第6項	ア		
第27条の7	第7項	ア		
第27条の7	第8項	ア		
第27条の8	第1項	ア		
第27条の9において 準用する民事訴訟法 第201条	第2項			準用規定
第27条の10	第5項	ア		
第27条の12	第1項	ア		
第27条の12	第3項	ア		
第27条の18		×		

分野	18	通番	2
法律名	労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条の2	第3項	iii		
第10条		iii		
第11条		iii		
第20条		iii		
第24条		ア		
第26条	第3項	ア		
第27条		×		
第31条		×		
第33条		ア		

分野	18	通番	3
法律名	地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第6条	第2項	iii		
第6条	第4項	iii		
第6条	第5項	iii		
第9条		iii		
第10条	第1項	iii		
第11条	第2項	iii		
第16条	第1項	iii		
第16条	第2項			準用規定
第16条の3	第1項	iii		
第16条の3	第2項	iii		

分野	18	通番	4
法律名	勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		第7条第3項で準用
第6条	第5項	×		第7条第3項で準用
第7条	第2項	iv	e	
第7条	第3項			準用規定

分野	18	通番	5
法律名	職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の5		×	32条の12で適用
第5条の6	第1項	×	32条の12で適用
第30条	第2項	×	第33条の4で準用
第30条	第3項	×	第33条の4で準用
第30条	第4項	×	第33条の4で準用
第32条の7	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の7	第2項		第33条の4で準用 準用規定
第32条の8	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の10		×	第33条の4で準用
第32条の12	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の12	第2項		第33条の4で準用 適用規定
第32条の13		×	第33条の4で準用
第32条の15		ア	第33条の4で準用
第32条の16	第1項	×	第33条の4で準用
第32条の16	第2項	×	第33条の4で準用
第33条の4	第2項		準用規定

分野	18	通番	6
法律名	雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第27条	第2項	×	
第28条	第3項	×	

分野	18	通番	7
法律名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第41条	第1項	iv	d	
第41条	第2項	iv	d	
第41条	第3項	iv	d	
第41条	第5項	iv	d	
第43条の3	第2項	iv	d	
第44条	第1項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第44条	第4項	iv	d	
第45条				準用規定

分野	18	通番	8
法律名	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第27条	第2項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第27条	第4項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第32条	第2項	iv	d	35条で準用する場合はiv d
第35条				準用規定
第38条	第1項	x		
第39条	第1項	x		
第40条		x		
第48条	第1項	x		
第48条	第2項			準用規定

分野	18	通番	9
法律名	地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	iv	e	
第5条	第6項	x		
第5条	第7項	iv	g	
第5条	第8項			準用規定
第6条	第2項	x		
第6条	第3項	x		
第6条	第4項	x		
第6条	第7項	x		
第6条	第8項	iv	g	
第6条	第9項			準用規定

分野	18	通番	10
法律名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第5条	第3項			準用規定

分野	18	通番	11
法律名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第3項	×	
第9条	第3項		準用規定

分野	18	通番	12
法律名	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	第7条第2項で準用
第5条	第6項	×	第7条第2項で準用
第5条	第7項		第7条第2項で準用、準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項		準用規定
第15条の6	第1項	×	
第15条の6	第3項	×	
第16条	第3項	×	
第16条	第6項	×	
第19条	第1項	×	
第21条	第1項	×	
第22条		ア	
第23条	第1項	×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第4項	×	
第26条の2			準用規定
第28条	第1項	×	
第28条	第2項	イ	
第28条	第3項	イ	
第29条	第1項	イ	
第30条	第1項	イ	
第30条	第2項	イ	
第30条の2	第1項	×	
第35条	第4項	i	
第36条		i	
第37条の7		i	
第37条の8		i	
第46条	第2項	イ	
第71条		i	第90条で準用

分野	19	通番	1
法律名	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第20条	第2項	×	
第21条	第2項	×	
第21条	第3項	×	
第26条	第1項	×	
第26条	第2項	×	
第28条	第3項	×	
第30条	第1項	オ	
第30条	第2項	オ	
第32条		×	
第42条の10		v・vi	
第42条の11		×	
第44条		×	

分野	19	通番	2
法律名	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第二百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第4項		準用規定
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	iv e	
第5条	第4項	×	
第5条	第7項	×	
第5条	第8項		準用規定
第7条	第2項	×	
第7条	第5項	×	
第18条	第1項	×	
第18条	第2項	×	

分野	19	通番	3
法律名	環境基本法(平成五年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	×	

分野	19	通番	4
法律名	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	iv e	
第10条	第3項	×	
第20条	第1項	×	
第20条	第2項		準用規定
第33条	第1項	×	
第33条	第2項	×	
第33条	第3項	×	
第33条	第4項		準用規定
第34条	第1項	×	
第34条	第2項		準用規定
第39条	第1項		適用規定
第39条	第2項		適用規定
第40条	第1項		適用規定
第40条	第2項		適用規定
第41条	第1項	×	
第41条	第2項	×	
第41条	第3項	×	
第41条	第4項		適用規定
第42条	第1項		適用規定
第42条	第2項	×	
第42条	第3項	×	
第43条	第1項	×	
第43条	第2項		適用規定
第45条	第1項	×	
第45条	第2項		準用規定
第48条	第1項	×	
第48条	第2項		準用規定
第48条	第3項	×	

分野	19	通番	5
法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
20条の3	第1項	x		
20条の3	第2項	x		
20条の3	第3項	x		
20条の3	第6項	x		
20条の3	第7項	iv	e	
20条の3	第8項	x		
20条の3	第9項			準用規定
20条の3	第10項	x		

分野	19	通番	6
法律名	自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第16条	第2項	x		
第21条	第1項	x		
第21条	第2項	x		
第24条	第2項	x		
第30条				準用規定
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		
第31条	第4項	ア		
第33条	第4項	i		
第33条	第5項			準用規定
第40条	第1項	i		
第40条	第2項	i		
第48条		i		
第49条	第1項	x		
第49条	第3項			準用規定

分野	19	通番	7
法律名	エコツーリズム推進法(平成十九年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項			準用規定
第6条	第5項	×		
第7条	第2項	×		
第8条	第2項	ア		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第8条	第6項	×		
第9条	第3項	ア		
第10条	第3項	×		
第10条	第5項			準用規定
第10条	第6項			準用規定

分野	19	通番	8
法律名	自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第3項	×		第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第24条第2項、29条第2項で準用
第7条	第6項	×		
第8条	第4項			準用規定
第9条	第2項	×		
第10条	第2項	×		
第13条	第4項	×		
第13条	第5項	×		
第14条	第4項	×		
第14条	第5項	×		
第16条	第3項	×		
第16条	第4項	ア		
第17条	第4項	×		
第17条	第5項	iv	d	
第18条		iv	d	
第19条	第5項	×		
第19条	第6項	×		
第21条	第2項	iv	d	
第21条	第4項			準用規定
第22条	第2項	ア		
第24条	第4項	×		
第24条	第5項	×		
第26条	第4項	ア		
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	×		
第30条	第3項	ア		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	×		
第31条	第4項	×		
第32条	第1項	×		
第33条		×		
第34条		×		
第35条				準用規定

分野	19	通番	8
法律名	自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第37条	第2項	×		
第37条	第4項	×		
第41条	第2項	×		
第50条	第2項	ア		
第50条	第3項	ア		
第50条	第4項	ア		
第52条	第1項	i		
第52条	第3項	i		
第52条	第4項	i		
第52条	第5項			準用規定
第55条	第2項	×		
第56条	第2項	×		
第64条		i		
第66条	第1項	×		

分野	19	通番	9
法律名	温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	×		
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	ア		
第6条	第2項			準用規定
第7条	第3項			準用規定
第7条の2	第2項			準用規定
第11条	第2項			準用規定
第11条	第3項			準用規定
第12条	第2項	×		
第13条	第1項	×		
第14条	第2項	×		
第14条の2	第2項	×		
第14条の2	第3項			準用規定
第14条の3	第2項			準用規定
第14条の4	第3項			準用規定
第14条の5	第2項			準用規定
第14条の5	第3項	×		
第14条の7	第2項			準用規定
第15条	第4項			準用規定
第16条	第2項			準用規定
第17条	第3項			準用規定
第19条	第3項	ア		
第19条	第5項	ア		
第22条		ア		
第23条		×		
第28条	第2項	ア		
第33条	第1項	ア		
第33条	第2項	ア		
第35条	第3項			準用規定
第35条の2				適用規定
第36条	第2項	×		

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	x		
第4条	第4項	x		
第7条	第2項	x		
第7条	第4項	x		
第7条	第5項	x		
第7条	第6項	iv	a	
第7条	第7項			準用規定
第9条	第3項	x		
第9条	第4項	x		
第9条	第7項	ア		
第12条	第4項	x		
第12条	第6項			準用規定
第14条	第4項			準用規定
第15条	第2項	x		
第15条	第5項	x		
第15条	第11項			準用規定
第15条	第13項	x		
第19条	第3項	ア		
第19条	第4項	x		
第24条	第2項	x		
第24条	第3項	x		
第24条	第5項	ア		
第28条	第2項	x		
第28条	第3項	iv	e	
第28条	第4項	x		
第28条	第6項	x		
第28条	第7項	x		
第28条	第8項	x		
第28条	第9項			準用規定
第28条	第10項			準用規定
第28条の2	第3項	x		
第28条の2	第4項	x		
第28条の2	第5項	x		
第29条	第2項	x		

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第29条	第3項	x		
第29条	第4項			準用規定
第29条	第5項			準用規定
第29条	第9項	x		
第30条	第3項	ア		
第30条	第4項	ア		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		
第32条	第1項	i		
第32条	第3項	i		
第34条	第2項	x		
第34条	第3項	x		
第34条	第5項	x		
第35条	第5項	x		
第35条	第6項	x		
第35条	第12項			準用規定
第39条	第2項	イ		
第40条		イ		
第43条		ア		
第44条		イ		
第45条	第1項	イ		
第45条	第2項	イ		
第48条		イ		
第50条	第2項	イ		
第51条	第2項	イ		
第51条	第3項	イ		
第52条	第1項	イ		
第55条	第2項	v		
第57条	第1項	ア		
第57条	第3項	ア		
第58条		v		
第60条		ア		
第61条	第3項			準用規定
第61条	第4項	v		
第63条		v		

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第67条	第1項	iv	e	
第67条	第2項	iv	e	
第70条	第1項	x		
第71条	第3項			準用規定
第72条	第2項			準用規定
第75条	第4項	ア		

分野	19	通番	11
法律名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第48条	第1項	x		
第54条	第2項	x		
第54条	第3項	x		

分野	19	通番	12
法律名	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	x		
第6条	第2項	x		
第6条	第3項	iv	e	
第6条	第4項	x		
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第12条	第1項	x		
第12条	第2項	ア		
第13条	第2項			準用規定
第14条	第3項			準用規定
第15条		x		
第17条		ア		
第19条	第2項			準用規定
第24条	第2項	ア		
第27条	第1項	v		
第28条	第2項			準用規定
第33条	第2項			準用規定
第34条	第2項	x		
第35条	第1項	x		
第35条	第2項			準用規定
第36条	第2項	x		

分野	19	通番	13
法律名	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第13条	第2項	ア		第18条第4項で準用
第13条	第3項	ア		第18条第4項で準用
第14条	第1項	i		第18条第4項で準用
第14条	第3項	i		第18条第4項で準用
第17条	第1項	ア		第18条第4項で準用
第17条	第2項	ア		第18条第4項で準用

分野	19	通番	14
法律名	公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項	×		
第8条	第2項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第2項			準用規定
第12条	第1項	ア		
第13条	第2項	×		
第13条	第4項			準用規定

分野	19	通番	15
法律名	ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第5項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第8項	×		
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	×		
第11条	第3項	×		
第11条	第4項	×		
第11条	第6項			準用規定
第23条	第4項	×		
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第27条	第3項	×		
第27条	第5項	ア		
第28条	第4項	×		
第29条	第3項	iv	e	
第29条	第4項	×		
第30条	第2項			準用規定
第31条	第1項	×		
第31条	第2項	×		
第31条	第3項	×		
第31条	第4項	×		
第31条	第6項	×		
第32条	第2項			準用規定
第34条	第3項	ア		
第35条	第5項	×		

分野	19	通番	16
法律名	大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第5条の2	第1項	×		
第5条の2	第7項	×		
第5条の3	第1項	×		
第5条の3	第2項	iv	e	
第5条の3	第3項	×		
第5条の3	第4項	×		
第5条の3	第6項			準用規定
第15条	第5項	×		
第15条の2	第5項			準用規定
第20条		×		
第23条	第1項	v		
第23条	第2項	v		
第24条		×		
第26条	第3項	ア		
第27条	第6項	×		
第31条	第2項	×		

分野	19	通番	17
法律名	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第1項	ア		
第10条	第2項	ア		
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	ア		
第12条	第2項			準用規定
第13条	第2項			準用規定
第14条		×		
第16条		ア		
第17条	第2項			準用規定
第22条	第4項	×		

分野	19	通番	18
法律名	自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第5項	×		
第7条	第6項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項			準用規定
第15条	第2項	×		
第15条	第3項	iv	e	
第15条	第4項			準用規定
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第17条	第2項			準用規定
第18条	第1項	×		
第18条	第2項	×		
第24条	第1項	×		
第41条	第5項	ア		
第42条	第1項	×		

分野	19	通番	19
法律名	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第4項	iv	e	
第5条	第6項	iv	e	
第5条	第7項			準用規定

分野	19	通番	20
法律名	水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第4項	×		
第3条	第5項	×		
第4条の3	第1項	×		
第4条の3	第2項	×		
第4条の3	第3項	×		
第4条の3	第5項	×		
第4条の3	第6項			準用規定
第4条の5	第4項	×		
第14条の7	第1項	×		
第14条の7	第2項	iv	e	
第14条の7	第3項	iv	e	
第14条の7	第4項	iv	e	
第14条の7	第5項			準用規定
第14条の8	第1項	×		
第14条の8	第2項	×		
第14条の8	第4項	×		
第14条の8	第6項	×		
第14条の8	第7項			準用規定
第16条	第4項	×		
第17条		×		
第22条	第4項	ア		
第23条	第6項	×		
第28条	第2項	×		

分野	19	通番	21
法律名	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項			準用規定
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	iv	e	
第6条	第1項	×		
第8条	第3項			準用規定
第12条の4	第2項	×		
第12条の4	第3項	×		
第12条の4	第4項	×		

分野	19	通番	22
法律名	湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第4項	iv	e	
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第4条	第5項	x		
第4条	第7項	x		
第4条	第8項			準用規定
第7条	第1項	x		
第7条	第3条	x		
第12条	第4項	x		
第14条				適用規定
第21条	第2項	ア		
第22条				準用規定
第23条	第1項	x		
第23条	第2項	x		
第23条	第5項	iv	e	
第23条	第6項			適用規定
第25条	第2項	iv	e	
第25条	第3項	x		
第25条	第4項			準用規定
第26条	第1項	x		
第26条	第2項	x		
第29条	第2項	x		
第29条	第3項	x		
第29条	第4項	x		
第29条	第5項			準用規定
第30条	第4項	ア		
第30条	第7項	x		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		
第32条	第2項	ア		
第34条	第1項	i		
第34条	第3項	i		
第42条	第2項	x		

分野	19	通番	23
法律名	土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	ア		
第4条	第2項	ア		
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第4項	x		
第5条	第5項			準用規定
第6条	第1項	ア		
第6条	第3項	ア		
第7条	第3項			準用規定
第29条	第4項	ア		
第30条		x		

分野	19	通番	24
法律名	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第4項	v		
第4条	第2項			準用規定
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	iv	g	
第5条	第5項	iv	e	
第5条	第6項	x		
第6条	第2項			準用規定
第8条	第2項	x		
第9条	第2項			準用規定
第12条		x		
第13条	第2項	ア		

分野	19	通番	25
法律名	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	x		
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第3項	x		
第4条	第1項	x		
第4条	第3項			準用規定
第17条	第1項	x		
第19条		x		
第20条	第2項	ア		
第21条	第5項	x		
第21条の2		x		

分野	19	通番	26
法律名	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第3項			特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の準用
第9条の2	第1項	x		
第9条の2	第2項	x		
第9条の3	第2項	x		
第9条の3	第3項	iv	g	
第9条の3	第4項	iv	a	
第9条の3	第5項	x		
第10条	第1項	i		
第10条	第2項	i		
第11条	第2項	x		
第22条	第4項	x		
第40条	第2項	x		

分野	19	通番	27
法律名	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	x		
第2条	第3項	x		
第3条	第1項	x		
第3条	第2項	x		
第3条	第3項	x		
第3条	第5項	x		
第3条	第6項	x		
第3条	第7項	x		
第3条	第8項			準用規定
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第7条	第1項	i		
第7条	第2項	i		
第8条	第1項	i		
第8条	第2項	i		
第10条	第1項	x		

分野	19	通番	28
法律名	振動規制法(昭五十二年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	x		
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第3項	x		
第4条	第1項	才		
第4条	第3項			準用規定
第16条	第1項	x		
第16条	第3項	x		
第17条	第2項	ア		
第18条	第5項	x		
第19条		x		

分野	19	通番	29
法律名	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭三十七年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第3項	x		
第4条	第4項	x		
第5条		x		
第11条	第2項	ア		
第11条	第3項	ア		
第11条	第4項	ア		
第11条	第5項	ア		
第11条	第6項	i		
第11条	第7項	i		
第14条	第2項	ア		

分野	19	通番	30
法律名	悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条		x		
第4条	第1項	x		
第5条	第1項	iv	e	
第5条	第2項	iv	e	
第6条		x		
第8条	第3項	x		
第8条	第4項	x		
第11条		x		
第20条	第3項	ア		

分野	19	通番	31
法律名	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	iv	c	
第23条	第2項	iv	c	
第45条	第1項	x		
第139条	第2項	ア		
第140条	第2項			準用規定

分野	20	通番	1
法律名	地域保健法(昭和二十二年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		x		
第14条		x		
第21条	第2項	x		
第21条	第3項	iv	e	
第21条	第4項	x		

分野	20	通番	2
法律名	健康増進法(平成十四年法律第三百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	x		
第8条	第3項	x		
第14条	第1項	ア		
第17条	第1項	ウ		
第18条	第1項	ウ		
第18条	第2項	x		
第19条	第1項	x		
第19条の3	第1項	x		
第24条	第2項	ア		
第27条	第2項	ア		

分野	20	通番	3
法律名	栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第1項	イ	
第3条の2	第1項	ア	
第4条	第1項	イ	
第4条	第2項	ア	
第5条	第3項	イ	

分野	20	通番	4
法律名	調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	イ	
第3条の2	第1項	イ	
第5条	第1項	ア	
第5条	第3項	ア	

分野	20	通番	5
法律名	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条	第1項	v	
第24条	第2項	x	
第24条	第3項	x	
第24条	第4項	x	
第24条	第5項	x	
第28条	第2項	ア	
第29条	第1項	x	
第29条	第2項	x	
第62条	第1項		準用規定
第62条	第3項		準用規定
第64条	第2項	x	
第65条		x	
第66条			読替規定
第67条			適用規定

分野	20	通番	6
法律名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	v	
第5条	第2項	v	
第6条	第2項		準用規定
第16条	第9項	x	
第20条		v・vi	
第21条	第3項	x	
第24条	第1項	x	
第24条	第3項	iv d	
第34条	第1項	iv d	
第34条	第2項	x	
第35条	第1項	x	
第35条	第3項	iv d	
第38条	第3項	ア	
第39条	第1項	x	
第39条	第2項	x	

分野	20	通番	7
法律名	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	イ	
第7条	第1項	ア	
第7条	第3項	ア	

分野	20	通番	8
法律名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	v・vi	
第10条	第2項	x	
第10条	第3項	v・vi	
第10条	第4項	x	
第10条	第5項	x	
第12条	第2項	v・vi	第12条第5項で準用
第12条	第3項	v・vi	第12条第5項で準用
第12条	第5項		準用規定
第14条	第1項	iv d	
第14条	第3項	v・vi	
第16条	第1項	x	
第18条	第5項	x	
第18条	第6項	x	
第19条	第2項	ア	
第19条	第7項	x	
第20条	第6項	ア	
第24条	第4項	x	
第24条	第5項	x	
第24条の2	第3項	ア	
第26条			準用規定
第31条	第2項	v	
第35条	第2項	ア	
第35条	第4項		準用規定
第36条	第1項	ア	
第36条	第2項	ア	
第36条	第3項	v・vi	
第36条	第4項		準用規定
第37条	第1項	v・vi	
第37条の2	第3項	x	
第38条	第2項	iv d	
第40条	第5項	iv c	
第42条	第3項	v・vi	
第46条	第5項	ア	
第50条	第7項		準用規定
第51条	第1項	v・vi	第51条第4項で準用

分野	20	通番	8
法律名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第51条	第4項			準用規定
第53条の2	第3項	x		
第53条の2	第5項	x		
第53条の8	第1項	x		
第53条の8	第2項	x		
第53条の9		x		
第53条の10		x		
第53条の11	第2項	iv	e	
第53条の12	第1項	ア		
第53条の12	第2項	ア		
第53条の13		v・vi		
第53条の14		v・vi		
第56条の27	第3項	ア		
第56条の31	第2項	ア		
第56条の38	第5項	v・vi		
第64条	第1項			読替規定
第64条	第2項			読替規定

分野	20	通番	9
法律名	がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	x		
第11条	第3項	x		
第11条	第4項	x		
第11条	第5項			準用規定

分野	20	通番	10
法律名	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	v・vi	
第7条		v	
第12条	第1項	i	
第12条	第2項	i	
第24条		x	

分野	20	通番	11
法律名	狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	x	
第3条	第2項	ア	
第4条	第2項	ア	
第5条	第2項	ア	
第6条	第1項	vi	
第6条	第6項		準用規定
第6条	第7項	iv ア	e
第6条	第8項	x	
第6条	第9項	vi	
第6条	第10項	i	
第14条	第2項		準用規定
第18条	第2項		準用規定
第21条		vi	
第25条			読替規定

分野	20	通番	12
法律名	検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第32条	第1項	×		第32条第3項で準用
第32条	第3項			準用規定

分野	20	通番	13
法律名	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条の2	第2項	×		
第5条の2	第3項	×		
第5条の2	第4項	×		
第5条の2	第5項	×		
第6条	第1項	×		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第4項	×		
第7条	第5項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第3項	×		
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	×		
第12条	第1項	×		
第13条	第1項	×		
第13条	第2項	√		
第14条	第1項	×		
第14条	第4項	×		
第14条	第5項	×		
第15条	第1項	√		
第15条	第2項	√		
第17条	第1項	ア		
第17条	第2項	ア		
第18条	第1項	√		
第19条	第3項	×		
第20条	第1項	√		
第20条	第2項	√		
第20条	第3項	×		
第21条	第1項	√		
第21条	第2項	√		
第23条	第1項	√		
第24条	第1項	√		
第24条	第2項	i		
第24条	第3項	√		

分野	20	通番	13
法律名	水道法(昭和三十二年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条の3	第2項	×	
第25条の3	第1項	×	
第26条		×	
第27条	第1項	×	
第27条	第2項	×	
第27条	第3項	×	
第27条	第4項	×	
第30条	第1項	×	
第30条	第2項	×	
第30条	第3項	×	
第31条			準用規定
第33条	第5項	ア	
第33条	第6項	ア	
第39条	第4項	ア	
第40条	第9項		準用規定
第42条	第2項	i	
第48条の2	第1項		準用規定
第48条の2	第2項		準用規定
第49条	第1項		読替規定

分野	20	通番	14
法律名	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第4項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項	×	
第5条	第7項	×	
第5条	第8項	×	
第5条	第10項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第5項	×	
第7条	第6項	×	
第7条	第7項	×	
第7条	第8項	×	
第7条	第9項	×	
第7条	第10項		準用規定
第10条	第1項	√	
第10条	第2項	√	
第10条	第3項	√	

分野	20	通番	15
法律名	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	iv	e	
第4条	第5項	x		
第4条	第8項	x		
第4条	第9項			準用規定
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第6項	x		
第5条	第7項	x		
第5条	第8項	iv	g	
第5条	第9項	x		
第5条	第10項	x		
第5条	第12項			準用規定
第9条	第1項	x		
第9条	第2項	x		
第9条	第3項	x		
第9条	第4項	x		
第16条	第5項	x		
第18条	第3項			準用規定
第27条	第2項	x		

分野	20	通番	16
法律名	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の2	第1項	x		
第2条の2	第2項	x		
第2条の2	第3項	x		
第2条の2	第6項	iv	e	
第2条の2	第7項	x		
第2条の2	第9項	x		
第4条	第1項	x		
第5条	第1項	x		
第6条		x		
第7条		x		
第8条		x		
第9条	第1項	x		
第9条	第2項			準用規定
第12条の10	第1項	iv	e	
第12条の10	第2項	iv	e	
第13条	第1項	ア		
第13条	第2項	ア		
第14条	第2項	x		
第20条	第3項	x		
第21条	第1項	x		
第21条	第2項	x		
第21条の2	第1項	v・vi		
第22条	第1項	x		
第22条	第2項	x		
第23条	第1項	ア		
第23条	第3項	x		
第24条	第2項	x		
第24条	第3項	x		
第25条の3	第1項	x		
第25条の3	第2項	iv	e	
第25条の3	第4項			準用規定
第25条の4	第1項	x		
第25条の6		iv	e	
第25条の7	第2項	iv	e	
第25条の9		x		

法律名	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)
-----	---------------------

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第25条の10	第1項			準用規定
第25条の10	第2項			準用規定
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第29条	第2項	×		
第31条				準用規定
第32条	第2項	ア		
第32条	第3項	ア		
第32条	第4項	ア		
第32条	第5項	ア		
第32条	第6項	ア		
第32条	第8項	i		
第32条	第9項	i		
第32条	第10項	i		
第33条	第2項	×		
第38条	第3項	ア		
第38条	第4項	i		
第38条	第5項			準用規定
第41条		×		
第43条		ア		

分野	20	通番	17
法律名	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第5項	×		
第8条	第1項	×		
第8条	第4項	×		
第10条	第1項	×		
第11条		×		

分野	20	通番	18
法律名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第4項	×	
第7条	第4項	×	
第7条の15	第2項	ア	第11条第2項、第12条の5第2項で準用
第11条	第1項	ア	
第11条	第2項		準用規定
第12条の2	第2項	×	
第12条の2	第4項	×	
第12条の5	第2項		準用規定

分野	20	通番	19
法律名	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条の13	第2項	ア	第13条第2項で準用
第13条	第2項		準用規定
第14条	第2項	イ	

分野	20	通番	20
法律名	美容師法(三十二年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条の13	第2項	ア	第14条第2項で準用
第14条	第2項		準用規定
第15条	第2項	イ	

分野	20	通番	21
法律名	興行場法(昭和二十三年法律第三百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	ア	
第5条	第2項	ア	
第7条	第1項	ア	
第7条	第2項	ア	

分野	20	通番	22
法律名	旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第4項	×	
第3条	第5項	ア	
第7条	第2項	ア	
第9条	第1項	ア	
第9条	第2項	ア	

分野	20	通番	23
法律名	公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	ア	
第6条	第2項	ア	
第7条	第2項	ア	

分野	20	通番	24
法律名	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条		イ		
第7条	第1項	イ		
第7条	第2項	イ		
第7条の2	第3項	イ		
第7条の5	第1項	×		
第7条の5	第3項	iv	d	
第7条の13	第3項	ア		
第7条の16	第1項	iv	d	
第7条の16	第2項	×		
第7条の17	第1項	イ		
第7条の17	第3項	iv	d	
第8条	第1項	ア		
第10条	第2項			準用規定
第10条の2		×		
第13条	第1項	ア		
第13条	第2項	ア		
第14条	第2項	×		

分野	20	通番	25
法律名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第57条の3	第3項	×		
第57条の3	第5項	×		
第58条	第3項			準用規定
第60条	第2項	ア		
第62条	第1項	ア		
第62条	第2項	ア		
第62条の2	第1項	ア		
第62条の2	第2項	ア		

分野	20	通番	26
法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条の5	第1項	×		
第5条の5	第2項	×		
第5条の5	第3項	iv	e	
第5条の5	第4項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第5項	×		
第6条の2	第1項	×		
第6条の2	第2項	×		
第6条の2	第3項	×		
第7条	第5項	×		
第7条	第10項	×		
第7条の2	第2項			準用規定
第7条の4	第1項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	iv	e	
第8条の2	第1項	才		
第8条の2	第3項	×		
第9条	第2項			準用規定
第9条の2の2	第1項	才		
第9条の3	第1項	才		
第9条の3	第2項	才		
第9条の3	第4項	才		
第9条の3	第5項	才		
第9条の3	第6項	ア		
第9条の3	第7項	×		
第9条の3	第8項			準用規定
第9条の3	第10項			準用規定
第9条の5	第2項			準用規定
第9条の6	第2項			準用規定
第12条	第9項	×		
第12条の2	第10項	×		
第13条	第1項	才		

分野	20	通番	26
法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条の13	第2項	ア		第15条の16により都道府県が処理する 事務
第15条の17	第1項	×		
第15条の17	第2項	×		
第15条の17	第4項	×		
第15条の17	第5項			準用規定
第15条の18	第1項	ア		
第15条の18	第2項	ア		
第15条の18	第3項	ア		
第19条	第3項	ア		
第19条の4	第2項	ア		
第19条の4の2	第1項	×		
第19条の4の2	第2項			準用規定
第19条の7	第1項	ア		
第19条の7	第4項	i		
第19条の7	第5項			準用規定
第19条の8	第1項	ア		
第19条の8	第4項	i		
第19条の8	第5項			準用規定
第19条の10	第2項			準用規定
第19条の11	第1項	ア		
第19条の11	第2項	ア		
第19条の11	第3項	×		
第21条	第3項	×		
第21条の2	第1項	v		

分野	20	通番	27
法律名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	iv	b	
第7条	第2項	x		
第7条	第3項	x		
第9条		x		

分野	20	通番	28
法律名	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第4項	x		
第4条	第6項	x		
第4条	第7項			準用規定

分野	20	通番	29
法律名	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第9条	第5項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第2項	×		

分野	20	通番	30
法律名	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	iv	e	
第7条	第2項	iv	e	
第11条	第2項	×		
第11条	第3項	iv	e	
第11条	第5項	×		
第11条	第6項			準用規定
第14条		×		
第26条	第1項			適用規定

分野	20	通番	31
法律名	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	ア		
第23条	第2項	ア		
第24条	第1項	×		
第24条	第2項	ア		
第25条	第2項			準用規定
第27条	第1項	ア		
第27条	第2項			準用規定
第32条	第3項			準用規定
第35条	第4項	ア		
第36条		×		
第41条	第3項			準用規定
第53条	第2項	ア		
第53条	第3項	ア		
第54条		ア		
第57条	第1項	×		
第57条	第2項	×		

分野	20	通番	32
法律名	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第6条	第1項	i		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第10条		×		
第11条	第1項	×		
第12条	第1項	×		

分野	20	通番	33
法律名	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項		準用規定
第5条		×	

分野	20	通番	34
法律名	墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条		ア	
第18条	第2項	ア	
第19条の2			準用規定

分野	20	通番	35
法律名	と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第14条	第5項	v、vi	
第14条	第6項	v、vi	
第17条	第2項	ア	
第19条	第2項	x	

分野	20	通番	36
法律名	化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条		ア	
第6条	第2項	ア	
第8条			準用規定
第9条	第2項	x	
第9条	第5項		準用規定

分野	20	通番	37
法律名	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第2項	×		
第28条	第3項	ア		

分野	20	通番	38
法律名	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第2項	×		
第20条の3	第2項	×		
第20条の3	第3項	√		
第20条の4	第2項			準用規定
第20条の5	第2項	ア		
第20条の7		×		
第20条の8				準用規定

分野	20	通番	39
法律名	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	×	

分野	20	通番	40
法律名	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	

分野	20	通番	41
法律名	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第2項	×		
第9条		ア		
第24条		√		
第25条				準用規定
第27条	第2項	ア		

分野	20	通番	42
法律名	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条		イ		
第12条	第4項	イ		
第12条	第5項	ア		
第13条	第2項	ア		
第15条	第6項	×		
第15条	第10項	ア		
第15条	第13項	×		
第15条	第17項			準用規定
第15条の2	第4項	イ		
第15条の2	第5項	ア		
第18条		×		
第27条	第1項	×		

分野	20	通番	43
法律名	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第14条	第2項	iv	d	
第14条	第3項	iv	d	
第14条	第5項	iv	d	
第19条	第1項	iv	d	
第19条	第3項	iv	d	

分野	20	通番	44
法律名	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条の3	第1項	x		
第6条の3	第2項	x		
第6条の3	第5項	x		
第6条の4	第1項	v		
第6条の8	第3項	ア		
第6条の10		v		
第6条の11	第2項	x		
第7条	第3項	v		
第7条	第4項	v		
第7条の2	第4項	x		
第7条の2	第5項	x		
第10条	第1項	v		
第10条	第2項	v		
第11条		v		
第12条	第2項	v		
第12条の2	第2項	x		
第14条の2	第1項	v		
第15条	第3項	v		
第15条の2		v		
第16条		v		
第18条		x		
第19条		v		
第20条		v		
第21条	第1項	x		
第21条	第2項	x		
第25条の2		x		
第27条		x		
第30条		ア		
第30条の4	第1項	v		
第30条の4	第2項	x		
第30条の4	第3項	x		
第30条の4	第9項	iv	e	
第30条の4	第10項	x		
第30条の4	第11項	iv	a	
第30条の4	第12項	x		

分野	20	通番	44
法律名	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第30条の6	第1項	×	
第30条の12	第1項	√	
第45条	第1項	i	
第50条	第2項	i	
第52条	第2項	i	
第63条	第2項		準用規定
第67条	第1項	ア	
第68条	第1項		民法第40条の準用
第71条の3	第1項	√	
第71条の3	第2項	√	

分野	20	通番	45
法律名	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	iv	
第6条		×	

分野	20	通番	46
法律名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条	第1項	×	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第33条の5			準用規定
第45条	第2項	ア	
第45条	第3項	ア	
第45条	第5項		準用規定
第45条の2	第4項	ア	
第45条の2	第5項		準用規定
第47条	第1項	ウ	
第47条	第2項	ウ	
第47条	第4項	ウ	
第48条	第2項	×	
第49条	第1項	ウ	
第49条	第2項	ウ	
第49条	第3項	×	

分野	20	通番	47
法律名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第2項	ア	
第11条	第2項	×	

分野	20	通番	48
法律名	柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第21条	第2項	ア		
第22条		×		

分野	20	通番	49
法律名	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第13条	第1項	ア		
第16条				行旅病人及行旅死亡人取扱法を適用

分野	20	通番	50
法律名	薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	3	×		
第8条	第7項において読み替えて準用する行政手続法第15条第2項	ア		
第8条	第7項において準用する行政手続法第20条第1項	ア		
第8条	9	ア、イ		
第8条	16	ア、イ		
第8条	18	ア		
第8条の2	第5項			準用規定

分野	20	通番	51
法律名	薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条の2	第5項	√		
第28条	第2項	√		
第30条	第1項	√		
第34条	第1項	√		
第36条の4	第1項	イ		
第69条	第5項	ア		
第75条	第2項	×		
第76条		ア		
第76条の8	第2項			準用規定

分野	20	通番	52
法律名	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第4項	√		
第10条	第5項	×		
第23条	第2項	ア		

分野	20	通番	53
法律名	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	√		
第5条	第1項	√		
第6条		√		
第6条の2	第2項	√		
第9条	第2項			準用規定
第17条	第4項	ア		
第19条	第2項	√		
第19条	第5項	×		
第20条	第1項	ア		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	ア		
第22条	第4項			準用規定
第22条	第5項			準用規定
第22条	第7項			準用規定

分野	20	通番	54
法律名	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	ア		
第4条	第2項	ア		
第9条	第2項	ア		
第50条の4	第1項			準用規定
第50条の7	第1項			準用規定
第50条の26	第4項	√		
第50条の38	第3項	ア		
第52条	第1項	ア		
第52条	第2項	ア		
第52条	第3項	ア		
第54条	第8項			警察官職務執行法の準用
第56条	第1項	×		
第56条	第2項	×		
第58条	第1項	√		
第58条の13	第3項	×		
第58条の13	第4項	×		
第58条の17	第2項			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の準用
第58条の18	第3項	×		
第60条の2	第4項	√		

分野	20	通番	55
法律名	大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	√		
第6条	第1項	ア		
第7条	第1項	ア		
第10条	第3項	ア		
第21条	第2項	ア		
第22条の3	第4項	√		

分野	20	通番	56
法律名	あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第4項	×		
第44条	第6項	×		

分野	20	通番	57
法律名	覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	√		
第5条	第1項	ア		
第8条	第2項	ア		
第10条	第3項	ア		
第12条	第4項	ア		
第30条の2	第1項	√		
第30条の3	第2項			準用規定
第30条の5	第1項			準用規定
33条	第3項	ア		
第34条	第1項	×		
第34条の3	第3項	√		
第36条	第1項	√		
第36条	第2項	√		

分野	21	通番	1
法律名	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	×	
第9条		×	
第12条	第2項		読替規定
第14条	第7項	×	
第14条	第8項	×	
第15条	第6項	×	
第19条	第1項	×	
第20条		×	
第21条		×	
第32条		i	
第45条			準用規定
第62条	第1項	×	
第62条	第4項	×	
第62条	第5項	×	
第63条	第1項	×	
第63条	第3項		準用規定
第64条		×	
第65条	第2項	×	
第67条	第1項	×	
第67条	第4項	×	
第67条	第5項		準用規定
第69条	第1項	×	
第69条	第2項	×	
第73条	第1項	×	
第73条	第3項	×	
第77条	第1項	×	
第79条		×	
第93条	第2項	×	
第93条	第4項	×	
第98条	第2項	×	
第107条		×	
第108条		×	
第109条	第5項	×	
第110条	第2項		準用規定
第111条	第2項		準用規定

分野	21	通番	2
法律名	社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第23条	第2項	ア	

分野	21	通番	3
法律名	民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条		×	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第8条	第2項	×	
第10条		×	
第12条	第1項	ア	
第12条	第3項	ア	
第18条		×	
第20条	第2項	×	

分野	21	通番	4
法律名	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第23条	第3項	×	
第28条	第2項	ア	
第39条		×	
第44条	第2項		準用規定
第45条	第3項	ア	
第45条	第4項	ア	
第45条	第5項	ア	
第46条	第1項	×	
第47条	第2項	ウ	
第47条	第3項	ウ	
第47条	第4項	ア	
第54条	第2項		準用規定
第54条の2	第4項		準用規定

分野	21	通番	5
法律名	次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第9条	第5項	×		
第19条	第1項	×		
第19条	第2項	×		
第19条	第3項	×		

分野	21	通番	6
法律名	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第1項	×		
第10条	第2項	×		
第10条	第3項	×		
第10条	第4項	×		
第12条の3	第2項	×		
第12条の3	第3項	×		
第12条の3	第4項	×		
第12条の3	第5項	×		
第12条の4	第1項	√		
第13条	第2項	×		
第14条	第2項	iv	e	
第18条	第2項	iv	e	
第18条	第3項	×		
第18条の2		×		
第18条の8	第1項	イ		
第18条の8	第2項	イ		
第18条の9	第2項	イ		
第18条の16	第2項	ア		
第18条の18	第2項	ア		
第18条の18	第3項	ア		
第18条の19	第1項	ア		
第18条の20		ア		
第19条	第1項	ウ		
第19条	第3項	×		
第20条	第2項	×		
第20条	第3項	√		
第20条	第4項	×		
第20条	第5項	iv	d	
第20条	第6項	iv	d	
第21条の3	第3項	iv	c	
第21条の11	第1項	ウ		
第21条の11	第2項	ウ		
第22条	第1項	ウ		
第22条	第3項	ウ		
第22条	第4項	×		

分野	21	通番	6
法律名	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	ウ		
第23条	第3項	ウ		
第23条	第4項	ウ		
第23条	第5項	×		
第24条	第1項	×		
第24条	第4項	ウ		
第24条	第5項	×		
第24条の2	第1項	×		
第24条の2	第2項	×		
第24条の2	第3項	×		
第24条の3	第2項	×		
第24条の3	第4項	×		
第24条の3	第5項	×		
第24条の3	第6項	ア		
第24条の3	第10項	×		
第24条の4	第2項	ア		
第24条の5		×		
第24条の6	第1項	×		
第24条の7	第1項	√		
第24条の7	第2項			準用規定
第24条の9	第1項	iv	d	
第24条の9	第2項	iv	d	
第24条の10	第1項	iv	d	
第24条の12	第1項	×		
第24条の12	第2項	×		
第24条の13		×		
第24条の15	第2項	ア		
第24条の16	第4項	×		
第24条の18		×		
第24条の19	第1項	ウ		
第24条の19	第2項	ウ		
第24条の20	第1項	√		
第24条の20	第2項	×		
第24条の20	第3項	×		
第24条の21				準用規定

分野	21	通番	6
法律名	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第24条の22	第1項	×		
第25条の2	第3項	×		
第25条の2	第4項	×		
第25条の2	第5項	×		
第25条の4	第1項	×		
第25条の6	第1項	√		
第25条の7	第1項	√		
第25条の7	第2項	√		
第25条の8		√		
第26条	第1項	√		
第26条	第2項	√		
第27条	第1項	√		
第27条	第3項	√		
第27条	第4項	√		
第27条の2	第1項	√		
第27条の2	第2項	√		
第27条の3		√		
第28条	第2項	√		
第28条	第4項	√		
第29条		ア		
第31条	第5項			適用規定
第33条	第3項	√		
第33条の2	第3項	ア		
第33条の2	第4項	ア		
第33条の2	第5項	ア		
第33条の2	第6項	ア		
第33条の3	第1項	ア		
第33条の3	第2項			準用規定
第33条の4		ア		
第33条の5	第1項			適用規定
第33条の7	第1項	i		
第33条の7	第2項	i		
第34条の3	第2項	×		
第34条の3	第3項	×		
第34条の4	第2項			準用規定

分野	21	通番	6
法律名	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第34条の6		v		
第35条	第2項	x		
第35条	第6項	x		
第45条	第2項	x		
第46条	第2項			準用規定
第46条の2		v		
第47条	第1項	i		
第48条		エ		
第56条	第10項	ア		
第56条の5				準用規定
第56条の6	第1項	x		
第56条の7	第1項	x		
第56条の7	第2項	x		
第56条の8	第1項	x		
第56条の8	第2項	x		
第56条の8	第3項	x		
第56条の8	第4項	x		
第56条の9	第1項	x		
第56条の9	第2項	x		
第56条の9	第3項	x		
第56条の9	第5項	x		
第57条の3	第2項			準用規定
第59条	第1項	ア		
第59条	第7項	iv	e	
第59条の2	第3項	iv	e	
第59条の2の5	第2項	x		

分野	21	通番	7
法律名	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第29条	第1項	x		

分野	21	通番	8
法律名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第26条の5			準用規定

分野	21	通番	9
法律名	児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項	×	
第8条	第1項	√	
第8条	第2項	√	
第8条	第3項	√	
第8条の2	第1項	ア	
第8条の2	第2項	ア	
第8条の2	第3項	ア	
第9条	第1項	ア	
第9条の2	第1項	ア	
第9条の2	第2項		準用規定
第9条の3	第3項	√	
第9条の3	第5項	ア	
第9条の4	第1項	ア	
第9条の5		ア	
第9条の6		ア	
第9条の9	第1項	ア	
第9条の9	第2項	ア	
第10条	第2項	√	
第10条の2		ア	
第10条の3		×	
第11条	第1項	ウ	
第11条	第4項	√	
第11条	第5項	i	
第12条	第3項	√	
第12条の2	第2項	√	
第12条の3		√	
第12条の4	第3項	ア	
第12条の4	第4項	ア	
第12条の4	第6項	×	
第13条		×	
第13条の2	第1項	√	
第13条の2	第2項	×	
第13条の2	第3項	×	

分野	21	通番	9
法律名	児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条の3		ア	
第13条の4		×	

分野	21	通番	10
法律名	母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第1項	×	
第15条	第1項	×	
第18条		ア	
第21条		×	
第22条	第2項	ア	
第24条		×	
第25条	第3項	×	
第33条	第2項		準用規定
第33条	第4項		準用規定
第34条	第1項		準用規定
第36条	第1項	×	

分野	21	通番	11
法律名	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条		×		
第10条		ウ		
第11条	第1項	ウ		
第12条	第1項	×		
第13条		ウ		
第16条	第1項	ア		
第17条	第1項	ウ		
第19条	第1項	ウ		
第19条	第3項	iv	e	
第20条	第1項	v		
第20条	第3項	v		
第20条	第4項	×		
第20条	第5項	iv	d	
第20条	第6項	×		
第20条	第7項			準用規定
第27条	第1項			適用規定

分野	21	通番	12
法律名	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第11条	第1項	v		
第12条	第1項	ア		
第14条の2		×		
第14条の3		×		
第15条の2	第1項	×		
第15条の2	第2項	×		
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第17条	第2項	×		
第18条	第3項	ア		
第20条	第2項	v		
第20条の8	第1項	×		
第20条の8	第2項	×		
第20条の8	第3項	×		
第20条の8	第5項	×		
第20条の8	第6項	×		
第20条の8	第7項	×		
第20条の8	第8項	×		
第20条の8	第9項	×		
第20条の9	第1項	×		
第20条の9	第2項	×		
第20条の9	第3項	×		
第20条の9	第4項	×		
第20条の9	第5項	×		
第20条の9	第6項	×		
第29条	第7項			準用規定
第29条	第9項	×		

分野	21	通番	13
法律名	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第9条	第5項	×		
第11条	第1項	×		
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	×		
第49条		×		
第54条	第4項	ア		
第54条	第7項	ア		
第54条	第8項	ア		
第57条	第2項	iv	c	
第58条	第1項	i		
第58条	第2項	iv	c	
第61条	第3項	ア		
第64条	第1項	iv	c	
第64条	第2項	iv	c	
第70条	第1項	iv	c	
第70条	第3項	iv	c	
第72条	第2項			準用規定
第74条	第1項	iv	c	
第74条	第2項	iv	c	
第75条	第1項	iv	c	
第75条	第2項	iv	c	
第76条	第1項	iv	c	
第76条	第2項	iv	c	
第77条	第2項	iv	c	
第77条	第3項	iv	c	
第77条	第4項			準用規定
第78条	第1項	iv	c	
第78条	第4項	iv	c	
第78条	第7項	iv	c	
第82条	第1項	iv	c	
第82条	第4項	iv	c	

分野	21	通番	13
法律名	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第82条	第5項			準用規定
第83条	第1項	iv	c	
第83条	第2項	iv	c	
第84条	第1項	iv	c	
第85条	第1項	iv	c	
第87条	第1項	iv	c	
第89条	第1項	iv	c	
第92条	第1項	iv	c	
第104条	第1項	iv	c	
第104条	第2項	iv	c	
第104条	第3項	iv	c	
第105条	第1項	iv	c	
第106条		iv	c	
第107条	第1項	iv	c	
第107条	第2項	iv	c	
第110条				介護保険法の準用
第112条		iv	c	
第113条		iv	c	
第123条	第1項	iv	c	
第133条	第2項	×		
第135条	第1項	×		
第135条	第2項	×		
第137条	第3項			準用規定
第171条	第7項			地方自治法の準用

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第20条		×		
第21条	第1項	×		
第24条	第3項	ア		
第24条の2	第5項	iv	d	
第27条	第2項	×		
第27条	第3項	×		
第27条	第4項	×		
第27条	第5項	×		
第27条	第7項	ア		
第27条	第9項	ア		
第27条	第11項	ア		
第28条	第4項			準用規定
第29条	第2項			準用規定
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項			準用規定
第31条	第1項	ア		
第31条	第2項			準用規定
第32条	第2項			準用規定
第32条	第3項	×		
第32条	第4項	×		
第32条	第6項	ア		
第32条	第8項	ア		
第32条	第9項			準用規定
第33条	第4項			準用規定
第33条の3	第1項	ア		
第33条の3	第2項			準用規定
第34条	第1項	ア		
第35条	第2項	ア		
第35条	第4項	ア		
第35条	第6項	ア		
第37条	第1項	ア		
第37条	第5項	ア		
第41条	第1項	×		
第41条	第2項	×		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第41条	第4項	×		
第41条	第9項	×		
第42条	第1項	×		
第42条	第2項	×		
第42条	第4項			準用規定
第42条の2	第1項	×		
第42条の2	第2項	×		
第42条の2	第5項	×		
第42条の2	第8項	×		
第42条の2	第9項			準用規定
第42条の3	第1項	×		
第42条の3	第2項	×		
第42条の3	第4項			準用規定
第43条	第1項	×		
第43条	第6項	×		
第44条	第1項	×		
第44条	第2項	×		
第44条	第3項	×		
第44条	第4項	×		
第44条	第7項	×		
第45条	第1項	×		
第45条	第2項	×		
第45条	第3項	×		
第45条	第4項	×		
第45条	第7項	×		
第45条	第9項			準用規定
第46条	第1項	×		
第46条	第2項	×		
第46条	第6項	×		
第46条	第7項			準用規定
第47条	第1項	×		
第47条	第2項	×		
第47条	第4項			準用規定
第48条	第1項	×		
第48条	第2項	×		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第48条	第6項	×		
第48条	第7項			準用規定
第49条	第1項	×		
第49条	第2項	×		
第49条	第4項			準用規定
第50条	第1項	×		
第51条	第1項	×		
第51条の2	第1項	×		
第51条の3	第1項	×		
第51条の3	第6項	×		
第51条の3	第7項	×		
第51条の4	第1項	×		
第53条	第1項	×		
第53条	第2項	×		
第53条	第6項	×		
第53条	第7項			準用規定
第54条	第1項	×		
第54条	第2項	×		
第54条	第4項			準用規定
第54条の2	第1項	×		
第54条の2	第2項	×		
第54条の2	第5項	×		
第54条の2	第8項	×		
第54条の2	第9項			準用規定
第54条の3	第1項	×		
第54条の3	第2項	×		
第54条の3	第4項			準用規定
第55条	第1項	×		
第55条	第6項	×		
第56条	第1項	×		
第56条	第2項	×		
第56条	第3項	×		
第56条	第4項	×		
第56条	第7項	×		
第57条	第1項	×		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第57条	第2項	×		
第57条	第3項	×		
第57条	第4項	×		
第57条	第7項	×		
第57条	第9項			準用規定
第58条	第1項	×		
第58条	第2項	×		
第58条	第6項	×		
第58条	第7項			準用規定
第59条	第1項	×		
第59条	第2項	×		
第59条	第4項			準用規定
第60条	第1項	×		
第61条	第1項	×		
第61条の2	第1項	×		
第61条の3	第1項	×		
第61条の3	第2項	×		
第61条の3	第6項	×		
第61条の3	第7項	×		
第61条の3	第8項			準用規定
第61条の4	第1項	×		
第61条の4	第2項	×		
第63条	第1項	×		
第66条	第1項	ア		
第66条	第3項	ア		
第67条	第1項	×		
第68条	第2項	ア		
第68条	第4項	×		
第69条	第1項	ア		
第69条	第2項	ア		
第69条	第3項	×		
第69条	第4項	×		
第69条の2	第2項	ア		
第69条の6	第1項	ア		
第69条の7	第5項	ア		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第69条の11	第3項	イ		
第69条の22	第3項			準用規定
第69条の25	第1項	イ		
第69条の30	第2項			準用規定
第69条の38	第4項	iv	e	
第69条の39	第1項	イ		
第69条の39	第3項	イ		
第70条	第1項	×		
第70条	第2項	×		
第70条	第5項	iv	a	
第70条の2	第1項	×		
第70条の2	第2項	×		
第70条の2	第3項	×		
第70条の2	第4項			準用規定
第74条	第1項	×		
第74条	第2項	×		
第76条	第2項			準用規定
第76条の2	第4項	×		
第76条の2	第5項	×		
第77条	第2項	×		
第78条	第1項	×		
第78条の2	第1項	iv	d	
第78条の2	第2項	×		
第78条の2	第4項	iv	d	
第78条の2	第6項	×		
第78条の4	第1項	×		
第78条の4	第2項	×		
第78条の4	第5項	×		
第78条の6	第2項			準用規定
第78条の8	第4項	×		
第78条の10	第1項	×		
第78条の11	第1項			準用規定
第79条	第1項	×		
第79条	第2項	×		
第81条	第1項	×		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第81条	第2項	×		
第83条	第2項			準用規定
第83条の2	第4項	×		
第83条の2	第5項	×		
第84条	第2項	×		
第85条	第1項	×		
第86条	第1項	×		
第86条	第2項	×		
第86条	第3項	iv	e	
第86条の2	第4項			準用規定
第88条	第1項	×		
第88条	第2項	×		
第90条	第2項			準用規定
第91条の2	第4項	×		
第91条の2	第5項	×		
第92条	第2項	×		
第93条	第1項	×		
第94条	第3項	×		
第94条	第6項	iv	e	
第97条	第1項	×		
第97条	第2項	×		
第97条	第3項	×		
第100条	第2項			準用規定
第100条	第3項	×		
第103条	第4項	×		
第103条	第5項	×		
第104条	第2項	×		
第107条	第3項	iv	d	
第107条	第5項	iv	e	
第107条の2	第4項			準用規定
第110条	第1項	×		
第110条	第2項	×		
第112条	第2項			準用規定
第113条の2	第4項	×		
第113条の2	第5項	×		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第114条	第2項	x		
第115条	第1項	x		
第115条の2	第1項	x		
第115条の2	第2項	x		
第115条の4	第1項	x		
第115条の4	第2項	x		
第115条の6	第2項			準用規定
第115条の7	第4項	x		
第115条の7	第5項	x		
第115条の8	第2項	x		
第115条の9	第1項	x		
第115条の11	第1項	iv	d	
第115条の11	第2項	iv	d	
第115条の11	第4項	x		
第115条の13	第1項	x		
第115条の13	第2項	x		
第115条の13	第5項	x		
第115条の15	第2項			準用規定
第115条の16	第4項	x		
第115条の18	第1項	iv	d	
第115条の19				準用規定
第115条の20	第1項	iv	d	
第115条の20	第2項	iv	d	
第115条の20	第3項	x		
第115条の22	第1項	x		
第115条の22	第2項	x		
第115条の24	第2項			準用規定
第115条の25	第4項	x		
第115条の27	第1項	iv	d	
第115条の28				準用規定
第115条の29	第2項	x		
第115条の29	第3項	x		
第115条の29	第5項	iv	e	
第115条の29	第7項	iv	e	
第115条の30	第2項	iv	d	

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第115条の34	第2項			準用規定
第115条の36	第2項	iv	d	
第115条の38	第1項	x		
第115条の38	第3項	x		
第115条の39	第4項	x		
第115条の40	第2項	x		
第117条	第1項	x		
第117条	第2項	x		
第117条	第3項	x		
第117条	第4項	x		
第117条	第5項	x		
第117条	第6項	x		
第117条	第7項	x		
第117条	第8項	x		
第118条	第1項	x		
第118条	第2項	x		
第118条	第5項	x		
第118条	第6項	x		
第129条	第1項	x		
第129条	第2項	x		
第129条	第3項	x		
第129条	第4項	x		
第130条	第1項	x		
第131条	第1項	x		
第135条	第1項	x		
第135条	第3項	x		
第135条	第5項	x		
第135条	第6項	x		
第136条	第1項	x		
第136条	第2項	x		
第136条	第3項	x		
第136条	第4項	x		
第136条	第5項	x		
第136条	第6項	x		
第138条	第1項	x		

分野	21	通番	14
法律名	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第138条	第2項			準用規定
第139条	第1項	x		
第139条	第2項	x		
第140条	第1項	x		
第140条	第2項	x		
第140条	第3項			準用規定
第141条	第1項	ア		
第141条	第2項			準用規定
第143条				準用規定
第145条	第1項	ア		
第148条	第3項	x		
第148条	第4項	iv	a	
第148条	第5項			準用規定
第148条	第6項			読替規定
第159条	第1項	x		
第185条	第1項	x		
第188条	第2項	x		
第189条	第1項	x		
第189条	第2項	x		
第191条	第2項	ア		
第193条	第1項	ア		
第194条	第2項	x		
第197条	第4項			準用規定
第197条の2	第1項	x		
第202条	第2項			準用規定

分野	21	通番	15
法律名	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	x		
第4条	第4項	x		
第5条	第1項	x		
第13条	第2項	iv	e	
第14条	第2項	iv	e	
第15条	第2項			準用規定
第18条	第2項			準用規定

分野	21	通番	16
法律名	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	ウ		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	√		
第10条	第1項	×		
第11条	第2項	ア		
第12条	第2項	√		
第14条	第1項	ウ		
第14条	第2項	ウ		
第16条	第1項	×		
第18条	第1項	×		
第19条	第1項	×		
第21条	第5項			準用規定
第22条	第1項	×		
第24条	第1項	√		
第25条	第1項	×		
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		

分野	21	通番	17
法律名	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第6項	×		
第9条	第8項	×		
第9条	第9項			準用規定

分野	21	通番	18
法律名	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第6項	×		
第9条	第7項	×		
第9条の2	第3項	×		
第12条		×		
第15条	第4項	ア		
第15条	第5項	ア		
第16条	第3項	ア		
第16条	第4項	×		
第17条		ア		
第17条の2	第1項	ウ		
第18条	第2項	√		
第18条の2		√		
第18条の3		ア		
第23条		×		
第25条	第2項	×		
第26条	第2項	×		
第26条	第3項	×		
第28条	第4項	×		
第29条	第2項			適用規定
第39条	第3項	ア		
第41条	第2項	ア		

分野	21	通番	19
法律名	身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	×		
第7条	第2項			準用規定
第7条	第3項			準用規定
第25条	第2項	×		
第26条				適用規定

分野	21	通番	20
法律名	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第5項	×	
第9条	第6項	×	
第10条	第3項	×	
第14条	第1項	×	
第16条	第1項	√	
第16条	第2項	×	
第17条		ア	
第21条		√	

分野	21	通番	21
法律名	発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第3項	ウ	
第5条	第5項	×	
第6条	第1項	ウ	
第14条	第2項	iv d	
第16条	第2項	ア	
第19条	第1項	ウ	

分野	21	通番	22
法律名	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	×		
第7条		×		
第9条	第2項	ア		
第10条	第2項			準用規定
第11条	第3項			準用規定
第20条	第2項	×		
第21条	第1項	×		
第22条	第1項	×		
第22条	第4項	×		
第22条	第5項	ア		
第23条		×		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項			準用規定
第24条	第4項	×		
第24条	第6項	ア		
第25条	第2項	ア		
第26条	第1項	×		
第26条	第4項			読替規定
第28条	第1項	×		
第29条	第1項	×		
第29条	第3項	×		
第29条	第4項	×		
第29条	第7項	×		
第30条	第2項	×		
第31条		×		
第32条	第1項	×		
第32条	第2項	×		
第32条	第5項	×		
第33条	第1項	×		
第34条	第1項	×		
第34条	第2項			準用規定
第36条	第1項	×		
第36条	第3項	×		
第37条	第2項			準用規定
第38条	第1項	×		

分野	21	通番	22
法律名	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第38条	第3項			準用規定
第39条	第2項			準用規定
第40条				準用規定
第41条	第4項			準用規定
第48条	第2項			準用規定
第48条	第3項			準用規定
第48条	第4項			準用規定
第49条	第6項	×		
第49条	第7項	×		
第50条	第2項			準用規定
第50条	第3項			準用規定
第50条	第4項			準用規定
第51条	第1項	×		
第52条	第2項			準用規定
第54条	第1項	√		
第54条	第2項	×		
第54条	第3項	ア		
第56条	第2項	×		
第56条	第3項			準用規定
第56条	第4項	ア		
第57条	第2項	ア		
第58条	第1項	×		
第58条	第3項	×		
第58条	第4項	×		
第59条	第1項	×		
第59条	第3項			準用規定
第66条	第2項			準用規定
第67条	第4項	√		
第67条	第5項	√		
第68条	第2項			準用規定
第69条	第1項	×		
第70条	第1項	×		
第70条	第2項			準用規定
第71条	第1項	×		
第71条	第2項			準用規定

分野	21	通番	22
法律名	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第73条	第3項	iv	c	
第74条	第2項	x		
第76条	第1項	x		
第76条	第2項	x		
第76条	第4項			準用規定
第77条	第1項	x		
第78条	第1項	x		
第80条	第2項	x		
第81条	第2項			準用規定
第85条	第2項			準用規定
第86条	第2項	ア		
第88条	第1項	x		
第88条	第2項	x		
第88条	第3項	x		
第88条	第4項	x		
第88条	第5項	x		
第88条	第6項	x		
第88条	第7項	x		
第88条	第8項	x		
第89条	第1項	x		
第89条	第2項	x		
第89条	第3項	x		
第89条	第4項	x		
第89条	第5項	x		
第89条	第6項	x		
第98条	第2項	ア		
第101条	第1項	ア		
第102条		ア		
第103条	第2項	x		

分野	21	通番	23
法律名	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第14条	第4項			生活保護法の規定の例による

分野	21	通番	24
法律名	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第4項	×	
第6条		×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第8条		×	
第9条		×	

分野	22	通番	1
法律名	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第3項	ア		
第9条	第4項	ア		
第9条	第6項	ア		
第9条	第7項	ア		
第9条	第8項	ア		
第9条	第11項	×		
第10条		×		
第12条		×		
第36条	第1項	iv	c	
第45条	第1項	iv	c	
第45条	第4項	iv	c	
第52条	第1項	iv	c	
第52条の2	第1項	iv	c	
第53条	第1項	iv	c	
第54条	第2項	iv	c	
第54条の2	第1項	iv	c	
第54条の2	第2項	iv	c	
第54条の2	第9項	iv	c	
第54条の3	第1項	iv	c	
第54条の3	第4項	iv	c	
第54条の4	第1項	iv	c	
第56条	第2項	iv	c	
第57条		iv	c	
第57条の2	第1項	iv	c	
第57条の3		iv	c	
第58条	第1項	ウ		
第59条		iv	c	
第60条		iv	c	
第63条の2	第1項	iv	c	
第64条	第1項	i		
第64条	第2項	i		
第68条の2	第3項	×		
第72条の3	第1項	iv	c	
第72条の4	第1項	iv	c	
第72条の4	第2項	iv	c	

分野	22	通番	1
法律名	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第76条	第1項	iv	c	
第76条	第2項	iv	c	
第76条の2		iv	c	
第76条の3	第1項	iv	c	
第76条の3	第2項	iv	c	
第76条の4				介護保険法の準用
第79条の2		iv	c	
第80条	第3項	iv	c	
第86条				準用規定
第106条	第2項	ア		
第115条				準用規定
第118条				適用規定
第127条	第4項			地方自治法の準用

分野	23	通番	1
法律名	男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第14条	第1項	x		
第14条	第2項	x		
第14条	第4項	x		

分野	23	通番	2
法律名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第2項	iv v	a	
第64条	第1項	v		
第98条	第2項	iv v	e	
第109条	第2項	ア		第109条第3項で準用
第111条	第2項	iv v	e	第111条第3項で後段を準用
第112条	第6項	iv v	e	第112条第6項で準用
第113条	第5項			災害対策基本法の準用
第114条	第2項	iv v	e	第114条第3項で準用
第116条	第2項			水難救護法の準用

留意事項

1 本勧告で取り上げた義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告で取り上げた義務付け・枠付けの対象範囲は、次のとおりである。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定(※1)のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a) 自治事務であること。

(b) 事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること（※2）。

(c) 事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること（※3）。

※1 平成19年12月19日¹までに公布されているものを対象。本則規定を対象とし、附則規定は含まない。準用・適用・読替規定も対象とするが、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行う。

※2 例え、次のような文言の規定が該当するが、これらの文言に限らず、「事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けている」と判断されるものは含まれる。

「……………ばならない。」「……………置く。」「……………設置する。」「……………行う。」

「……………ものとする。」「……………こととする。」「……………できない。」

「……………してはならない。」

・法律の条項が、国の事務の処理又はその方法を義務付けているものであっても、当該条項の事務を政令により地方自治体に処理させることとしているものは含まれる。

・次のものは含まれない。

ア 地方自治体若しくはその機関以外を対象として義務付けているもの（職員、議員等について個人の資格として義務付けを規定しているものを含む。）、又は地方自治体若しくはその機関と私人を対象として同一の義務付けをしているものであって、当該義務付けに係る事務の処理全般について地方自治体若しくはその機関と私人が同一に取り扱われているもの²

¹ 「中間的な取りまとめ」を踏まえて、昨年末に「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査を行った。その調査の発出日が平成19年12月19日である。

² 地方自治体又はその機関に対する義務付けと私人に対する義務付けの内容が全く同一であったとしても、例えば、当該義務付けに係る事務事業について、地方自治体又はその機関の場合には届出だが、私人の場合には認可とされているなど、事務処理の位置付けに相違が見られる場合、地方自治体又はその機関の場合には私人の場合にはない役割が課されている場合等は、「当該義務付けに係る事務の処理全般について地方自治体若しくはその機関と私人が同一に取り扱われているもの」ではないものとして取り扱っている。

- イ 努力義務、配慮義務など、一般的な原則・方針について規定しているもの
- ウ 国又は都道府県の関与に際しての手続ルール（地方自治体に対して協議等を義務付けているものを除く。）について規定しているもの
- エ 地方自治体（都道府県・市町村・特別区）、その執行機関（補助機関・附属機関を含む。）若しくは議決機関の設置又はそれら相互間の関係に関し、概念・定義等を創設的に規定しているもの
- オ 費用負担者及び費用負担区分、補助金・負担金・交付金の算定方法及びその交付・返還、公租公課等に係る規定、財政健全化に係る規定

※3 ある条項で地方自治体の事務の処理又はその方法を義務付けていても、別の条項でその手続、判断基準等について条例で定めることとしているものについては、これらの条項をあわせて判断して、(c)に該当するものとして取り扱う。また、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整、差し替え）を認めているものは、法令によって明示的に認めている場合に限るものとし、また、条例ではなく、長等が定める規則による自主的な決定を認めているもの、又は法令による義務付けについて長等が定める規則による補正（補充・調整、差し替え）を認めているものはこれに該当しない。

2 メルクマール該当・非該当の判断に当たっての考え方

各府省から共通して主張されている次の点については、それぞれに掲げるとおり判断しており、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

① 条例ではなく、長その他の執行機関が定める規則による決定の余地を許容しているもの

義務付け・枠付けの中には、条例ではないが、地方自治体の長その他の執行機関が定める規則による自主的な決定を許容しているもの、又は法令による義務付けについて長その他の執行機関が定める規則等による補正を許容しているものがある。これについては、本来、地方自治を重視する立場からは、地方議会の議決を経て、条例で行うべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

[具体例]

- ・ 学校における教科書以外の教材の使用についての教育委員会規則による教育委員会への事前届出・承認制の設定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条）

② 国による税財政上の特別の措置の直接的な前提となっているもの

義務付け・枠付けの中には、例えば、地方自治体の計画策定及びそれに対する国との関係での協議、同意の仕組みに関してときにみられるように、国の税制上の特別の措置、又は国の補助金交付の直接的な前提となっているものがある。また、地方自治体が給付するサービス等（地方自治体が設置・管理する施設を含む。）の対象者、内容等を法令で定め、それに従って実際に要した費用について国が財源措置を講じることが義務付けられているものがある。

これらについては、本来、地方分権の立場からは、国の役割に属すべきものについては、国が直接行い、それ以外については、国が相応の税財源を移譲し、地方自治体の自主税財源によるものとした上で、国の協議、同意を廃止する、対象者、内容等について条例で定める等、地方自治体の判断で行うこととすべきである。また、それが困難な場合であっても、例えば、これらの措置の直接的な前提となる行為について地方自治体の裁量の余地を許容する、又は国による財源措置は実際に要した費用ではなく標準的な費用に対して行う等の見直しを行うべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。これらの見直しのためには、税財政制度、又は個々のサービス等の制度設計の抜本的な見直しが必要になる場合もあると考えられるが、当面、それを待たずとも可能な見直しについて着実に措置を講ずべきである。

[具体例]

- ・ 児童福祉施設の設置者が、大臣の定める設備及び運営についての最低基準を遵守すべきことの義務付け（児童福祉法第 45 条第 2 項）

→ 国庫は、都道府県又は市町村が設置する児童福祉施設の設備等に要する費用の 1/2 を負担することとされている（同法第 53 条）。

③ 国による法制上の特別の措置の直接的な前提となっているもの

義務付け・枠付けの中には、法令による私人に対する一般的な規制の適用を地方自治体に対しては除外するが、例えば、その条件設定として地方自治体に対する計画策定及びそれに対する国の協議、同意を必要としたり、又は、例えば、一般には認可制であるものについて地方自治体の場合には届出制にするなど、私人に対するものより緩和された代替的な義務付けを地方自治体に対して行っているものがある。これについては、本来、地方分権の立場からは、犯罪とそれに対する刑罰を定める刑法の例外を許容する場合等を除けば、私人に適用される一般的な規制の地方自治体への適用除外に関し、地方自治体に何かを義務付けてそれを履行させることを条件として適用除外を認めるのではなく、客観的な要件のもとで当然に適用除外を認めるべきであり、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

[具体例]

- ・ 水道事業者が地方公共団体である場合に、料金を変更した場合に大臣に届け出るべきことの義務付け（水道法第 14 条第 5 項）
→ 水道事業者が地方公共団体以外である場合には、大臣の認可が必要とされている（同法第 14 条第 6 項）。

④ 公示、公告、公表等

義務付け・枠付けの中には、公示、公告、公表等に係るものがあるが、国が法令でこれらの義務付けができるような場合には、国の法令なしでも、地方自治体の判断によって公示、公告、公表等を行うことも可能である。例えば、不特定多数に対する規制を行う場合には、国の法令で義務付けられなくても、地方自治体は、これを公にする手段として公示等を行うべきことは当然である。また、行政処分を行った際、国の法令で処分の名宛人以外の利害関係者等に周知する手段として公表等を義務付ける場合があるが、行政処分を行うとき、行わないときの双方を含め、地方自治体において適切に公表等の必要性を判断すべきである。また、仮に、国の法令で義務付ける必要がある場合でも、その方法を個別具体的に特定することなくその方法は条例に委任すべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

[具体例]

- ・ 指定猟法禁止区域の指定の公示、標識の設置（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 2 項、第 13 項）
→ 公示、標識の設置のほか、標識の形状等が義務付けられている（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 16 条）。

⑤ 同意、許可・認可・承認、協議

国・都道府県による同意、許可・認可・承認については、メルクマールiv-gを設定しているが、同意のうち地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）第2の4(1)カ(ア)a及びbに該当するもの以外、許可・認可・承認のうち同計画第2の4(1)キ(ア)aからeまでに該当するもの以外については、その存置を許容するメルクマールは設定していない。また、同意を要しない協議・調整については、その存置を許容するためのメルクマールを設定していない。これらについては、技術的助言・勧告、資料提出要求等、地方自治法による関与の一般ルールに基づく権限行使によってその目的を果たすべきである。仮に、それでは目的を果たすことが不可能である場合であっても、その目的を達成するために必要最小限度のものとなるよう、より権力的でない形態によるべきである。

なお、これらについては、当委員会として、第3次勧告に向けての重点的な見直し事項の調査審議を行う際には、同意、許可・認可・承認、協議として廃止してもなお、一定の場合に限っては、事後の届出、報告、通知等の情報連絡等への移行の必要性が認められることも考えられることから、この点についても検討する。

〔具体例〕

- ・ 重要港湾の入港料に係る大臣の協議、同意（港湾法第44条の2第2項）